

淡路沿岸海岸保全基本計画
(変更)

令和3年9月

兵 庫 県

淡路沿岸海岸保全基本計画 (変更)

令和 3 年 9 月

【目 次】

海岸保全基本計画の変更にあたって----- (1)

第 1 編：海岸の保全に関する基本的な事項-----1

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	
1-1. 海岸の概要-----	1
1-2. 海岸の現状-----	4
1-2-1. 自然的特性-----	4
1-2-2. 社会的特性-----	14
1-2-3. 海岸の災害と防災-----	19
1-2-4. 海岸の特性総括-----	22
1-3. 淡路沿岸の長期的な在り方-----	26
1-3-1. 淡路沿岸の長期的な課題-----	26
1-3-2. 淡路沿岸の保全に関する基本理念-----	30
1-3-3. 淡路沿岸の保全に関する基本方針-----	32
2. 海岸の防護に関する事項	
2-1. 海岸の防護の目標-----	33
2-1-1. 防護すべき地域-----	33
2-1-2. 防護水準-----	33
2-2. 海岸の防護の目標を達成するための施策-----	38
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	
3-1. 海岸環境の整備及び保全のための施策-----	41
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	
4-1. 公衆の適正な利用を促進するための施策-----	44
5. ゾーン及びエリアごとの特性の明確化と整備の方向	
5-1. 淡路沿岸のゾーン区分と概要-----	47
5-2. エリア区分とエリア特性の設定-----	49
5-3. ゾーンごとの施策-----	53
5-4. エリアごとの施策-----	57

第2編：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項-----66

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 - 1-1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域-----66
 - 1-1-1. 整備対象区域の選定方針-----66
 - 1-1-2. 整備対象区域の選定-----67
 - 1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置-----70
 - 1-2-1. 海岸保全施設の計画諸元-----70
 - 1-2-2. 海岸保全施設の整備内容-----70
 - 1-2-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況-----70
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 - 2-1. 海岸保全施設の存する区域-----75
 - 2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置-----75
 - 2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法-----75

第3編：今後の取り組みにあたっての留意事項-----85

添付図（1）新設又は改良の整備対象区域

添付図（2）維持又は修繕対象区域

参考

海岸保全基本計画の変更にあたって

海岸保全基本計画の変更にあたって

兵庫県では、淡路沿岸の貴重な自然や景観を保全しつつ、安全で快適な生活空間を守ることを目的として、「防護」「環境」「利用」の3つの役割が調和のとれた状態で機能するよう、長期的な視点に立って、平成14年8月に「淡路沿岸海岸保全基本計画」を策定し、これまでに海岸保全施設の整備を進めてきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定を遥かに超える巨大津波によって東北地方の沿岸部が甚大な被害を受けました。

この津波被害を教訓に、国からは津波対策の新たな考え方が示され、淡路沿岸においては、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の津波について、学識経験者の参画を得て、国が示す最大クラスの津波に対する浸水想定や被害想定を行うとともに、海岸保全施設等の耐震性等を検証し対策の必要性を検討しました。

その結果、淡路沿岸においても広範囲の浸水被害が想定され、ハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策が急務となっています。

一方、海岸保全施設は、高度経済成長期に集中的に整備された施設が多く、老朽化した施設が全国的に急増しています。淡路沿岸においても、今後一斉に老朽化し機能低下に陥ることが懸念されるため、施設の計画的・効率的な維持・管理が必要となっています。

このようなことから、国においては、平成26年6月に海岸法の一部改正、平成26年12月に関係政令・省令の一部改正が行われ、平成27年2月には「海岸保全基本方針」が見直されています。

新しい海岸保全基本方針では、地震津波対策の新たな考え方とともに、急速な老朽化が見込まれる海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図ることが示されています。

さらに、平成30年台風第21号では、神戸・尼崎・西宮で既往最高潮位を記録するとともに想定を超える高波の影響により浸水被害が発生しました。

激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、近年の台風等を踏まえた計画的・重点的な高潮対策が必要となっています。

兵庫県は、今般、以上をふまえて本計画を見直し、今後とも海岸の望ましい姿の実現に努めていきます。

●計画策定・変更の流れ



<平成 26 年 6 月 海岸法一部改正のポイント>

1. 海岸管理における防災・減災対策の推進

堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など、粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づける。

2. 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

海岸保全施設のうち、水門・陸閘等については、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づける。

3. 海岸保全施設の適切な維持管理

海岸保全施設の維持・修繕に関する海岸管理者の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定める。

4. 海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等

海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障をおよぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令することができる。（※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能）

5. 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体（NPO 等）を海岸協力団体として指定することができる。

<平成 26 年 12 月 海岸法施行令の一部改正のポイント>

1. 海岸保全基本計画に定める事項の明確化

海岸保全基本計画に定める事項のうち、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を規定するものとする。

2. 主務大臣が直接工事を行う場合に代行する権限の追加

- ・海岸管理者が定める操作規則の策定等

＜平成 27 年 2 月 海岸保全基本方針（変更）のポイント＞

一 海岸の保全に関する基本的な指針

2 海岸の保全に関する基本的な事項

予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新。

(1) 海岸の防護に関する事項

- ・津波からの防護を対象とする海岸にあたっては、数十年から百数十年に一度の程度発生する比較的発生確率の高い津波に対して防護することを目標。
- ・海岸保全施設の整備に当たっては、津波、高潮等から海水の浸入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害を軽減。
- ・水門・陸閘等については、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、効果的な管理運用体制を構築。

3 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進。その際、「緑の防潮堤」など多様な構造を含めて検討。
- ・水門・陸閘等については、統合又は常時閉鎖を進めるとともに、必要があるときは自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- ・海岸保全施設を適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を策定するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進。
- ・海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録を作成及び保存。

二 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

1 定めるべき基本的な事項

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

②海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- イ 海岸保全施設の存する区域
 - ・維持または修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を設定。
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ・イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置を設定。
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
 - ・ロの海岸保全施設の種類毎に、海岸保全施設の維持又は修繕の方法を設定。

● 海岸保全基本計画の対象範囲

海岸保全基本計画は、海岸法の対象となる区域における、海岸保全施設の整備と海岸管理に関する基本的な事項を定めるものである。

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、表－１に示すように「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

表－２に示すように、このうち海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は、「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」である。本基本計画においては、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸は対象範囲に含めたが、自然的・社会的情勢の変化に伴って、今後さらに対象範囲が広がる可能性もある。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、消波堤、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。「海岸の管理」とは、海岸保全区域では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

表－１ 海岸法の対象区域

対象区域	海岸保全区域	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域
	一般公共海岸区域	公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（公共海岸） 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面
対象外	その他の海岸	港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸及び民有地のうち、海岸保全区域及び一般公共海岸区域以外の海岸

表－２ 海岸法の対象となる行為

区域 対象となる行為	海岸保全区域	一般公共海岸区域	その他
海岸保全施設の整備	○	対象外	対象外
海岸の管理	○	○	対象外

注) その他の海岸であっても防護上の問題があれば、海岸保全区域の指定等を行い施設整備を行う必要があるため、本計画の対象範囲に含める。

海岸保全基本計画

第1編：海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の概要

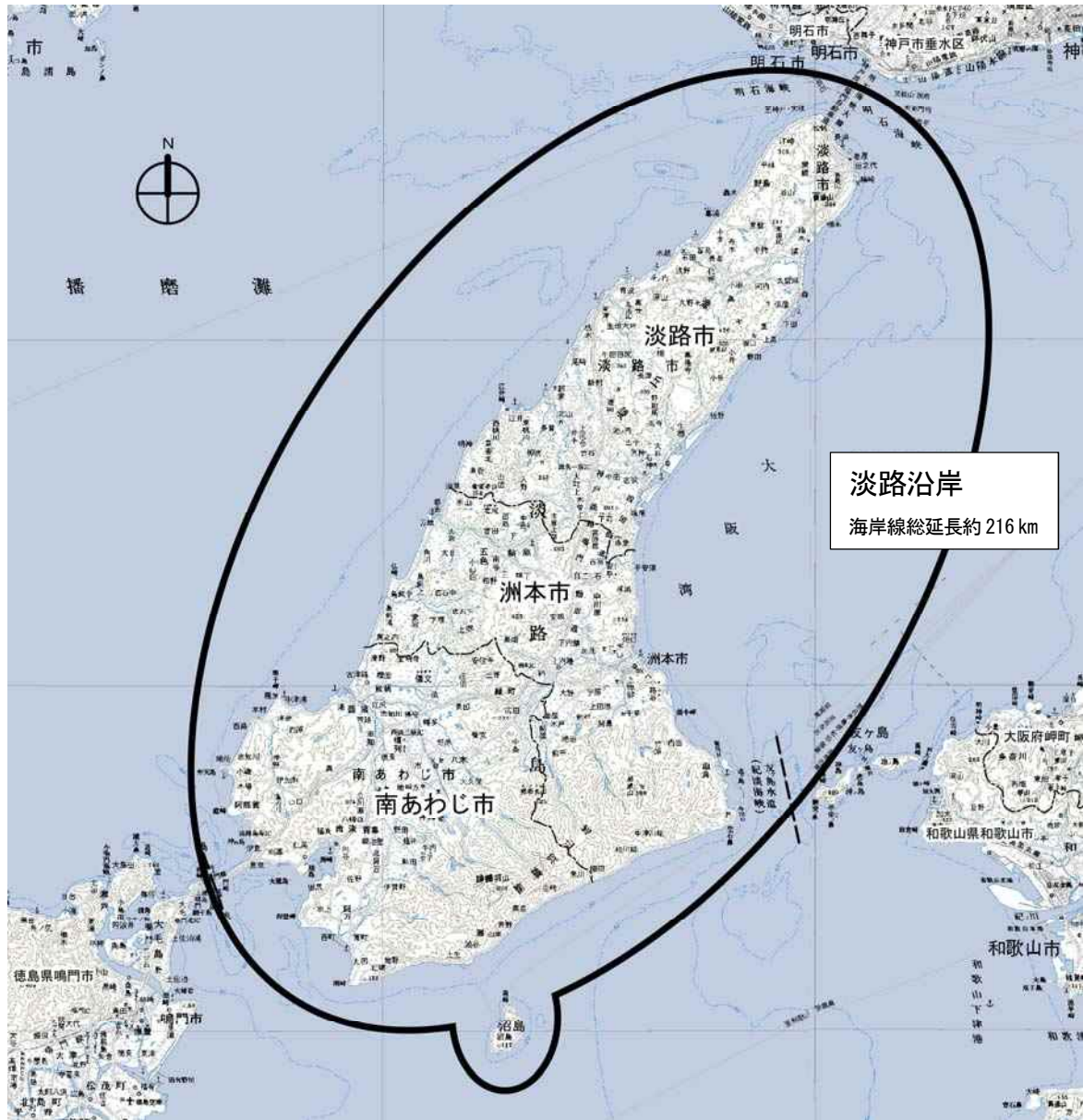
対象範囲の位置する淡路島は瀬戸内海国立公園内にあり、北は明石海峡を隔てて神戸市と、南東は紀淡海峡を挟んで和歌山県と、南西は鳴門海峡を挟んで四国の徳島県と対している。また、東部は兵庫県南東部と大阪府域からなる大阪湾沿岸と一体となり大阪湾を形成し、西部は兵庫県南西部の播磨沿岸等と一体となり、播磨灘を形成している。

淡路島の海岸線は総延長約216kmで、明石海峡に面した最北端の松帆岬^{まつほ}、名勝指定の慶野松原^{けいの}・鎧崎^{とさき}・門崎^{ふきあげ}・吹上浜・灘黒岩水仙郷・由良などの海岸景勝地を有し、美しい眺望、緑豊かな自然、青い海、白い砂浜などの豊かな環境に恵まれている。

淡路沿岸は再三台風の進路となり、昭和36年の第2室戸台風をはじめとする数々の台風により、高潮・浸水・侵食の甚大な被害を受けてきた。播磨灘に面した西側沿岸では冬期風浪、紀淡海峡に面した東側沿岸では太平洋からのうねりなどにより、沿岸全域にわたって侵食を著しく受けている。さらに平成7年1月17日の阪神・淡路大震災により、海岸保全施設は多大な被害を受けた。

一方、明石海峡大橋及び神戸淡路鳴門自動車道（本州四国連絡道路）の開通や関西国際空港・神戸空港の開港、沿岸各地域のウォーターフロント開発の進展など、新しい時代の到来による変化が進行しているものの、島内では人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる。

このような中で、淡路沿岸は大阪湾ベイエリアにおいて残された美しい自然海岸を有する沿岸であることから、この豊かな海岸環境の保全を基本として、地域の日常的な利用や都市部からの観光利用を受ける、人と生きもののオアシスとなる沿岸として、守り伝えていく必要がある。



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000(平成27年時点)に計画対象範囲を追記したものである。

図1-1-1 計画対象範囲図

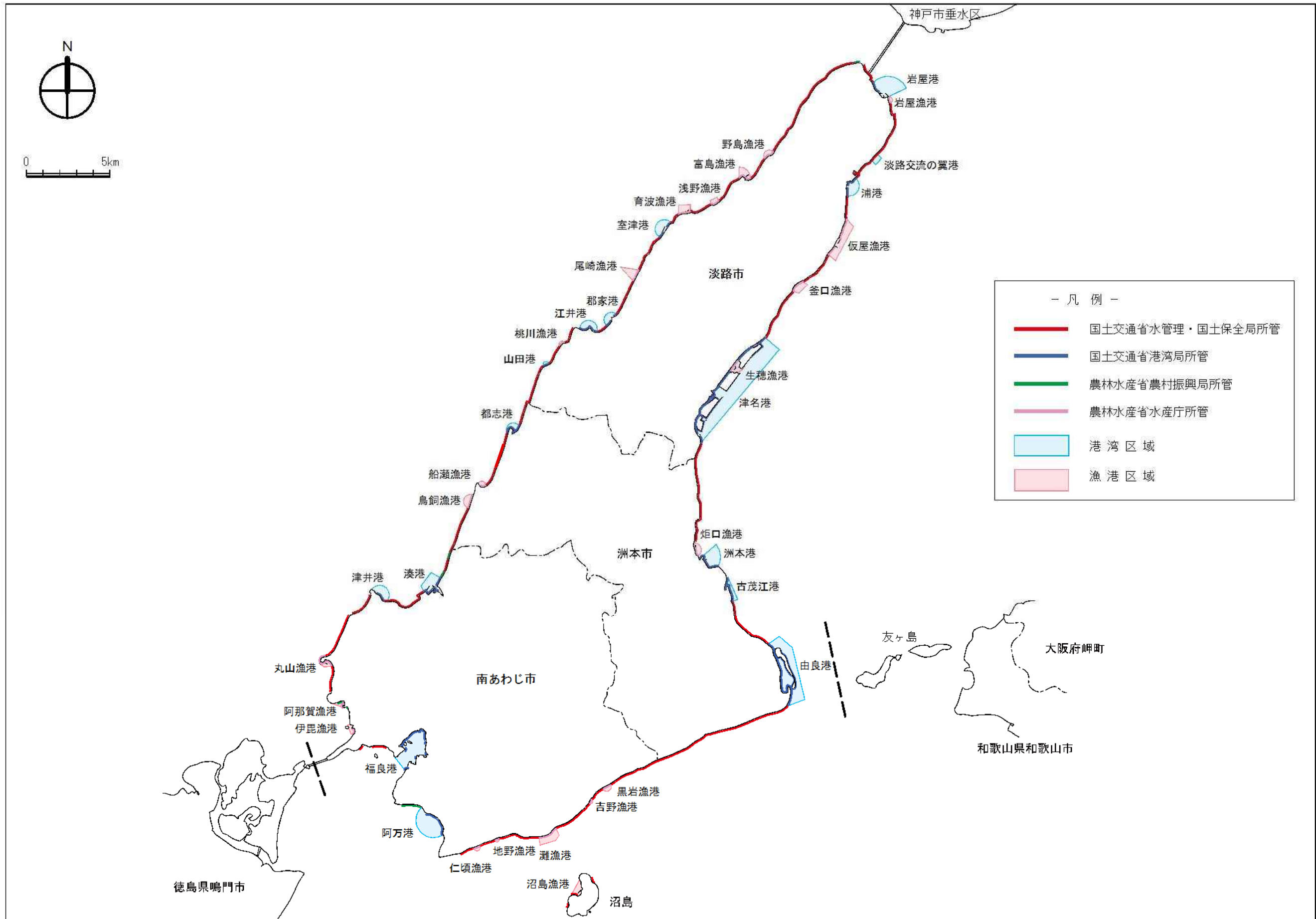


図 1-1-2 海岸の管理区分

1-2. 海岸の現状

1-2-1. 自然的特性

(1) 気象・海象

淡路島の気候は瀬戸内式気候に属しており、洲本測候所（令和元年）によると年平均気温は16.6℃、年間降水量は1,385mmで、夏季は高温多湿であるが、冬季は温暖で雨が少なく、西浦海岸の冬季季節風を除けば全般に過ごしやすい気候である。

淡路島に災害をもたらした台風のうち主なものは、昭和25年9月のジェーン台風、昭和36年9月の第2室戸台風などがあげられる。なお、近年では平成16年台風第23号、平成30年台風第21号による被害が発生している。

潮流については、明石海峡、鳴門海峡、紀淡海峡で流れが速くなっており、中でも鳴門海峡では干満時に瀬戸内海と外洋との海面の落差により最大11ノットの潮流となる。その潮流が、中瀬の暗礁に遮られることによって大小無数の渦潮が生じ、干潮時には中瀬と裸島の南側に、満潮時には北側に最大直径20mのものがみられる。その他、沿岸部の潮流は、概ね1ノット～4ノットの範囲にある。

なお、県管理の検潮所における潮位(T.P.)は、表1-1-1に示すとおりである。

出典：気象庁（洲本観測所）調べ、「兵庫県地域防災計画」（兵庫県・R2.1）「洲本市地域防災計画」（洲本市・R2.3）、「淡路市地域防災計画」（淡路市・H27.3）、「南あわじ市地域防災計画」（南あわじ市・H31.3）、「大阪湾及び播磨灘潮流図」（海上保安庁・H17.3）

表1-1-1 潮位表（平成27年～平成31年（令和元年））

検潮所	既往最高潮位	朔望平均満潮位 (H. W. L.)	朔望平均干潮位 (L. W. L.)	平均潮位 (M. W. L.)	潮位差 (H. W. L. -L. W. L.)
江井	T. P. +2. 11m	T. P. +0. 80m	T. P. -0. 55m	T. P. +0. 17m	1. 35m
湊	T. P. +1. 77m	T. P. +0. 80m	T. P. -0. 64m	T. P. +0. 12m	1. 44m
由良	T. P. +1. 76m	T. P. +0. 79m	T. P. -0. 59m	T. P. +0. 23m	1. 39m
ふくら 福良	T. P. +2. 39m	T. P. +0. 91m	T. P. -0. 91m	T. P. +0. 12m	1. 83m
ぬしま 沼島	T. P. +3. 33m	T. P. +0. 92m	T. P. -0. 84m	T. P. +0. 14m	1. 76m

※沼島の既往最高潮位は、痕跡によって観測したものである。

出典：「令和元年 港湾・海岸調査報告書」

(2) 地形・地質

淡路島の地形は、大阪湾を形成する山地・山脈との関係が深く、北部は六甲山系と一連の津名山地（六甲山系と同じ花崗岩質）が南北に縦断している。また、南部は和泉層群からなる諭鶴羽山地が東西に走っており、これは紀淡海峡を隔てて大阪府と和歌山県の境にある和泉山脈及び鳴門海峡を隔てて徳島県の讃岐山脈に連続するものである。この津名山地及び諭鶴羽山地の間に洲本・三原の平野が広がっているが、その他の海岸線はほとんど急斜面で平地は少ない。これらの山地や海岸の一部は、貴重な自然や優れた景観を

有していることから瀬戸内海国立公園に指定されている。

また、瀬戸内海はいくつかの湾や灘から構成されており、それらの海域の大部分が水深60m以浅であり、海峡部及びその周辺海域を除いて水深60m以上の海域をもつのは紀伊水道のほかは別府湾、伊予灘、豊後水道のみとなっている。

淡路島周辺における海底地形は、沿岸では概ね20～40mの水深となっているが、明石海峡部、鳴門海峡部、紀淡海峡部では、それぞれ最大100m以上の水深となっている部分がある。

淡路島の地質は、大部分が領家帯であり、沼島のみが中央構造線以南の西南日本外帯に属している。沼島の三波川帯は変成した古成層で結晶片岩類からできており、淡路島の中では最も古い地層に属し、二疊紀あたりに生成されたものである。淡路市岩屋から洲本市の先山にかけて花崗岩類の地層が北東から南西に伸びており、これは領家花崗岩類と呼ばれ、古生代末から中生代初に生成されたものといわれている。淡路島の南部は和泉層群が表面を被っているため、領家花崗岩類は地表には現れていない。また、淡路島の南部を東西に走る諭鶴羽山地と洲本市から三原川の河口にかけては和泉層群となっているほか、津名山地や諭鶴羽山地の山麓、丘陵地では大阪層群（淡路累層）が分布し、さらに神戸層群（岩屋累層）も一部淡路島の北部に分布するなど、六甲変動による断層運動の影響でモザイク状に点在している。

出典：「土地分類図」（兵庫県・国土庁土地局国土調査課・H3）、「淡路島の植物誌（地形）」（自然環境研究所・H24）、「海底地形図」（海上保安庁・H25）、「土地分類図」（兵庫県・S49）

（3）流入河川

淡路島の主な河川として、洲本川、三原川、志筑川、都志川、育波川、塩屋川、本庄川があるが、いずれも小河川である。洲本川は諭鶴羽山系を源流に大阪湾に注いでおり、三原川は淡路島を西に流れ、中下流には田園が広がっている。

なお、洲本川下流部や三原川下流部、志筑川下流部の人口密集地区では、大規模な浸水被害が発生しており、近年では洲本川水系において平成16年10月の台風23号による洪水を契機とした河川整備が進められている。

出典：「淡路(三原川等)地域総合治水推進計画」（兵庫県・H26.3）

（4）水質

淡路島は、東部沿岸が外洋との水交換率の悪い閉鎖性水域である大阪湾に面しているが、淡路沿岸海域においては大阪湾のなかでも比較的良好な水質を保っている。沿岸海域の水域類型は基本的にA類型であるが、一部、洲本港や津名港などでB、C類型となっており、平成25年度の水質(COD)の状況は、淡路沿岸の全地点で環境基準値を満足している。

海水浴場の水質は観測海水浴場15地点のうち、阿万海水浴場、新都志海水浴場で水質A（遊泳前）となっている以外は、いずれも水質AA（遊泳前）となっている。なお、慶野松原海水浴場（南あわじ市）及び大浜海水浴場（洲本市）、浦県民サンビーチ（淡路市）は、平成18年に日本の快水浴場百選に選出されている。

河川については、洲本川、三原川など7河川の計8カ所においてBODなどの生活環境項目とカドミウムなどの健康項目などの調査が行われており、長期的には横ばいの

傾向を示している。

また、瀬戸内海における赤潮の発生状況をみると、昭和51年（299件）まで年々増加の傾向にあったが、それ以降は減少している。近年は100件を下回っており、令和元年には58件の赤潮発生が確認されている。淡路沿岸（大阪湾及び播磨灘）においても赤潮の発生が確認されており、平成2年以降は50件程度で推移し、令和元年では31件となっている。

出典：「環境白書 令和元年版」（兵庫県・R2.3）、
「瀬戸内海の赤潮」（水産庁瀬戸内海漁業調整事務所・R2.6）

（5）生物相

植生は、丘陵地や山地ではモチツツジアカマツ群集、アベマキコナラ群集、シイ・カシ二次林、ウバメガシ二次林などが、平野部では水田雑草群落為主に分布している。淡路島は古くから開かれた土地であるため人為の影響が強く、本来の自然植生はごく限られた地域にしかみられない。しかし、諭鶴羽山ゆづるはの諭鶴羽神社境内神域は国立公園特別地域で、社叢林しゃそうの「アカガシ群落」は兵庫県指定天然記念物に選定されているほか、南あわじ市の賀集・淳仁天皇陵に生育するホルトノキ・スダジイ群落ぬしまや沼島・八幡神社のスダジイ・タブ群落といった照葉樹林や、南あわじ市の慶野浜けいのや吹上浜ふきあげの海浜植物群落が兵庫県レッドリストの貴重な植物として指定されている。また、洲本市の由良成ヶ島なるがしまの自然植生は、海浜植物群落、塩沼地植生、ウバメガシ群落で構成され、海岸に海浜植生と塩沼地植生が隣接する貴重な場所となっている。このように淡路島では、特に南部において貴重かつ特色のある植物が数多くみられる。

淡路沿岸の動物については、淡路島のほ乳類では大型のものとしてニホンザル、ニホンジカ等の生息が確認されている。沿岸の貴重な鳥類としては、ミサゴやチュウヒが確認されているほか、砂浜や干潟に生息するシロチドリが淡路のシンボルバードとして位置づけられている。また、沿岸の両生類の貴重な種ではダルマガエル、爬虫類の貴重な種ではタワヤモリとアカウミガメ、昆虫類の貴重な種ではオオヒョウタンゴミムシやイソカナタタキ、ヤマトマダラバッタ、魚類の貴重な種ではルリヨシノボリの生息が確認されている。

このうちアカウミガメは、洲本市の成ヶ島なるがしまや南あわじ市の吹上浜ふきあげに上陸・産卵することが確認されている。

出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センター）、「第4回自然環境保全基礎調査・兵庫県自然環境情報図」（環境省自然環境局生物多様性センター）、「改訂・兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2003」（兵庫県）、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2010（植物・植物群落）」（兵庫県）、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県）、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2012（昆虫類）」（兵庫県）、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2013（鳥類）」（兵庫県）、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2017（哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）」（兵庫県）

（6）藻場・干潟

平成6年における第4回自然環境保全基礎調査（海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査））による淡路沿岸の藻場の分布状況をみると、西部の沿岸と南部の沿岸に比較的多くみられ、このうち南部沿岸では大部分が「アラメ場」となっている。なお、兵庫県瀬戸内海海域・日本海海域藻場・干潟ビジョンでは、平成29年度から平成30年

度にかけて藻場面積の現状把握等が実施されている。これによると「毎年のようにノリ養殖漁期の終盤（春季）に色落ちが発生していることに加え、海岸にアオサ等の流れ藻の漂着が減少していることから、藻場が衰退していることは明らかである。」との記録があり、藻場が衰退傾向にあることがうかがえる。海産の大型底生植物の群落である藻場は、多様な魚介類の種場あるいは餌場であり、魚貝類など各種生物の生息地であるとともに、沿岸の水質浄化の役割も果たす貴重な場であることから、保全を図っていく必要がある。

干潟については、第4回自然環境保全基礎調査において洲本市の成ヶ島^{なるがしま}に2箇所（11ha）、南あわじ市の大園島^{おおぞの}に1箇所（2ha）の計3箇所（13ha）の分布が確認されている。近年、淡路沿岸における調査報告はないが、環境省のパンフレット（瀬戸内海国立公園成ヶ島^{なるがしま}）によると、由良湾側において干潟が形成されているとの記載がある。なお、干潟は多種多様な生物の生息地であるとともに、鳥類などの餌場でもあるなど、貴重な自然地であることから保全を図っていく必要がある。

出典：「第4回・第7回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センター）
「兵庫県瀬戸内海海域・日本海海域藻場・干潟ビジョン」（兵庫県・R2.3）

（7）瀬戸内海国立公園

淡路沿岸における自然公園（国立公園）の指定状況をみると、表1-1-2に示すように島全体では4,740haが指定されている。

陸域は第1種特別地域が南あわじ市の慶野松原^{けいの}、洲崎や煙島^{ぬしま}、沼島などに計62ha指定され、第2種特別地域は洲本市の成ヶ島^{なるがしま}や南あわじ市の沼島^{ぬしま}、吹上浜^{ふきあげ}などにおいて計1,607haが指定されている。また、第3種特別地域は、淡路市の常隆寺山東斜面一帯や南あわじ市の福良湾背後山地^{ふくら}などに計481haが指定されており、普通地域は洲本市の由良や南あわじ市の灘黒岩などに計2,590haが指定されている。

一方、海域は明石海峡、鳴門海峡、紀淡海峡にそれぞれ普通地域が指定されており、この指定海域では埋立などの開発行為に対する規制がある。

また、自然公園の平成30年利用者数は、瀬戸内海国立公園全体では43千人/年、兵庫県では16千人/年となっている。

出典：「自然保護各種データ（自然公園等利用者数調）」（環境省・H30）

表1-1-2 自然公園（国立公園）指定状況

区 分		主な指定場所	面積(ha)	
陸 域	特別保護地区	なし	—	
	特別地域	第1種特別地域	けいの ぬしま 慶野松原、沼島、洲崎、煙島等	62
		第2種特別地域	せんざん なるがしま けいの 常隆寺山、先山、成ヶ島、慶野松原、 ゆづるは ぬしま ふきあげ 諭鶴羽山、沼島、吹上浜等	1,607
		第3種特別地域	とさき ふくら 常隆寺山、門崎半島、福良湾背後の 山地等	481
	普通地域	あなが 洲本市由良町、南あわじ市阿那賀、南あわじ市灘黒岩	2,590	
海 域	海中公園地区	なし	—	
	普通地域	明石海峡、鳴門海峡、紀淡海峡	—	
合 計			4,740	

出典：「瀬戸内海国立公園（淡路地域）の公園区域及び公園計画の変更案の概要」（環境省・H24）、「瀬戸内海国立公園（淡路地域）区域及び公園計画図」（環境省）

（8）保安林及び鳥獣保護区等

淡路地域における保安林の分布状況をみると、保安林の指定は全体で5,752ha（平成30年3月）である。このうち、沿岸の環境保全に重要である魚つき保安林が103haと、飛砂、防風、潮害保安林を併せた14ha、合計117haが指定されている。

また、鳥獣保護区等の分布状況では、鳥獣保護区7箇所、銃猟禁止区域11箇所（内、海域部2箇所[明石海峡、兵庫県鳴門海峡又沼島]）がそれぞれ指定されている。

出典：「兵庫県鳥獣保護区等位置図（令和元年度）」（兵庫県）
「平成30年度林業統計書」（兵庫県・R2.3）

（9）天然記念物等

淡路沿岸において天然記念物に指定されている自然環境資源としては、大和島及び明神崎のイブキ群落、ぬしま ゆづるは
沼島のウミウ渡来地、諭鶴羽山のアカガシ群落がある。

また、けいの
慶野松原が国の名勝として指定されている。

表1-1-3 天然記念物等

市名	指定機関	分類	内 容
淡路市	県	天然記念物	大和島のイブキ群落
	県	天然記念物	明神崎のイブキ群落
	国	天然記念物	野島断層
	国	史跡	徳島藩松帆台場跡
	県	天然記念物	野島鍾乳洞
	県	天然記念物	常隆寺のスダジイ・アカガシ群落
	県	天然記念物	伊弉諾神宮 <small>いざなぎじんぐう</small> の夫婦クス
	県	天然記念物	妙勝寺の大クスノキ
洲本市	国	史跡	洲本城跡
	国	名勝	旧益習館庭園
	県	天然記念物	洲本奥畑のメグロチク
	県	天然記念物	河上神社のイブキ
南あわじ市	県	天然記念物	沼島 <small>ぬしま</small> のウミウ渡来地
	県	天然記念物	論鶴羽山 <small>ゆづるは</small> のアカガシ群落
	県	天然記念物	さや状褶曲
	国	名勝	慶野松原 <small>けいの</small>

出典：「国、県文化財一覧」（兵庫県教育委員会・R2）

（10）沿岸部の貴重な地形・地質

兵庫県版レッドリストに示される淡路沿岸に分布する貴重な地形・地質のうちAランクのものを下表に示す。淡路沿岸には成ヶ島なるがしまや絵島、野島断層など地形・地質的に貴重な場所が多く存在することがわかる。

※Aランク：規模的、質的に優れており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

表1-1-4 沿岸域に分布する貴重な地形・地質

■地形

所在地	通称名	分類区分	カテゴリー
洲本市由良町	成ヶ島 <small>なるがしま</small>	沿岸州、ラグーン	A
淡路市小倉	野島断層	活断層地形（地震断層）	A

■地質

所在地	通称名	分類区分	カテゴリー
南あわじ市沼島江 <small>ぬしま</small> の尾および黒崎東南方海岸	—	岩石、変形構造	A
淡路市岩屋	絵島	地層、風化、海食	A
淡路市塩尾東南方海岸	塩尾花崗岩	岩石、変成構造、捕獲岩	A
淡路市野島平林および小倉	野島断層	変形構造	A

■化石関係

所在地	通称名	分類区分	カテゴリー
南あわじ市湊西方 <small>あなが</small> および阿那賀	—	地層、化石	A

出典：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県）

(11) 海岸景観

「日本の自然景観」(環境庁)などであげられた景観資源としての砂浜は、^{ごしきはま}五色浜、^{なるがしま}成ヶ島、^{ふきあげ}吹上浜、^{けいの}慶野松原などがある。このうち、^{けいの}慶野松原については、国立公園や国指定の名勝、さらに日本の渚・百選、日本の白砂青松・百選に選定されるなど、淡路島はもとより、わが国の貴重な景観資源となっている。

一方、^{なるがしま}成ヶ島は^{なるやま}成山と^{おいしざき}生石崎が砂州によってつながり形成されたもので、別名淡路橋立と呼ばれるなど、特徴ある景観を醸し出している。

兵庫県版レッドリストに示される淡路沿岸に分布する貴重な自然景観のうちAランク及びBランクのものを下表に示す。淡路沿岸には上記以外にも鳴門岬や大和島など景観に優れ、地形・地質的にも貴重な場所が多く存在することがわかる。

※Aランク：規模的、質的に優れており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

Bランク：Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。

出典：「日本の自然景観 近畿版Ⅱ」(環境庁編・H元)、

「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県)

表 1-1-5 淡路沿岸に分布する貴重な自然景観

市名	所在地	通称名	分類区分	カテゴリー
淡路市		大和島	植生・地形	B
		明神岬	地形	B
		江井岬	地形	B
洲本市	由良町	^{なるがしま} 成ヶ島	植生・地形	B
		三熊山城跡・常緑樹林	植生・人との関わり	B
	五色浜 鳥飼浜	五色浜 新五色浜	地形	B
南あわじ市・洲本市	南淡路	^{ゆづるは} 論鶴羽山と灘海岸	植生・地形	B
南あわじ市	鳴門岬 鳴門海峡	鳴門岬周辺	地形	A
	^{けいの} 慶野海岸	^{けいの} 慶野松原	植生	B
	^{ぬしま} 沼島	^{ぬしま} 沼島東岸	植生・地形	B
	^{あま} 阿方	^{ふきあげ} 吹上浜	植生・地形	B

出典：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県)

	
<p>1. 淡路市【田之代海岸】 淡路島の北端に位置し、海水浴場やヒラメの放流など体験学習の場として、利用されている。</p>	<p>2. 淡路市【浦海岸】 マレットゴルフ場、公園、海水浴場などの設備があり、夏には多くの海水浴客で賑わっている。海浜公園のすぐそばに、道の駅やサンシャインホールなどもある。</p>
	
<p>3. 淡路市【津名港】 淡路島のほぼ中央部に位置し、淡路島を代表する港のひとつとなっている。</p>	<p>4. 洲本市【大浜海岸】 市街地に隣接しているながら白砂青松の海岸が残る。また、背後の三熊山には貴重な生物が多数確認されている。</p>
	
<p>5. 洲本市【成ヶ島】 淡路島の南東に位置する成ヶ島は、別名淡路橋立とも呼ばれるなど景観的にも非常に美しく、また、県下でも有数の貴重な海浜植物群落が自生する場所でもある。</p>	<p>6. 洲本市・南あわじ市【諭鶴羽山系】 淡路南部に広がる諭鶴羽山系は、急峻な地形条件などから人為的な開発が進んでおらず、豊かな自然環境が多く残されている。また、その山林には貴重な生物が多数確認されている。</p>
	
<p>7. 南あわじ市【沼島・上立神岩】 沼島の東南、海中に剣を立てたように姿を見せる高さ約30mの岩。天の御柱であるとか龍宮の華表（城郭の門の意）であるとも伝えられ、島内には「日本書紀」に基づいた国生み神話が残る「自凝（おのころ）神社」があり、おのころ島伝説の有力な比定地のひとつ。</p>	<p>8. 南あわじ市【沼島】 灘の沖4.6kmにある、周囲10kmの孤島。東南海岸には「上立神岩」「屏風岩」「あみだバエ」などの勇壮な奇岩が点在している。自然美の奥深さを感じさせる「古水の浜」では、海水浴・キャンプ・サーフィンが楽しめる。</p>



9. 南あわじ市【^{けいの}慶野松原】

日本の白砂青松百選、日本の渚百選に選ばれるなど、美しい白砂浜が広がる。しかし、年々砂浜が侵食されつつあり、近年では人工リーフの整備により侵食対策が行われている。



10. 南あわじ市【^{かさあげ}吹上浜】

白砂浜が広がる美しい海岸で、貴重な海浜植物群落が自生する。

11. 洲本市【^{ごしきはま}五色浜】

五色の砂礫が美しい砂浜であるが、近年では道路整備や砂浜の侵食などにより、面的な広がりがなくなりつつある。



12. 淡路市【多賀海岸】

夏には海水浴場などに、災害時には、地域の防災活動の拠点となる親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ海岸として整備されている。

13. 淡路市【江井岬】

江井花崗閃緑岩で形成された海食崖。付近には、江井海水浴場がある。



14. 淡路市【サンセットラインからの夕景】

西海岸沿いで出会う美しい夕景から、県道 31 号はサンセットラインと呼ばれ、ドライブコースとして人気がある。

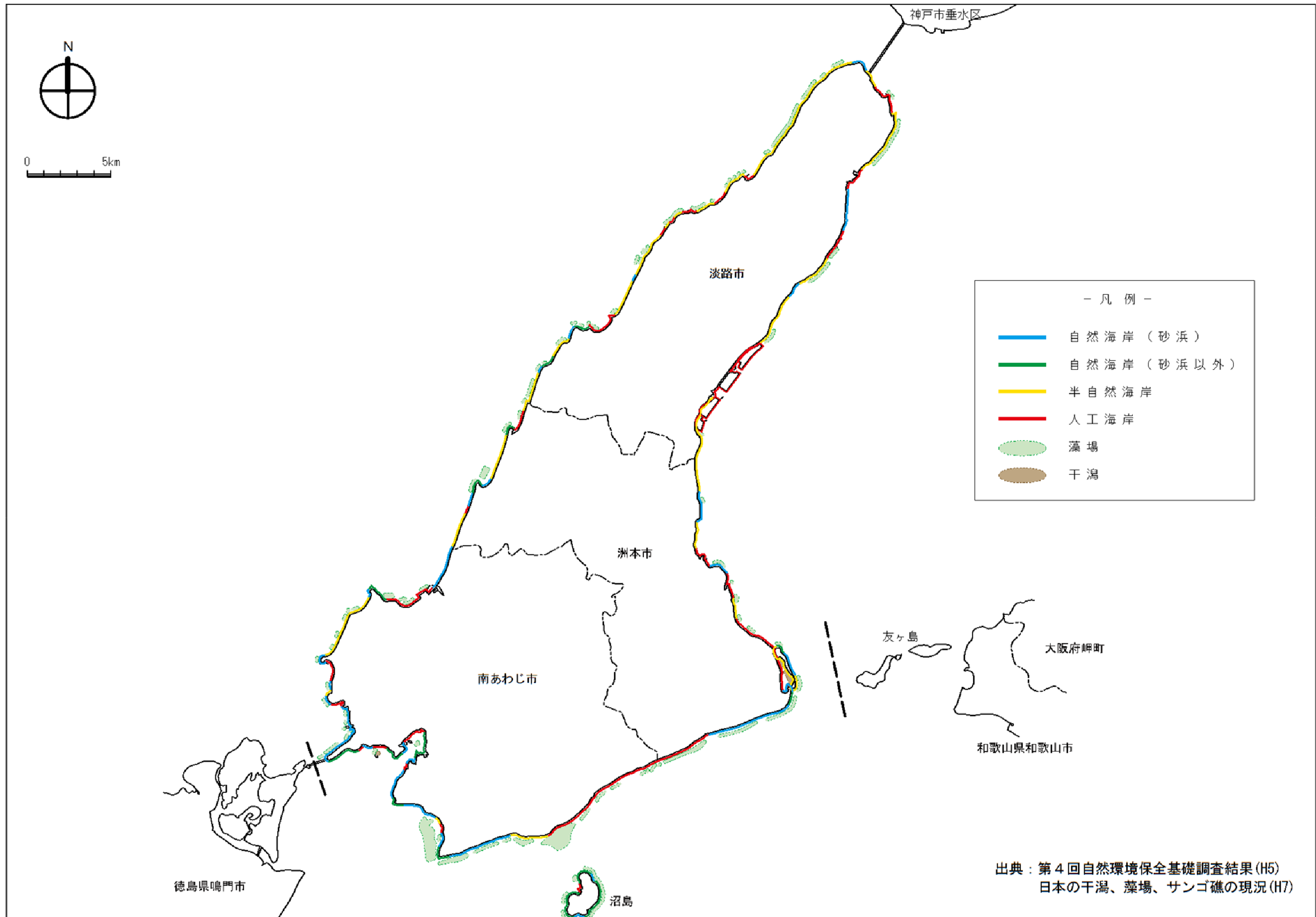


図1-1-3 自然特性図

1-2-2. 社会的特性

(1) 人口等

淡路地域の推計人口は令和2年・約126千人で、平成10年と比べて約35千人(21.7ポイント)の減少となっており、淡路市、洲本市、南あわじ市の3市とも減少傾向で推移している。

また、世帯数は令和2年・約52千世帯で、平成10年と同程度となっている。世帯当たりの家族数では、平成10年の3.01人/世帯から平成30年は2.32人/世帯と0.69人の減少となっている。

出典：「兵庫県統計書」（兵庫県統計協会・H30）、兵庫県ホームページ「推計人口・R2.9」

(2) 産 業

淡路地域の産業別就業者数は、全体的に減少傾向で推移しており、特に第一次産業及び第二次産業で減少が顕著となっている。

都市別にみると、第一次産業では平成7年から平成27年にかけて淡路市や南あわじ市で2,800人程度、洲本市では1,700人程度の減少がみられる。また、第二次産業では各市とも大幅に減少しており特に淡路市では3,600人程度の減少となっている。第三次産業では、第一次産業、第二次産業に比べ減少率は低い。内訳として、淡路市および南あわじ市では就業者数が630人程度減少しているが、洲本市では800人程度増加している。

出典：「国勢調査報告」（総務省統計局・H7, H27）

(3) 漁 業

淡路沿岸には22港の漁港（第1種14港、第2種8港）と16港の港湾（地方港湾）があり、淡路交流の翼港及び古茂江港を除いて漁船漁業の基地となっている。

漁港・漁業施設については、地域及び海域の特性に応じた生産拠点、流通加工拠点などの整備が進められているほか、栽培漁業・養殖漁業の推進など、つくり育てる漁業も含めた多面的な整備が図られている。

なお、平成7年の阪神・淡路大震災では、地域の漁業施設も多大な被害を受け、生産活動にも深刻な影響が及んだ。被害は、淡路市、洲本市（旧五色町）に及び盛期であったノリ養殖の生産活動は一時的に休止したほか、漁船・漁港の被害で係留や漁獲物の水揚げができないなどの被害を受けた。

近年の漁獲量は、平成30年で海面漁業が約12千トンとなっている。

海面漁業では、地域の重要な水産資源であるシラス、イカナゴなどの多獲性魚類が5割以上を占め、次いでタコ類、マダイなどと続いている。

養殖漁業では、特にノリ養殖業が盛んで、各地域で活発に生産されており、平成30年の収穫量は約16千トンで、全国的にも屈指のノリ生産地である。このほか、島南西部における養殖では、ワカメ、トラフグなどを中心に生産が行われている。

漁業権は淡路沿岸のほぼ全域に指定があり、共同漁業権（第1種～3種）の免許件数は87件、区画漁業権（第1種～3種）の免許件数は64件である。

出典：「平成30年海面漁業生産統計調査」（農林水産省）、「兵庫県瀬戸内海(のり、わかめ)養殖漁場図」（海上保安庁・H30.9）、「兵庫の海釣り」（兵庫県HP）

(4) 港湾物流

淡路沿岸には現在16港の港湾が整備されている。

主な港湾の取扱貨物量（平成30年）は、湊港の約266千フレート・トン、津名港の約39千フレート・トン、福良港の約122千フレート・トンなどがあげられる。船舶の乗降人員をみると岩屋港が約748千人、福良港が433千人などとなっている。なお、明石海峡大橋の開通後は、明石淡路フェリーの廃止、大阪・深日一洲本港の連絡船の廃止などにより、現在、島内外を結ぶ定期航路は明石港と岩屋港を結ぶ航路、土生港と沼島を結ぶ航路に限られ、福良港の利用は遊覧船などによるものとなっている。

出典：「兵庫県港湾統計年報（平成30年）」（兵庫県）

(5) 土地利用

淡路地域の土地利用は、農地、山地が大きな空間を占め、都市的土地利用は少なく港湾や漁港を中心にした市街地や集落地が点在している。このうちまとまった市街地は、洲本市や淡路市で発達したものがみられるが、他の市街地は比較的小規模である。

なお、神戸淡路鳴門自動車道（本州四国連絡道路）及び明石海峡大橋の開通以降は、淡路島東岸では都市的土地利用が増加している。

出典：「兵庫県統計書：市町別総面積・地目別土地面積」
（国土交通省国土地理院、兵庫県市町振興課・H30）

(6) 交通

淡路島の道路網は、平成10年4月に開通した明石海峡大橋及び神戸淡路鳴門自動車道の広域幹線道路と国道28号を中心に、主要地方道7路線、一般県道30路線がある。

また、国道28号の洲本バイパスは、現在洲本市納～宇山間3.6kmが開通しており、残りの宇山～炬口間2.4kmの早期開通を目指している。

一方、海に囲まれた淡路島は古くから海路が発達し、阪神間と高速艇やフェリーで結ばれてきた。平成6年9月の関西国際空港の開港時には、洲本ポートターミナル及び津名港ターミナルが完成し、洲本港～（津名港経由は1日1便）～関西国際空港を結ぶ洲本パールラインによる高速艇も就航した。しかし、明石海峡大橋の開通により、本州と淡路島を結ぶ航路数は減少し、現在、定期旅客船では淡路ジェノバライン（明石～岩屋）の1航路のみとなっている。また、離島航路では、沼島汽船の灘線（土生～沼島・10往復/日）がある。

出典：「平成27年度事業概要」（国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所）、淡路市ホームページ、南あわじ市ホームページ

(7) 海洋性レクリエーション

淡路地域は、温暖な気候と海洋性の優れた自然景観に恵まれ、国生みの島として歴史と伝統を背景とした資源に加えて、春から秋の鳴門観潮、夏の海水浴、冬の水仙郷など、四季折々の豊かな自然の表情を有している。

平成29年度の淡路地域（淡路市、洲本市、南あわじ市）における観光入込客数は13,012千人となっている。観光客数の推移をみると明石海峡大橋が開通した平成10年の22,975千人をピークに落ち込み、平成13年以降は約10,000千人前後で推移している。しかし、明

石海峡大橋開通前と比べると3,000千人から4,000千人程度多い観光客数となっている。

海洋性レクリエーションに関する観光客数の推移をみると、海水浴（ヨットを含む）、釣り・潮干狩りとも明石海峡大橋開通後の平成10年度には700千人以上あったが、その後は減少傾向で推移しており、平成21年度では海水浴（ヨットを含む）が355千人、釣り・潮干狩りが204千人となっており、明石海峡大橋開通前の観光客数をいずれも下回っている。

また、プレジャーボートの係留状況をみると、平成30年には淡路島全域で1,351隻の係留があり、平成26年と比べて69隻の増加となっている。内訳をみると、港湾に約1,100隻、漁港に約240隻、河川に約10隻となっている。

出典：「兵庫県観光客動態調査報告書」（兵庫県・各年度）、
「平成30年度プレジャーボート実態調査」（兵庫県）

（8）歴史・文化財

淡路島の歴史は古く、わが国建国の神話にからむ古い由緒をもち、古事記・日本書紀によると伊弉諾命、伊弉冉命の二柱の神から生まれたとされ、「おのころ島」として知られている。長い伝統をもつ神社や仏閣も多く、阪神・四国間の文化・経済の接点の役割を担ってきたところで、万葉の昔から「淡路島かよう千鳥の鳴く声に…」と、その美しい風土が詩歌に歌われるなど、古くから親しまれた島であることがわかる。平安時代には、荘園制が発達するとともに、瀬戸内海航路は公租の運搬や荘園年貢の輸送の動脈として、また、大陸との交易の主要ルートとして一層の繁栄をみている。この時代の源平合戦に関連する史跡としては、南あわじ市にお局塚（七つ塚）がある。

瀬戸内海は古来より大陸及び国内各地との交通の大動脈として重要な役割を担ってきている。古代において、瀬戸内海は、九州北部（太宰府）と畿内（難波津）の2つの拠点をつなぐ主要な航路としてその役割を果たしてきたが、それに加え、大陸文化の流入においても、中国や朝鮮への使節（遣唐使、遣新羅使）が畿内（難波津）から目的地に向かう際に利用する重要な交通路で、淡路島では「武庫浦」が利用され、大和朝廷は瀬戸内海一帯の港や船の整備に力を入れ港を次々と開いていった。なお、淡路市大磯には、「西廻り航路史跡」がある。

また、淡路島には多くの文化財・史跡が存在しており、文化財は国指定のもので20箇所、県指定のもので54箇所がある。

出典：「国・県指定文化財一覧」（兵庫県教育委員会・R2.4）

（9）祭り・行事

淡路島では、一年を通して各地で様々な祭りや行事、イベントが行われている。

歴史的なものとしては伊弉諾神宮での粥占祭、湯立行事（淡路市）、高田屋嘉兵衛まつり（洲本市）、阿方の風流大踊小踊（南あわじ市）などがあげられ、このうち、阿方の風流大踊小踊は、国指定の重要無形民族文化財に指定されている。

その他、イベント関係では、淡路国生みマラソン大会（淡路市）、すもとマラソン（洲本市）、淡路市夏まつり（淡路市）、淡路島まつり（洲本市）、福良湾海上花火大会（南あわじ市）、淡路島ロングライド150（兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市ほか）など

がある。

出典：各市要覧

(10) 関連計画

関連計画としては、国土交通省など国の機関による近畿に関わる計画、兵庫県や各市の総合計画及び環境に関わる計画などを整理し、以下に示す。

表1-1-6 主な関連計画

区分	分類	計画名称等
国の計画	総合計画 ・ 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 国土形成計画（全国計画）（平成27年8月 国土交通省） 関西広域地方計画（平成28年3月 国土交通省） 大阪湾港湾の基本構想～スマートベイの実現を目指して～（平成27年12月 大阪湾港湾関連推進協議会）
	防護	<ul style="list-style-type: none"> 国土強靱化基本計画（平成30年12月 内閣官房） 第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月 国土交通省） インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議） 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年5月 国土交通省） 農林水産省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年8月 農林水産省）
	環境	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海環境保全基本計画（平成27年2月 環境省） 水産基本計画（平成29年4月 水産庁） 大阪湾再生行動計画（第二期）（平成26年5月 大阪湾再生推進会議）
県・市の計画	総合計画 ・ 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県国土利用計画（第五次）（平成29年3月） 21世紀兵庫長期ビジョンー2040年への協働戦略ー（平成23年12月） 兵庫県地域創生戦略（平成30年3月） 淡路地域ビジョン（淡路県民局 平成23年12月） 関係市の総合計画
	防護	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県地域防災計画 兵庫県強靱化計画（令和2年3月） 関係市の地域防災計画 南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（令和2年9月改訂版） 津波防災インフラ整備計画改定版（令和2年7月） ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（令和2年3月改訂版） 兵庫県高潮対策10箇年計画（令和2年6月）
	環境	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（平成28年10月） 第5次兵庫県環境基本計画（平成31年2月） ひょうご農林水産ビジョン2025（平成28年3月）

(11) 海岸への要請

海岸への要請について、主な内容を整理すると以下のものがあげられる。

<防護>

関係市町の要請	<ul style="list-style-type: none">・ 荒天時における海岸部での通行不能箇所対策（洲本市）・ 季節風の飛砂により海水浴場近くの民家に影響が及ぶため、その対策費用が膨大である（南あわじ市（旧南淡町））・ 灘海岸の侵食が著しいため対策工事の実施（南あわじ市（旧南淡町））・ 道路と海岸部の高低差が大きいところの対策（南あわじ市（旧西淡町））・ 砂浜侵食、台風・季節風による越波、高潮による浸水対策（淡路市（旧一宮町））・ 西浦海岸（五色地区）の海岸等の侵食対策の実施（洲本市）・ 海岸保全施設の老朽化対策、地震等への対策、陸間部角落としての未改良施設の更新の実施（洲本市）
---------	--

<環境>

関係市町の要請	<ul style="list-style-type: none">・ 土砂、木材の違法採取による土砂流出が招く海域への影響（洲本市）・ 上灘地区等の良好な自然景観の保全（洲本市）・ 膨大な海上ゴミの処理方法等（ゴミの減量化）（洲本市）・ 町の海岸は大半が埋立地であり、今後残された海岸の保全が必要である （淡路市（旧津名町））・ 漂流ゴミの処理対策（南あわじ市（旧西淡町））・ 自然を生かした砂浜の復活及び保存（淡路市（旧一宮町））
---------	--

<利用>

関係市町の要請	<ul style="list-style-type: none">・ 水上バイク利用のトラブル（淡路市、洲本市、南あわじ市）・ 海づり公園の設置（淡路市（旧一宮町））
---------	---

1-2-3. 海岸の災害と防災

(1) 既往災害

① 風水害

四方海に囲まれた淡路島は、毎年のように、何らかの災害を被っている。特に、台風が太平洋上に発生し北上を始めた時には、南部では既に高波が打ち寄せ、台風の接近ともなれば、河川は増水し、各地で冠水、海岸線は波浪による被害を繰り返してきた。

「兵庫県災害誌」によると明治年間では少なくとも8回以上、大正年間では8回程度、また、昭和25年から昭和58年までの34年間に25回、ある年には年に2回も台風または豪雨により被害を受けている。また、被害の概要を把握できるものとして昭和36年の第2室戸台風があり、淡路島各地で甚大な被害が発生した。近年では、平成16年の台風第23号や平成30年の台風第21号により、淡路沿岸の海岸が被害を受けた。

② 地震・津波災害

地震による被害は、内陸型地震については、記憶に新しい平成7年の阪神・淡路大震災により、北部及び西部の海岸において、海岸保全施設に被害が発生した。

海溝型の巨大地震による津波の被害については、昭和21年の南海道地震に伴う津波があげられ、南あわじ市（旧南淡町）の福良地区において床上浸水362戸、床下浸水425戸といった被害が発生している。

③ 侵食災害

台風や高潮による侵食災害については、市町アンケートによると、被害は、洲本市の西浦海岸、淡路市の田之代海岸、南あわじ市の慶野松原海岸における砂浜の侵食があげられている。

(2) 海岸事業の変遷

淡路沿岸は、台風の襲来や西浦海岸の冬季風浪、鳴門海峡に面した灘海岸のうねりなどによる越波や侵食が著しいため、離岸堤や養浜、護岸等の整備を進めてきた。また、慶野松原海岸の侵食対策では、潜堤（人工リーフ）を採用するなど、景観に配慮した整備も実施してきた。

(3) 海岸保全施設の整備状況

淡路沿岸の海岸線延長は約216kmで、このうち海岸保全区域は約164kmとなっている。所管別内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）が約88km、国土交通省（港湾局）が約56km、農林水産省（水産庁）が約17km、農林水産省（農村振興局）が約2kmとなっている。現在では「海岸の保全」、「海岸の利用」、「アメニティの向上」に向け、高潮や波浪による越波・浸水などが予測される地域及び侵食被害が存在する地域で海岸保全施設の整備を進めている。

また、平成17年度から平成21年度にかけて、安政南海地震（淡路島南部は昭和南海地震）を対象として、海岸保全施設の耐震性を調査し、防潮堤の補強や嵩上げを実施した。東日本大震災のあとは、海岸保全施設の耐震・耐津波性能の再点検を行い、近年発生が予

想されている南海トラフ地震に対しての津波対策を進めている。

平成30年台風第21号では、神戸・尼崎・西宮で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により浸水被害が発生した。このため近年の台風などを踏まえた対策を計画的に進めている。

(4) 管理体制

海岸保全施設の日常的な管理では、担当職員が巡視し、施設の点検や維持修繕を行っている。

地域の主な防災体制としては、県及び関係市において地域防災計画が策定されており、防災活動体制の整備や防災意識の普及、災害ボランティアの組織化や育成などに取り組んでいる。

市町アンケートでみると、避難場所としては、小学校や公園などが多く、避難行動体制としては有線放送や電話のほか、消防団の協力などが多くなっている。また、防災上の問題点としては、住民への連絡方法や体制の充実、避難場所の不足などがあげられている。

表1-1-7 地域の防災体制

区 分	避難場所	避難行動体制
洲本市	指定避難所として67箇所の公共施設、集会所、高台等を指定	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関、警察、自主防災組織等の協力により避難 CATV、広報車等による広報、消防機関、自主防災組織等の協力により伝達
淡路市	指定避難所・指定緊急避難場所として72箇所の公共施設、集会所等を指定	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て避難 防災行政無線、広報車等による広報、警察、自主防災組織等の協力により伝達
南あわじ市	避難所（拠点・広域）として44箇所の学校、公民館、集会所等を指定	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て避難 CATV、広報車等による広報、自治会、消防団、自主防災組織等の協力により伝達

出典：「洲本市地域防災計画（令和元年度改訂版）」（洲本市）、「淡路市地域防災計画」（淡路市・H27.3）、「南あわじ市地域防災計画（平成30年度修正）」（南あわじ市）

(5) 美化活動

港湾区域などを除いた海域については国土交通省、海岸については兵庫県及び関係市が美化活動を行っている。

また、関係市は市民参加の海岸美化活動の促進及び海岸愛護の普及と啓発を図っており、地域住民の協力を得て定期的に海岸清掃活動などを行っている。

「リフレッシュ瀬戸内」が代表的な事例であり、市が主体となりボランティアを募り行われている。

表1-1-8 地域の活動等

区 分	環境保全の取り組み
洲本市	<small>なるがしま</small> 成ヶ島-ゴミ清掃、植物保護 <small>たけのくち</small> 大浜、炬口海水浴場-ゴミ清掃 内田-砂浜清掃 <small>あいが</small> 安乎中川原-砂浜清掃
旧五色町	<small>とりかい</small> 鳥飼地区、 <small>とりかい</small> 鳥飼漁港、 <small>つし</small> 船瀬漁港、 <small>つし</small> 都志港海岸都志地区 -砂浜清掃
旧淡路町	<small>たのしろ</small> 岩屋田之代-海岸清掃
旧北淡町	<small>いくは</small> 育波、 <small>としま</small> 浅野、 <small>としま</small> 富島、 <small>くんげ</small> 野島-ゴミ清掃
旧東浦町	全域-砂浜の清掃
旧一宮町	尾崎、多賀、江井、 <small>くんげ</small> 郡家、山田-砂浜清掃
旧津名町	<small>いくほ</small> 生穂地区、佐野地区-ゴミ清掃
旧南淡町	<small>かるも</small> 苺藻、 <small>ふくら</small> 福良湾-清掃
旧西淡町	<small>けいの</small> 慶野松原、 <small>いび</small> 伊毘漁港-砂浜清掃 丸山漁港周辺-海岸清掃

出典：「市町アンケート（H16）」

1-2-4. 海岸の特性総括

淡路沿岸と周辺沿岸の現況特性について比較した結果を以下に示す。

自然的特性及び社会的特性をふまえるとともに、他の沿岸との比較から淡路沿岸の特性を整理すると、次のようになる。

- ・ 淡路沿岸は国生み神話に代表される歴史と、古くから海運が盛んで開けた地域であり、早くから人々の暮らしが始まったところである。
- ・ 淡路沿岸はその厳しい自然条件の中で、これまで海岸保全施設の整備がなされてきたが、まだ整備が必要な箇所も残されている。
- ・ 特に東日本大震災による教訓をふまえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震に対する備えとして、防災対策のさらなる充実・強化が求められる。津波災害においては、広範囲の浸水が予想されており、ハード面、ソフト面からの総合的な津波対策が必要とされている。
- ・ 防災面での地域からの要望では、緊急時の連絡方法などのソフト面での対策や不足している避難場所の確保などがあげられている。
- ・ 淡路沿岸は自然海岸が多数残されており、天然記念物や様々な貴重種を有するなど自然が豊かなところである。
- ・ 白砂青松に代表される優れた景観を有する自然海岸をはじめ、全域にわたり良好な水質を維持していることから、これらの保全が求められている。
- ・ 淡路沿岸はこのような自然を生かした海洋性レクリエーション利用が多数みられるところである。
- ・ 海岸利用については機能向上に向けた整備が求められる中で、利用者のマナー低下による地域環境への影響があり、その対策が望まれている。



- ① 海岸保全施設については、機能向上や災害対策に向けて対応が残っている。
- ② 南海トラフ地震を見据えた、総合的な津波対策が求められている。
- ③ 地域から防災対策の充実が望まれており、より安全な施設整備及び管理体制の充実が必要となっている。
- ④ 多数の自然海岸を有し、生態系や自然景観など環境面での配慮が求められている。
- ⑤ 海岸利用については、自然環境や生活環境との調和や利用者のマナーの向上が求められている。

表 1-1-9(1) 淡路沿岸と周辺沿岸の現況特性比較

区分		播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備考
基本諸元	海岸線延長 陸域面積 陸域人口	283km 1,194.0km ² 140万人	216km 595.7km ² 13万人	430km 1,435.0km ² 680万人	陸域面積(R2)、人口(R2)は海に面した市町を対象
	気象	●瀬戸内気候区に位置し年間降水量1,000mm～1,600mmの範囲にある温暖少雨の地域			
自然的特性	波浪	●波浪は静穏 ●異常時(50年確率)の波高は、西播磨臨海で2.0～6.0m、姫路臨海以東で2.3～5.5m、家島諸島で1.6～5.6m(波向は家島諸島で北寄り、その他は南寄り)	●西海岸：冬季季節風により最大2.0m程度の波浪が発生。台風時による波浪は最大3.0m。 ●東海岸：冬季季節風時による波浪は小さい。台風により大阪湾内で発生した風波と紀淡海峡から侵入するうねりの重ね合わせで最大3.5m程度の波浪が発生。	●波浪は静穏(波高0.5m未満の出現頻度は84%～94%) ●異常時の波高は3.8m～4.7m(波向は神戸港でSSW、尼西芦港でSW、大阪府域はW方向)	
	潮位	●既往最高潮位はT.P.+2.54m(高砂) ●潮位差は小さく1.16m～1.62m	●既往最高潮位はT.P.+2.11m(江井)、T.P.+1.77m(湊)、T.P.+1.76m(由良)、T.P.+2.39m(福良)、T.P.+3.33m(沼島) ●潮位差は小さく1.35m～1.83m	●既往最高潮位はT.P.+2.33m(神戸港)、T.P.+3.53m(尼崎西宮芦屋港(尼崎))、T.P.+3.23m(尼崎西宮芦屋港(西宮))、T.P.+3.29m(大阪港)、T.P.+1.97(淡輪港) ●潮位差は小さく1.52m～1.60m	
	地勢	●播磨平野～岡山平野が播磨灘を囲み空間的な広がりを形成	●北部・中部・南部にそれぞれ山地が点在し、中部の海岸沿いに平地が開けている。	●兵庫県域は、背後に六甲山がせまっており、明石海峡付近では平野部がやや遮断された形態となっている。 ●大阪府域は、大阪平野を中心に空間的な広がりを形成。南部は海峡に向け、和泉山脈がせまっている。	
	水質	●C類型の指定海域は環境基準を達成しているが、A、B類型海域では達成状況が悪い。	●淡路近海の水域類型は基本的にA類型であり、環境基準の達成状況も良く、水質は良好である。	●湾奥部からC、B、A類型に指定されており、A、B類型海域の環境基準の達成状況が悪い。 ●湾奥部ほど水質が悪く、COD濃度が高く、透明度が低い状態にある。	
	生物生態系	●沿岸西部は自然海岸であり、藻場、干潟も多く分布しており、多様な生物が生息している。 ●沿岸には数箇所、自然植生が残っており、多くの貴重な植物が見られる。	●自然海岸が多数残されており、多様な生物が生息している。 ●藻場はほぼ全域に分布しているが減少傾向にある。干潟は3箇所分布している。 ●沿岸には数箇所、自然植生が残っており、特に南部において、貴重な植物が数多く見られる。	●湾奥部は生物多様性に欠けるが、湾南部には自然海岸があり、多様な生物が生息している。 ●藻場は湾西部、南部に見られ、干潟は河口部に3箇所と人工干潟2箇所がある。 ●自然植生度は低い、沿岸南部の一部で自然植生に近い植生が見られる。	
	国立公園・鳥獣保護区等の指定状況	●広範囲にわたって瀬戸内海国立公園に指定されている。 ●仁寿山・家島(姫路市)、相生御津(相生市、たつの市)、相生市日ノ浦、赤穂市坂越地区が鳥獣保護区に指定されている。	●鳴門海峡が瀬戸内海国立公園に指定されている。 ●紀淡海峡が瀬戸内海国立公園に指定されている。 ●保護水面に指定されている箇所が3箇所存在する(五色、西淡、南淡)。 ●自然海浜保全地区に指定されている海浜が3箇所存在する(久留麻、安乎、厚浜)。	●兵庫県域では、尼崎西宮芦屋港の浜甲子園地区が鳥獣保護区域に指定されている。また、西宮地区夙川河口部が鳥獣保護区域に指定されている。 ●大阪府域では、自然海浜保全地区に指定されている海浜が2箇所存在する(長松、小島)。	

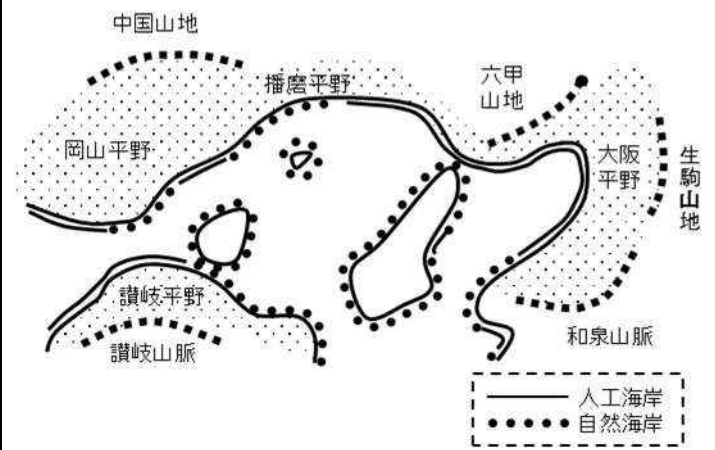


表 1-1-9(2) 淡路沿岸と周辺沿岸の現況特性比較

区分	播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備考																				
社会的特性	水域利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 海域利用は漁業を中心としており、大阪湾と比較すると海域利用の輻輳度は低い。 明石海峡が海上交通安全法に基づく航路に指定されている。 主要漁場(鹿ノ瀬)が広く分布している。 明石海峡から備讃瀬戸に向かう航路が海上交通の中心(大阪湾に比べて航路が明確) 	<ul style="list-style-type: none"> 西側、東側、南側で、播磨灘、大阪湾、紀伊水道のそれぞれ特色のある利用形態となっている。 西側と南側は一部に航路があるが、漁場が広く分布し、東側は明石への対岸航路とともに、漁場も広がっている。 沿岸周辺は良好な漁場となっていることから、全体的にみれば水域の利用は漁業活動を中心としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾全体が海上交通と漁業の場であり、輻輳度は非常に高い。特に沿岸部は全体が小型船の航行海域になっている。 																				
	レクリエーションの場としての利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 海浜、海水浴場、公園・緑地、マリーナ、文化、歴史施設等、多様なレクリエーション施設があり、他地区と比較してバランスのとれた利用がなされている。(多様なレクリエーション空間) 	<ul style="list-style-type: none"> 西側では海浜・海水浴場を中心とした自然環境を活かしたレクリエーションが主体、東側では公園・緑地やマリーナが分布する。 全体としてみると、自然環境型の海洋性レクリエーション空間となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地・マリーナを主とした都市型レクリエーションとしての利用がなされている。一部、自然環境を活かしたレクリエーション利用もあるが、海浜・海水浴場の少ないのが特徴 ただし大阪府域の南部では海浜・海水浴場を中心として、自然環境を活かしたレクリエーションが主になっている。 																				
	漁業活動	<ul style="list-style-type: none"> 漁船数、漁業就業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨灘全体の4割以上を占め、漁業活動の中心となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁船数、漁業就業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨灘全体の4割以上を占め、播磨沿岸部とともに漁業活動の中心となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁船数、漁業就業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨灘全体の1割未満となっている。 																				
	土地利用(臨海部～内陸部)	<ul style="list-style-type: none"> 各平野部の中心都市を核とした市街地を形成(明石、加古川、高砂、姫路) 都市の間は農地、山地が大きな空間を占め、地方港湾、漁港、自然海岸を利用した市街地が点在している。 	<ul style="list-style-type: none"> 内陸部は農地、山地が大きな空間を占めており、臨海部は地方港湾、漁港、市街地や集落が点在している。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪を中心として、広域的市街地が連担。平野部は全て市街地となっている。 																				
	土地利用(港湾)	<ul style="list-style-type: none"> 工業用地が大半(7割)を占め、典型的な工業港として利用がなされている。(港湾計画における土地利用より) 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾は鉱産品と水産品が主たる品目であり、漁港的利用が中心である。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流・工業系の利用がなされている。一方で都市的利用がなされている。(港湾計画における土地利用より) 																				
	産業	<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業就業者の割合が高いものの、第2次産業就業者の割合は他の沿岸部に比較して大きな割合を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の沿岸部に比較して第1次産業が活発であり、第2次産業、第3次産業就業者は他の沿岸部に比較すると少ない。(製造品出荷額、年間商品販売額とも播磨灘、淡路、大阪湾各沿岸部全体の1%に満たない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業就業者の占める割合が高く、都市型産業構造となっている。 第1次産業就業者の割合は各市町とも極めて少ない。 	<table border="1"> <caption>産業就業者数 (千人)</caption> <thead> <tr> <th>沿岸部</th> <th>第1次産業就業者 (千人)</th> <th>第2次産業就業者 (千人)</th> <th>第3次産業就業者 (千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>播磨灘沿岸部</td> <td>7</td> <td>192</td> <td>338</td> </tr> <tr> <td>淡路沿岸部</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>大阪湾沿岸部 (大阪府域)</td> <td>6</td> <td>218</td> <td>912</td> </tr> <tr> <td>大阪湾沿岸部 (大阪府域)</td> <td>7</td> <td>373</td> <td>1,210</td> </tr> </tbody> </table>	沿岸部	第1次産業就業者 (千人)	第2次産業就業者 (千人)	第3次産業就業者 (千人)	播磨灘沿岸部	7	192	338	淡路沿岸部	12	15	40	大阪湾沿岸部 (大阪府域)	6	218	912	大阪湾沿岸部 (大阪府域)	7	373
沿岸部	第1次産業就業者 (千人)	第2次産業就業者 (千人)	第3次産業就業者 (千人)																					
播磨灘沿岸部	7	192	338																					
淡路沿岸部	12	15	40																					
大阪湾沿岸部 (大阪府域)	6	218	912																					
大阪湾沿岸部 (大阪府域)	7	373	1,210																					

表 1-1-9(3) 淡路沿岸と周辺沿岸の現況特性比較

区 分		播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備 考
社 会 的 特 性	港湾利用の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 播磨工業地帯を支える工業港として利用。 2018年の年間の貨物取扱量は、姫路港が約3,200万トン、東播磨港が約3,600万トンであるが、外貿貨物量の割合は、姫路港が62%、東播磨港が57%である。 近年の取扱貨物量推移では、外貿・内貿ともに減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾活動は砂・砂利の取扱いと漁業活動の支援が中心である。他の沿岸部に比べると港湾取扱貨物は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 近畿圏の港湾物流の中心 年間の貨物取扱量は、神戸港が約9,500万トン、大阪港が約8,400万トン、堺泉北港が約7,200万トンであるが、外貿貨物量の割合は神戸港が55%、大阪港が43%、堺泉北港が37%である。 神戸港の外貿貨物量は平成7年の阪神・淡路大震災で大きく落ち込んだが、現在は震災前を上回っている。 	
	港湾整備の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 姫路港では、大型岸壁の整備により一層のコンテナ化への対応が方向性として挙げられている。 (姫路港の港湾計画より) 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも鉱産品、水産品の取扱いに対する施設及び機能充実の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸港では今後とも我国を代表する国際貿易港湾として機能を強化するとともに総合的な港湾空間として発展させようとする方向性 尼崎西宮芦屋港は、美しくにぎわいのある空間創出や大阪湾再生の先導的役割を担い、活力あふれる、にぎわい・うるおい・憩いの場として創造的な港づくりを進める方向性(以上、神戸港・尼崎西宮芦屋港の港湾計画より) 大阪府域に立地する3港(大阪港・堺泉北港・阪南港)とも“環境創造”が共通のキーワード 大阪港は“大阪湾における“国際貿易港として機能を強化させる方向性 堺泉北港は多様な機能が調和し、南大阪地域における物流拠点として背後圏の物流効率化や経済活性化に貢献する新しいみなとづくりの方向性 阪南港は背後圏の物流需要への対応と利用促進、積極的な自然環境の創造によりみなとを活性化させようとする方向性 (以上、大阪港・堺泉北港・阪南港の港湾計画より) 	

1－3．淡路沿岸の長期的な在り方

海岸の現況における自然的特性や社会的特性の整理と、海岸保全基本方針に基づいて淡路沿岸の長期的な在り方を整理し以下に示す。

1－3－1．淡路沿岸の長期的な課題

淡路沿岸の自然的特性や社会的特性、海岸保全基本方針にあげられている「海岸の防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の3つの視点から、淡路沿岸の長期的な課題について整理を行った。

(1) 海岸の防護に係る課題

淡路沿岸は台風や冬季風浪などの影響を受けて、高波浪による侵食や、高潮・越波による浸水、飛沫などの被害を受けてきた。これらに対応するため、防潮堤や離岸堤、養浜等の整備を進めてきたが、未だ防護機能が十分でない箇所が残っている。

淡路島は紀伊水道に面し、南海トラフで周期的に発生する地震の震源域に近いことから、地震や津波による施設被害や浸水など深刻な影響が懸念されている。特に、淡路沿岸南部の福良地区、沼島地区、阿万地区等では、既設防潮堤高さを超える著しく高い津波の来襲が想定されており、その対策は喫緊の課題となっている。平成30年台風第21号のように近年の台風は規模が大きくなっており、高潮や越波についても対策を行う必要がある。

淡路沿岸では山地と海岸の距離が短く、特に南部の沿岸の大半は背後に山が迫っているような地形条件にあり、集落形態が密集しているうえに集落内道路が狭いなど、立地条件的に高潮・津波などの災害時に孤立しやすい地区が多いと考えられる。特に、津波については、淡路島南部沿岸において浸水により大きな被害が出る危険性が高いところもある。したがって、施設整備による地震・津波対策に加えて情報伝達体制の強化、避難対策の徹底及び住民への啓発活動の実施など、具体的な津波防災対策の推進を図る必要がある。

また、水門や陸閘などは、利用者の利便性に配慮する一方、高潮や津波の発生時に防潮機能を確保するため、迅速かつ確実な閉鎖と併せて操作員の安全確保や閉鎖状況の把握が求められる。

海岸保全施設には背後地の防護といった防災面だけではなく、周辺景観との調和や快適な利用のための配慮が求められている。また、消波機能を持つ砂浜を保全するためには、汀線の状況や土砂の供給源を把握することに努める必要がある。

既に海岸保全施設が整備された海岸においても、その防護機能を維持するためには、施設を適切に管理していくことが必要である。とりわけ、高度経済成長期に集中的に整備した施設の多くは、今後一斉に老朽化していくことが予測され、施設の補修・更新費用の増加や集中化が懸念されている。

(2) 環境の整備と保全に係る課題

淡路沿岸は貴重な砂浜海岸や自然海岸を有し、美しい海岸景観とその中で息づく豊かな樹林地、アカウミガメの産卵地（成ヶ島^{なるがしま}、吹上浜^{ふきあげ}）など、多種多様な生物相などの優れた生態系を有している。このため、多様な生態系を21世紀以降に残す貴重な財産として守り育てていく必要があり、その重要性は極めて高いことから、これらをふまえた海岸づくりを検討していく必要がある。また、国立公園の優れた景観や、天然記念物などの学術上貴重な自然、生態系の重要な生育・生息地が多く、比較的良好な自然環境を保つことから、将来にわたりこのような自然環境を維持していく必要がある。

淡路沿岸の背後地では徐々に開発が進んでいるところもあり、特に各市の中心部では都市化に向けた整備が進められているところである。このため、海の環境保全に向けた体験交流、沿岸施設（港湾、漁港、道路、砂浜など）における自然景観の回復や創出を目指した景観対策・環境対策、内陸部からの汚染流入対策など、海・川・山との連携強化を図りながら環境保全を目指すことが必要である。

淡路沿岸ではゴミの不法投棄や海浜への車の乗り入れ、貴重種など生態系の生息地内への立ち入りなどによる環境影響への対応など、様々な環境問題に対する適切な対応が求められているところである。このため、地域住民の参加・協力による海岸環境の保護活動の継続・活性化を進めると共に、施設利用のルールづくりによる規制及び周知徹底化を図るなど、行政と地域住民が一体となって管理に参加できるシステムづくりを行い、ソフト面での対策の強化も積極的に推進することが必要である。

淡路沿岸の環境を守るためには沿岸での環境保全だけでなく、流入河川及びその背後に控える森林の保全育成も、海域のさらなる水質向上や生息環境の確保において必要不可欠と考えられる。このため、海・川・森の各地域の連携、漁業と林業関係者の連携により、流入河川の中・上流域における森林保全などへの取り組みを積極的に行うとともに、環境保全機能を有する砂浜などとの相乗効果により、さらなる沿岸の環境保全や景観保全並びに自然回復につなげるべく、森林の保全・育成活動を図ることが必要である。

【参考】

本計画における環境関連の用語については、以下のとおりとする。

保全：現在の良好な環境を維持する（維持に必要な人為的行為も含む）

回復：悪化した環境をかつての良好な状態に戻す

創出：良好な環境を新たに創り出す

創造：回復あるいは創出により現状よりも良い環境にする

(3) 公衆の適正な利用に係る課題

淡路沿岸には、歴史的・文化的資源と樹木が一体となって存在するところがあり、天然記念物に指定されているところでは、妙勝寺の大クスノキ（淡路市）、常隆寺のスタジイ・アカガシ群落（淡路市）伊弉諾神宮いざなぎじんぐうの夫婦クス（淡路市）があげられる。また、春日神社かすがじんじやのまといの的射の神事（南あわじ市）や鳥飼八幡宮とりかいの鳥飼八幡綱引神事・船だんじりとりかい（洲本市）など、歴史的な行事・祭事も数多く残されている。これらは沿岸利用における魅力向上において貴重な資源であり、その保全を支援していくとともに、行事・祭事においては海辺での利用展開も含めて、沿岸の地域が連携して盛り上げていくための協力体制づくりなどを行っていくことが必要である。

淡路沿岸の一部には自然海岸が残っており、特に南部は自然海岸の中に利用空間が創出されている状況であり、自然海岸と利用主体の海岸が混在するという特徴がある。このため、海岸保全施設の整備検討においては、現在利用が主体となっている海岸では、自然環境に配慮しつつ安全性や利便性・快適性を高めていく必要がある。また、背後の都市、観光・レクリエーション、港湾・漁港機能などの各機能とのバランスがとれた、海辺の魅力を高めるような海岸づくりが必要であるとともに、背後地の開発整備に対する適切な指導（生態系や自然景観への配慮）など、地域住民にとっても安全で快適な海岸環境となるよう、機能向上を図ることが必要である。

海岸のゴミ処理問題、港や河川などにおける放置艇の問題、水上バイクの海浜利用による海水浴客との事故やトラブル発生の危険性などの様々な問題については、現在も地域住民をはじめとするボランティア活動や、注意を促す看板の設置などにより対処しているが、さらなる適切な対応が求められているところである。このため、現在の地域住民などによる美化活動の継続・活性化を進めるとともに、沿岸施設の利用者や観光客へのマナー啓発を含めたソフト面での対策について、行政と地域住民の参加・協力によるシステムづくりやボランティア活動などの住民主体の活動体制の確立を進め、さらなる保全対策の強化を図る必要がある。

現在の海岸利用では、海洋性レクリエーション資源として海水浴場・キャンプ場が中心であり、各市では海浜部における様々なイベントの開催を行っているが、海岸利便施設の不足や現有施設の老朽化・機能低下、さらに海岸への安全で快適なアクセスの確保などが求められていることから、海岸施設の利用促進やユニバーサルデザイン化への展開として、高齢者、障がい者、子供への配慮といった利便性の向上が必要である。

1-3-2. 淡路沿岸の保全に関する基本理念

淡路沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、淡路沿岸への対応及びその保全についての背景をふまえて、「基本理念」を以下のように設定する。

＜基本理念＞

淡路沿岸は、豊かな自然と歴史的風土に培われ、海の恵みに育まれた漁業や港湾を中心として発展してきた。さらに、明石海峡大橋をはじめとする広域交通基盤により、人やもの、情報のネットワークが広がり、さらなる発展が期待されているところである。

このような中で、「21世紀兵庫長期ビジョン」において淡路地域は『人と自然の豊かな調和をめざす環境立島「公園島淡路」』を目指し、現在、全島をあげて「ポイ捨てをなくす美しい島づくり条例」を定めて美化活動を展開するなど、積極的なまちづくりを行っている。

また、「せとうち環境創造ビジョン」では淡路島の目標像として、大阪湾側では人と生きもののオアシス海岸や健康海岸等、紀伊水道側では貴重な自然、海と人とのふれあい・共生が残された瀬戸内海の出入り口等、播磨灘側では白砂青松の浜辺が広がる心のふるさと海岸等を、「兵庫ビオトープ・プラン」では“人と生き物が共に生きる社会”づくりを、「瀬戸内・海的路」では歴史的港湾の整備対象2港を中心としたネットワークの形成などをあげており、関連計画においてはこのような新しい「淡路」の形成が求められている。

さらに、「海岸の防護」では災害から人々の生活を守る海岸整備、淡路特有の美しい汀線・海岸線の保全、災害に強いアクセス路の確保など、「環境の整備と保全」では砂浜・礫浜などの自然を活かした海浜保全や、多種多様な生態系など淡路特有の自然環境の保全、乱開発の防止と自然環境の回復、人と自然にやさしい事業の推進など、「公衆の適正な利用」では、地域特性を活かした沿岸利用及び海岸整備、海岸へのアクセスの確保、地域住民の憩いのスペースとなる施設整備など、多様化する海辺のニーズに対応した整備が求められており、これらの課題に対応した海岸整備が必要となっている。

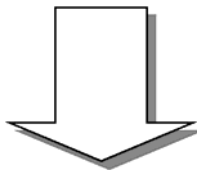
こうした背景や上位計画・関連計画の位置づけ及び課題をふまえ、淡路沿岸のもつ諸機能の調和に充分配慮できるよう、沿岸における適切な保全と利用の誘導、利用相互間の調整を図るうえでの拠り所として、また、「海岸の防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の3つの視点の役割が調和のとれた状態で機能するよう、長期的な視点から淡路沿岸海岸保全基本計画の基本理念を次のように設定する。

<基本理念>

淡路沿岸では、豊かな自然環境や歴史・文化を守り育てるとともに、優れた海岸景観との調和を図り、侵食や高潮・津波災害から地域を守る安全な海岸づくりを進めるとともに、地域と一体となった海岸管理体制の確立を図る。

また、貴重な自然環境の保全を図りつつ、砂浜の回復・創出など人と生きものが共生できる環境づくりを推進するとともに、海辺の生活環境の保全を進める。

さらに、地域住民や多くの来訪者が豊かな自然や歴史・文化に触れ、楽しみ、学び、継承する海岸づくりを進め、公園島の海辺として多様な親水・交流空間づくりを推進する。



<テーマ>

人と自然が創り出す 21世紀のくにうみ神話

生命を守り・育む 花と緑あふれる海辺の創造

1-3-3. 淡路沿岸の保全に関する基本方針

これまでに検討を行った課題及び基本理念・テーマを受け、淡路沿岸の保全に関する基本方針を次のように設定する。

<基本方針>

- **淡路沿岸の安全と快適な生活に向けた海岸づくりを進める**
 - ・ 3つの異なった海に面し、様々な気象・海象条件の中で古来より続けてきた沿岸での生活を災害から守り、将来に継続していくため、人と生きものが安心して快適に生活できるような海岸づくりを推進する
- **地域と一体となって緊急時における海岸管理体制の確立を進める**
 - ・ 緊急時における適正な対応を図るため、地域活動と協力しつつ、地域住民と行政が一体となり防災面での協力体制づくりとともに、迅速な情報提供や避難誘導などソフト面での対策を強化し、安全性の向上を推進する
- **淡路特有の豊かな自然の中で
人と生きものが共生できる海岸環境づくりを進める**
 - ・ 豊かで多様な自然があふれる海辺の環境、淡路特有の海岸風景を保全しつつ、藻場や海岸林、磯場・岩場、砂浜等の維持・回復など、生物生息環境の保全・創出を図り、人と生きものが共生できる海岸環境の形成を推進する
- **海辺の心地よい暮らしを楽しむことができる
やすらぎのある海岸空間づくりを進める**
 - ・ 3つの海の自然と恵みを大切にしつつ、地域住民やボランティア等の参画による全島レベルでの協力・一体化により、海辺の生活環境等の保全・改善を進めるとともに、心地よい海岸空間の創出を推進する
- **豊かな自然や歴史・文化に触れ、楽しみ、
学び、継承する海岸環境づくりを進める**
 - ・ 淡路島の自然や歴史・文化を知る・学ぶ場として、自然資源や歴史・文化資源の活用、優れた海岸景観等を活かした海辺でのふれあいの場となぎさのネットワークづくりを進め、その大切さを学び楽しむことができる、アメニティ性豊かな海岸の創出を推進する
- **公園島の海辺として地域間の一体化を強化し
多様な親水・交流空間づくりを進める**
 - ・ 沿岸の住民や地域で働く人びと、来訪者が交流・情報交換を楽しむ場として、また、海岸利用者のモラル、マナー向上・啓発活動の推進、全島の一体化による美しい海辺の創出を目指した里海・里浜づくり等の地域活動や、プレジャーボート利用など、多様な海辺ニーズに応える親水・交流空間の創出を推進する

2. 海岸の防護に関する事項

淡路沿岸は、しばしば通過する台風に加えて、播磨灘に面した西部沿岸では冬季風浪、紀淡海峡に面した東部沿岸では太平洋からのうねりなどにより、沿岸全域にわたって著しい侵食や高潮による浸水被害を受けてきた。

一方、淡路沿岸は自然豊かな海岸でもあり、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、侵食災害や高潮・越波災害の防止と、自然環境の保全や海浜利用との競合など様々な問題が生じている。このため、これらの諸問題を解決するとともに、県民生活の健全な発展と国土の有効な利用を推進するため、安全な海岸づくりを進める必要がある。

また、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震では、広い範囲での津波による甚大な浸水被害が想定されており、人命を守ることを最優先とした総合的な津波対策を進める必要がある。

2-1. 海岸の防護の目標

2-1-1. 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域は、海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮・津波等による浸水や現在進行中の侵食により、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される、以下の地域とする。

<高潮からの防護>

：防護水準として設定した潮位及び波浪が発生した場合の浸水区域

<津波からの防護>

：防護水準として設定した南海トラフで発生する地震による津波による浸水区域

<侵食からの防護>

：現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響範囲

2-1-2. 防護水準

防護水準は、対象海岸の背後状況や地域ニーズに応じて、海岸管理者が適切に設定することとし、地域住民と一体となった避難対策等のソフト面での対策を図ることにより、総合的な防護を図るものとする。

●高潮・波浪に対する防護水準

高潮や越波等による浸水被害からの防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、近年勢力を増している台風による高波等を考慮に入れた推算波浪の影響を加えて、防護水準を設定する。

●津波に対する防護水準

津波からの防護については、南海トラフで発生する地震による津波を対象として、発生頻度をふまえた二つのレベルの津波を想定し、これらに対する防護目標を設定する。

【レベル1 津波】

概ね100年に一回程度と想定される発生頻度の高い津波に対して、原則として津波の越流を防ぐ。

【レベル2 津波】

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の粘り強い構造への補強等により、浸水被害を軽減する。

●侵食に対する防護水準

侵食による被害からの防護については、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、さらに砂浜等面的防護方式を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標とする。

淡路沿岸における防護の水準は、表1-2-1及び表1-2-2のとおりとする。

表1-2-1 高潮・波浪、侵食に関する防護水準

区 分	防護水準			侵 食
	高 潮			
	潮 位 (設計高潮位)	沖 波 H ₀ (波高) T ₀ (周期)		
		30年確率波	50年確率波	
淡路市 (旧淡路町、東浦町、津名町)	T. P. +2. 25m	H ₀ =7. 4m T ₀ =12. 5s	H ₀ =8. 0m T ₀ =13. 2s	現状の汀線維持 もしくは 必要に応じた 汀線の回復
洲本市 (旧洲本市)		T. P. +2. 35m	H ₀ =10. 4m T ₀ =14. 4s	
南あわじ市 (旧南淡町)	T. P. +2. 25m		H ₀ =4. 6m T ₀ =9. 1s	
南あわじ市 (旧西淡町)				
洲本市 (旧五色町)				
淡路市 (旧一宮町、北淡町)				

※沖波推算地点は代表地点としているため、対象施設毎に適切な沖波を選定する。

※波高及び周期は、代表地点における最大値を記載。

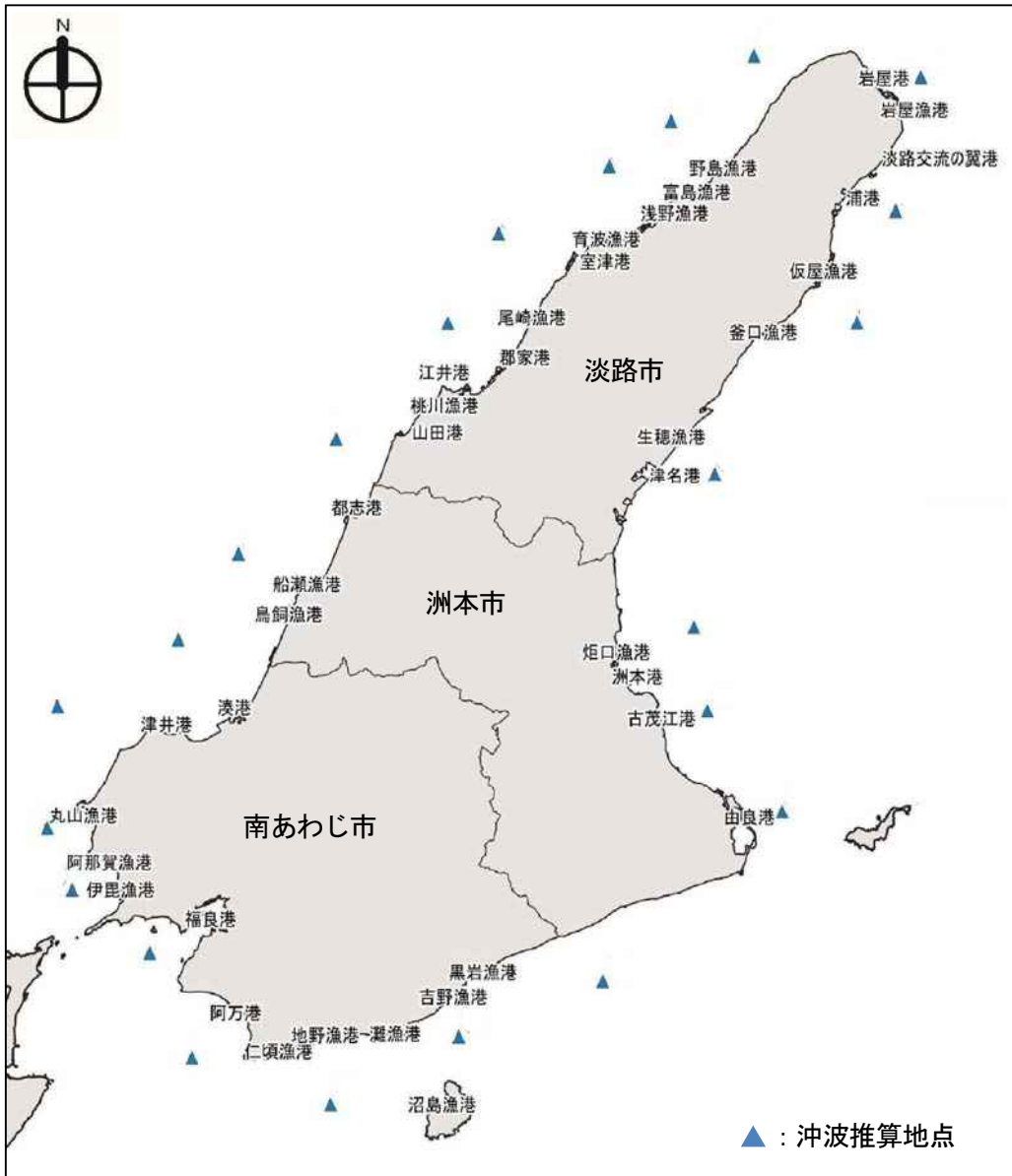


図 1-2-1 沖波推算地点位置図

表1-2-2 津波に関する防護水準

区 分	地域海岸名	対象地震	津波水位※
淡路市 (旧淡路町、北淡町)	淡路地域海岸①	想定安政 南海地震	T. P. +1.1~1.6m
淡路市 (旧東浦町、津名町)	淡路地域海岸②	想定安政 南海地震	T. P. +1.5~2.6m
洲本市 (旧洲本市)			
南あわじ市 (旧南淡町)	淡路地域海岸③	想定安政 南海地震	T. P. +2.8~5.8m
南あわじ市 (旧西淡町)	淡路地域海岸④	想定安政 南海地震	T. P. +1.2~1.9m
洲本市 (旧五色町)			
淡路市 (旧一宮町、北淡町)			

※地域海岸内での最大値及び最小値を記載。



図1-2-2 地域海岸の設定状況

2-2. 海岸の防護の目標を達成するための施策

＜地域を守る安全な海岸の整備＞

淡路沿岸では、海岸線まで急斜面の山地が迫っているところが多く、その合間に存在する低地に集落や主要道路等が集中しているところが多い。このため、高波浪による海岸侵食や越波による浸水、飛沫塩害などの災害対策、さらに阪神・淡路大震災での被災経験をふまえて、現在まで海岸保全施設の整備が進められてきた。しかし、早期に整備した海岸保全施設については、年月が経過し老朽化による機能低下などの問題が生じており、また、一部には防護機能がまだ十分でない地域もある。

こうした淡路沿岸における海岸保全施設の整備においては、人々の安全な生活を守り国土を保全するため、海岸保全施設未整備区間の内、海岸侵食が進んでいる箇所や背後地での高潮による浸水被害が発生する箇所での施設整備をはじめ、施設機能の適切な保持を図るための維持補修、また、機能低下施設や老朽化施設の補強・改良などにより、防災機能の向上を進めるものとする。

高潮対策においては、近年の台風等を考慮して防潮堤等の高さを見直したうえで、緊急的かつ重要な箇所について、計画的・重点的な施設の改良等を進める。また、内水排除にも配慮し、水門や陸閘については、適正な維持・補修に加え、高潮・津波などの災害時に安全迅速な対応ができるよう、操作員の訓練実施など運用面の充実を図るとともに、地域特性をふまえて施設の自動化等を進めていく。

淡路沿岸は本来侵食性の海岸であり、現在も侵食が進行している海岸が多いため、沿岸全体として、長期的な侵食対策に努めていく。特に、優れた消波機能を持つ砂浜の侵食対策については、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めるとともに、適切な土砂管理を行い、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。

近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対しては、発生頻度をふまえた二つのレベルの津波に対し、想定される被害の特性に応じた対策を講じることとする。

レベル1津波に対しては、津波の越流を防ぐことを基本として、防潮堤や津波防波堤等の整備、陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖のための自動操作化等を進める。

また、レベル2津波に対しては、防潮堤等の粘り強い構造への補強や、地震による基礎地盤の液状化を低減する対策、排水機場の耐水化を推進する。

高潮・波浪や津波等に対し、海岸保全施設がその防護効果を発揮するには、施設の健全性が不可欠であるため、適切な時期に調査・点検を行うとともに、この結果を踏まえて予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な施設の維持・補修・更新を行う。

海岸保全施設の老朽化に対しては、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づき、総コストの低減と予算の平準化を図り、計画的・効率的な老朽化対策を推進する。

施設整備を進めるにあたっては、防護面だけでなく、景観や生態系、水質浄化に配慮した潜堤（人工リーフ）や砂浜・礫浜の復元、海岸へのアクセス性の向上に配慮した緩傾斜護岸等を取り入れ、これらが一体となって海岸を守る面的防護方式の採用も検討する。

現在、道路兼用護岸となっているところについては、道路事業において防護のための整備を行うことを原則とする。

将来、沿岸部における土地利用転換をはじめとした社会状況の変化に伴い、新たな防護の必要性が生じた場合には、周辺環境や土地利用との調和がとれた防護方式等を検討し、適切な施設整備を図っていくものとする。

<地域住民と一体となった防災対策>

淡路沿岸では、背後に山地が迫る島南部や急斜面の合間に低地が存在する地域が多く、これらは高潮・津波等の災害発生時に特に孤立しやすい状態にある。したがって、海岸保全施設の整備だけでなく、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の対応方法の周知徹底、避難誘導の方法やルート調整、迅速・的確な情報の収集、発信などのソフト面での対策も必要である。

また、地域住民と一体となった防災活動の体制づくりや防災意識の高揚及び知識の普及などを進め、さらなる安全性の向上に努める。

特に、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震による津波については、沿岸南部で地震発生から津波到達までの時間が短く、津波高が著しく高いと想定されている。そこで、インターネットを通じた港内カメラ画像の提供や海拔表示シートの設置などにより避難支援を行うほか、津波に関する防災学習の場を提供するなど防災意識の啓発にも取り組む。また、命を守るには、状況に応じた適切な避難行動が必要であるため、地域が主体となって実施する避難訓練や防災学習を支援し、地域防災力の向上

を図る。

海岸保全施設の日常的な点検や維持管理については、施設の機能維持と安全性を重視した点検を行い、迅速かつ適切な対策を講じることができるように努める。

また、淡路沿岸における地域住民の生活をよりいっそう守るため、今後さらに施設の日常監視などで、淡路沿岸の地域住民と各市・県は、より緊密に一体的な連携強化を図っていく。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3-1. 海岸環境の整備及び保全のための施策

<海域生態系の保全・回復>

淡路沿岸では、豊かで多様な海辺・海中の生態系、多岐にわたる生態系が広範囲において生息する空間となっている。特に島東部は大阪湾を生息場とする生物にとって貴重な空間であるが、こうした豊かで貴重な自然環境は壊れやすく、その回復には長期の時間を要し、またその復元は困難となることが多い。このため、生命の源となる水と緑、生物の生息環境である藻場や干潟、磯場・岩場などでは、現状の維持や回復が生物の保全のみならず、水質の向上や漁業資源の保全・回復を含めた環境づくりの基本であることを考慮し、今後もその保全・回復に努めていく。

なお、海岸保全施設の整備に際しては、生態系の持つ水質浄化機能を活かすことが可能な砂浜や礫浜の保全・回復に向けて配慮するとともに、人工構造物の整備に際して生態系の保全や共生に向けた構造・材質等の配慮、さらに自然環境保全からの視点として環境情報の十分な収集を行うなど、必要に応じて事前の詳細な調査とともに、その研究開発についても取り組んでいく。

<陸域生態系の保全・回復>

淡路沿岸では白砂青松の優れた海岸景観として代表されるマツをはじめ、魚つき保安林や多種多様で貴重な植物相を有し、また、海辺を生活空間の一部として生息する陸域の生物なども数多くみられるところである。このため、海岸整備においては、ビオトープや自然環境保全の視点からの環境情報の十分な収集、生物の多様性を考慮した植生を施す手法の検討、必要に応じて事前の詳細な調査・研究を行うなど、各種事業に際しての環境保護対策の確立を目指していく。特に沿岸に生育するスダジイ群落やイブキ群落等の貴重な海浜植物群落や塩生植物群落は、群落一体とした面的な保全・回復に努める。

貴重な海浜植生の保護については、施設整備時及び整備後の維持管理においても、十分に配慮するとともに、海岸ごとに区域を設定し柵を設けて人の進入を制限するといった生育地内立入規制などにより、生息地保護に努める。

＜沿岸の景観の保全＞

砂浜は防災上の機能に加え、白砂青松などの美しい海岸景観の構成要素でもあり、人と海とのふれあいの場として、また、海水浄化の場としても重要な役割を果たしている。よって、砂浜の保全と回復については、優れた海岸景観が損なわれることのないように、景観保全に配慮した整備を行うものとする。

さらに、定期的な調査で砂浜の移動状況を把握し、元々の自然の姿を回復させることを目指して、潜堤（人工リーフ）の設置や砂や礫による養浜事業などを進め、その保全を図るものとする。

なお、漂砂系全体の土砂収支を把握し、流出・堆砂区域が明らかな場合には、その部分の砂を浚渫して養浜する等の工夫を行うなどの対策に努める。このように、淡路特有の豊かで多様な自然環境と風景の保全や創出を図り、将来にその姿を伝えていくものとする。

海辺の人工改変地や裸地といったところには、自然景観の回復を目標とした植栽を施すほか、人工的な護岸や法面等については自然になじむ色彩や、石積みといったように表面処理の工夫に努める。

沿岸における構造物の設置については、周囲に威圧感や閉鎖感などを与えないよう、地域の特色を活かした色彩・素材・緑化といった、材料やデザインの工夫による修景により、地域の魅力をさらに高めていくような配慮や、自然景観への影響に充分配慮した構造等とするなど、自然景観への影響を極力抑えるものとする。

優れた海岸景観を活かすためには、展望のための良好な場所が不可欠であることから、可能な限り展望地及びアクセスとなる遊歩道等の環境整備に努める。また、海岸景観には、砂浜や松林、集落、背景と山並みなど多様な要素があり、これらが一つとなって近景から遠景にいたる美しい海岸景観を構成していることから、多様な海岸の景観要素の保全に努めつつ、広い視点に立って全体としてまとまりのある、良好な海岸景観の形成を目指す。

＜地域住民等の参画による海岸環境の保全＞

近海での突発的な油流出事故といったような環境災害への対応をはじめ、海岸環境の情報収集・整理・分析・公開等を定期的実施することによる淡路沿岸の環境情報の共有化と、これを将来にわたり継続して管理し、守り育てていく必要がある。このため、地域住民の協力を促す広報活動や地域住民やボランティアが参画・協力しやすいシステムづくりにより、住民主体の協力体制の確立・強化に努める。

淡路沿岸の豊かな自然環境は、沿岸での生活はもとより漁業や観光、レクリエーション等の主要産業にとってもかけがえのない貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを供与する存在として重要である。このため、海岸環境の維持については、海岸愛護を促すため海の自然体験学習といった実体験による環境教育を進め、地域住民との連携をより緊密に行っていく。さらに、環境保全活動の人材育成支援を進め、より適切な管理体制の確立を図り、長期的・継続的な保全活動を推進する。

さらに、淡路沿岸では恵まれた漁場環境を利用した漁業活動が活発であり、多種多様な漁船漁業やのり養殖業等が展開されている。このため海岸づくりを進めるにあたり、漁場環境に与える影響等に配慮するとともに、これらの漁業活動との調整に努める。

淡路島では「ポイ捨てをなくす淡路市美しい島づくり条例」、「洲本市ポイ捨て等防止条例」、「ポイ捨てをなくす南あわじ市美しい島づくり条例」を受けて、全島が一体となってゴミのない美しい島づくりの活動に取り組んでいる。この条例では、海岸の良好な環境を損なうゴミ等の不法投棄に対して、ポイ捨ての防止を図るべく美化区域の指定や違反者に対する勧告・命令等を定めている。これを受けて、関係機関と協力しつつ、さらなる規制強化等の対策検討や意識啓発等総合的にゴミ対策を進める。また、各市の協力関係の強化により、沿岸各地の環境情報の共有化を進める。このような地域の一体化による、海岸の環境保全活動の支援として、シンボルマーク等を設定し、地元の清掃活動団体等の活動支援マークとして活用することなど、淡路沿岸が一体となって取り組む活動のPRを推進する。

海岸環境の保全は、海岸での取り組みだけでなく、流入河川や河川の中・上流域における森林の保全とも密接に関わることから、河川流域や漁業及び林業関係者が一体となって、森林の保護や植林の推進、河川浄化に向けた環境対策への取り組みなど、ソフト面における保全対策を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

4-1. 公衆の適正な利用を促進するための施策

<歴史・文化資源の保全>

淡路沿岸では、古来よりまちの歴史や人々の暮らしを示す数多くの文化を有しており、こうした豊かな文化の復元は困難となることが多い。歴史的風土の継承は淡路沿岸において、生活環境はもとより、漁業や観光、レクリエーションなどの主要産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを供与する存在として重要である。このため、今後の海岸保全施設の整備では、海岸や港に残る希少な歴史資源を極力活かすとともに、背後地に残る歴史や文化遺産などに関連づけることにより、その地域特有の海辺の変遷が追認できるような配慮を行う。また、淡路沿岸の各市が海との関係が深い行事・祭事をはじめ、沿岸各地で行われるイベント等を協力して盛り上げていくための体制づくり等を支援していく。

<海岸利用の利便性向上と体験学習の場づくり>

安全で快適な海辺へのパブリックアクセスの確保として、高齢者、障がい者、子供も日常生活の中で海辺に安全に近づくことができ、自然とふれあえるように配慮する必要がある。このため、人と海がふれあえる拠点づくりや、海辺の緑地や公園を利用し「みち」として繋ぐことにより、より多機能な憩いの海辺空間づくりを推進する。さらに、関係機関と協力しつつ便利施設のユニバーサルデザイン化を推進し、海岸利用のより一層の利便性向上を図るなど、瀬戸内なぎさ回廊づくりによる海辺のネットワーク形成を推進する。また、幹線道路から海岸に容易にアクセスできるように、わかりやすい標識等による案内表示や、老朽化や汚損している海岸施設の改善等が求められていることから、関係機関と協力しつつ総合的な対策を検討していくとともに、利用者の安全性に配慮した施設整備と管理を行う。

海岸の適正な利用を推進するため、漁業体験（地引き網など）やシュノーケリング、磯の自然観察など、沿岸の生きものや植生とふれあう環境学習の実施、地域住民やボランティアの参加による海の生態系等の調査・研究会の実施など、自然体験の場となる環境を活かしたレクリエーション活動により、海辺の自然体験学習の展開を図る。このような海岸の自然とふれあう体験・学習・研究の体制づくりや機会づくり、場づくりについては、行政と地域住民等が協力しながら、継続的かつ積極的に推進していく

ものとする。

＜自然公園内施設の活用＞

瀬戸内海国立公園内の施設整備については、これまでも公共的施設の整備を重点的に行っており、また、今後も自然の特性を活かした、自然とふれあう利用の促進を図っていく計画となっている。このため、自然公園にかかる海岸保全区域の利用においては、自然環境の保全を基本としつつ、海浜利用の利便性向上に向けた適切な施設整備とともに、自然公園の施設を活かしながら、沿岸での自然とのふれあいに向けた利用の推進を図るものとする。

＜海岸利用に関する地域との連携＞

淡路沿岸には、散策や釣り、レジャー等の日常的な身近な海岸利用や観光レクリエーション、港湾・漁業等の産業利用など、多様な海岸利用の要請がある。これらの多様なニーズに応えるため、沿岸の各施設の内容や周辺環境の状況、観光シーズンにおける施設や道路の混雑状況の把握などの情報の共有化を目指すとともに、インターネット等を通じて海岸利用者へ適切な情報提供を行うための、地域の各市の協力体制の確立を推進する。

また、地域の協力関係の強化を図るための活動として、沿岸地域が一体となって行う海辺の定期調査やモニター活動、地域住民や子供たちにもわかりやすい環境教育の実施、里海・里浜インストラクターなどの人材育成といった長期的な視野に立った活動や、その活動を支えるためのシステムづくりを行うなど、地域間の協力関係をより深めるための積極的な海岸保全・教育活動の展開を推進し、海岸環境にも配慮した海岸づくりを進めていく。

＜海岸の適正な利用に向けた対策の強化＞

砂浜への車両の乗り入れやゴミの放置といった問題に対しては、マナー啓発の推進とともに、海岸利用のルールづくりや規制の強化といった対策を講じていくものとする。特に、海浜部におけるゴミの放置問題は、海岸利用において不快感をもたらすものであり、迅速な対応・対策が必要となっている。このため、地域間の協力による監視の強化、ルールづくり、体制づくりを積極的に進めるとともに、各市の広報活動等を通じて、沿岸地域の一体化による組織的な活動の展開を早期に図るべく具体化を推進する。また、沿岸施設の利用者や観光客へのマナー啓発をさらに進めるとともに、活動状況を広く知らせ、海岸利用者に協力を積極的に呼びかけていくものとする。

沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、これまでの関連法による対応と合わせて、係留禁止区域の設定を視野に入れた早急な対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うため、地域間の協力による監視や規制の強化、ルールづくり、体制づくりを推進する。また、水上バイクにおいては、特に夏季の海水浴シーズンにおいて、陸上・水面の両活動指定区域の設定により、海水浴客や海浜利用者との明確な利用区分を行うことで、各利用者の安全性と利便性を高めると同時に指導の強化により、安全対策のより一層の徹底を推進する。

5. ゾーン及びエリアごとの特性の明確化と整備の方向

淡路沿岸は216kmに及ぶ海岸線を有し、それぞれの地域において特徴のある海岸となっている。このため、沿岸のもつ地理的条件などをふまえて、沿岸を3ゾーン及び23エリアに区分を行い、その特性に応じた海岸整備の方向について検討を行った。また、各ゾーン及びエリアにおける整備の方向については、前述の視点ごとの施策をふまえて、海岸保全施設の整備に向けたハード面での施策及び地域の協力を含めたソフト面での施策展開などを示す。

5-1. 淡路沿岸のゾーン区分と概要

淡路沿岸は、大阪湾・播磨灘（瀬戸内海）・紀伊水道（太平洋）の3つの海と、明石海峡・紀淡海峡・鳴門海峡の3つの海峡に面するという地理的条件から、大きく3つの区域分けを行うことができる。これをふまえて、島東側を「大阪湾ゾーン」、島西側を「播磨灘ゾーン」、島南側を「紀伊水道ゾーン」と設定する。

これら3つの海と海峡は、淡路島に穏やかな気候と豊かな自然を育み、また、漁業や海運などの産業を生み出しているが、この特性がこれら3つのゾーンにも反映されている。

また、島東・島西側は神戸淡路鳴門自動車道（本州四国連絡道路）により分割され、その役割がより明確になると考えられる地域であり、島南部の沿岸は自然が広がる地域である。

各ゾーンの概要を整理し以下に示す。

<大阪湾ゾーン>

大阪湾ベイエリア地域の一画をなし、近畿圏、特に阪神都市圏との結びつきが強いゾーンで、洲本市と淡路市の2市で構成されるゾーンである。

従来は海上交通による阪神圏とのネットワークが充実していたが、明石海峡大橋の開通による陸上交通の利便性向上により、さらなる人・物・情報の交流拠点としての役割が期待されている。

<播磨灘ゾーン>

農業及び漁業生産の活発なゾーンであり、淡路島の西側に位置し、淡路市、洲本市、南あわじ市の3市で構成されるゾーンである。

産業面では、線香・瓦といった地場産業、栽培漁業などの推進に取り組んでいる漁業活動などが中心であり、これらの産業を軸としたさらなる振興が期待されている。

また、^{けいの}慶野松原などの自然環境の保全とともに、海水浴場などの海洋性レクリエーションを中心とした活動拠点としての役割が期待されている地域である。

<紀伊水道ゾーン>

豊かな自然と美しい海岸線の残るゾーンであり、洲本市及び南あわじ市の2市で構成されるゾーンである。

四国への玄関口としての役割や、豊かな自然や美しい海岸景観などを保全しつつ、これを活かした観光振興が期待されている地域である。

5-2. エリア区分とエリア特性の設定

海岸保全の基本施策は、大きく「防護」「環境」「利用」の3つの視点により分類されているが、淡路沿岸の施策構成は安全な海岸の整備を基本にしながら、環境面や利用面における配慮を行っていくものである。

よって、「防護」については沿岸全体をカバーし、各ゾーンに共通して対応していくものであるが、「環境」及び「利用」については、沿岸の各地区で特性が異なることから、その特性を「エリア区分」として設定し、その特性を「エリア特性」として分類を行った。

エリア区分の設定においては、最初に3つの視点ごとに現況特性を把握したうえで、大きな3つのゾーンをふまえつつ、基本的に今後の地域施策の反映や維持管理面を考慮して行政界で区分し、特性ごとに整理を行って23エリアに区分を行っている。

また、これら23のエリア区分における各々の現況特性を整理するに当たり、現況特性の評価項目及び評価基準の設定を行い、表1-5-1に示すように「環境保全重視エリア」「環境利用調整エリア」「利用促進エリア」の3つのエリア特性に分類している。

表1-5-1 エリア特性のイメージ

a	<p>環境保全重視エリア（環境が中心となっているエリア）</p> <p>現在の貴重な自然環境を守り育て、将来に継承していくとともに、海での体験や学習の機会を創出し、また、環境に配慮した海岸の防護を計画的に行うことが基本となるエリア。</p>	 <p>なるがしま 生石公園より成ヶ島を望む</p>
b	<p>環境利用調整エリア（環境と利用が共存しているエリア）</p> <p>自然環境の保全に配慮しつつ、地域特性をふまえた適正な利用に向けての改善を行うなど、環境と利用の調和を図りながら海岸づくりを行うことが基本となるエリア。</p>	 <p>洲本港</p>
c	<p>利用促進エリア（利用が中心となっているエリア）</p> <p>都市、産業等の機能が集積しており、海岸の防護とともに、環境面に配慮しつつ、現在の利用ポテンシャルの向上、かつ新たな展開による魅力ある海岸づくりを積極的に図ることが基本となるエリア。</p>	 <p>津名海岸部</p>

注) 防護は沿岸全体に関わる視点であるため、エリア特性は環境と利用の特性による区分としている

表1-5-2(1) ゾーン区分とエリア区分の整理

行政区分	ゾーン区分	エリア区分	地区名	自然的特性	社会的特性		
淡路市	大阪湾ゾーン	環境利用調整エリア	1.岩屋	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園区域が指定されている。 大和島や松帆の浦、絵島といった自然景観、大和島のイブキ群落などの自然資源がある。 明石海峡の海域は、国立公園の普通地域に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 明石と本地区を結ぶ旅客船発着地であり、淡路島の北の玄関口となっている。 観光地、住宅地、港湾施設地として利用されている。 松帆アンカレイジパーク(道の駅あわじ)が整備されている。 		
			2.公園都市北	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物群落や地質が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 淡路ハイウェイオアシスや国営明石海峡公園、県立淡路島公園が整備されている。 観光レクリエーション地として利用されている。 		
			3.公園都市南	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な地質が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 淡路ハイウェイオアシスや国営明石海峡公園が整備されている。 観光レクリエーション地として利用されている。 淡路交流の翼港が整備されている。 		
			4.東浦中心地区	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物群落等が確認されている。 久留麻海岸が自然海浜保全地区に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地、住宅地、観光レクリエーション地として利用されている。 浦海浜公園等が整備されている。 		
			5.津名北	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な生物の生息が確認されている。 御井の清水(県名跡百選)がある。 	<ul style="list-style-type: none"> わずかに住宅地として利用されている。 		
		エリア利用促進	6.津名港	<ul style="list-style-type: none"> 大半が人工海岸であるが貴重な生物の生息、地質(地区南部)が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地、住宅地、港湾施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 淡路ワールドパーク ONOKORO が整備されている。 		
		洲本市	環境利用調整エリア	7.洲本北	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な自然景観や地質が確認されている。 安乎海岸、厚浜海岸が自然海浜保全地区に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> わずかに住宅地として利用されている。 海水浴場や厚浜キャンプ場などがレクリエーション地として利用されている。 	
				8.洲本中心	<ul style="list-style-type: none"> 三熊山や紀淡海峡が自然公園区域や鳥獣保護区に指定されている。 大浜海岸が日本の白砂青松に指定されている。 貴重な生態系や植物群落等が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地、住宅地、港湾施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 淡路島の生活及び観光の拠点になっている。 洲本温泉、大浜海水浴場、サントピアマリナーなどの大規模観光地がある。 	
				9.由良	<ul style="list-style-type: none"> 紀淡海峡が自然公園区域に指定されている。 成ヶ島が貴重な自然景観となっている。また、貴重な海浜植物群落や藻場、干潟がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、漁港施設地として利用されている。 由良マリナーが整備されている。 	
				環境保全重視エリア	10.由良南	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物群落や地形が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> わずかに住宅地として利用されているほか、立川水仙郷、オートキャンプ場、淡路島モンキーセンターなどの観光レクリエーション地がある。
					11.南淡東	<ul style="list-style-type: none"> 論鶴羽山や灘地区が自然公園区域に指定されている。 貴重な植物群落や自然景観等が確認されている。 藻場が存在し、保護水面が指定されている。 断層海岸や溺れ谷などの景観資源がある。 	<ul style="list-style-type: none"> わずかに住宅地や漁港として利用されているほか、灘黒岩水仙郷などの観光レクリエーション地がある。
		南あわじ市	紀伊水道ゾーン	環境保全重視エリア	12.沼島	<ul style="list-style-type: none"> 地区全体が自然公園区域に指定されている。 保安林、自然環境保全地域が指定されている。 貴重な植物群落や地質等が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、漁港施設地として利用されている。

表1-5-2(2) ゾーン区分とエリア区分の整理

行政区分	ゾーン区分	エリア区分	地区名	自然的特性	社会的特性		
南あわじ市	紀伊水道ゾーン	環境保全重視エリア	13.阿万	<ul style="list-style-type: none"> 吹上地区が自然公園区域、鳥獣保護区に指定されている。 吹上浜が日本の白砂青松百選に指定され貴重な景観資源となっている。 貴重な生態系、植物群落や自然景観等が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、港湾施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 吹上浜キャンプ場、阿万海岸海水浴場などがある。 		
			14.福良港	<ul style="list-style-type: none"> 福良地区が自然公園区域に指定されている。 煙島のイヌマキ林など貴重な植物群落が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地、住宅地、港湾施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 		
			15.福良西	<ul style="list-style-type: none"> 鳴門岬地区が自然公園区域に指定されている。 一部干潟の分布がみられる。 貴重な植物群落が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光レクリエーション地として利用されている。 道の駅うずしお、うずの丘大鳴門橋記念館などの観光施設が整備されている。 		
	洲本市	播磨灘ゾーン	調整エリア	環境利用	16.西淡南	<ul style="list-style-type: none"> 阿那賀地区が自然公園区域に指定されている。 藻場の分布がみられ西淡保護水面が指定されている。 貴重な生態系、植物群落や地質が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地、住宅地、漁港施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 海釣り公園、丸山海水浴場などのレクリエーション施設が整備されている。
			環境保全重視エリア	17.西淡北	<ul style="list-style-type: none"> 慶野松原、松帆古津路地区が自然公園区域に指定されている他、海面には西淡保護水面が指定されている。 慶野松原が日本の白砂青松百選、日本の渚百選、国指定の名勝にそれぞれ指定され貴重な景観資源となっている。 貴重な生態系、植物群落や生態系等が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、港湾施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 	
		調整エリア	環境利用	18.五色南	<ul style="list-style-type: none"> 五色浜が日本の自然景観に選出され貴重な景観資源となっている。 海面には、五色保護水面が指定されている。 貴重な生態系、自然景観や地質が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、漁港施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 新五色県民サンビーチ等のレクリエーション施設が整備されている。 	
	淡路市	播磨灘ゾーン	調整エリア	環境利用	19.五色北	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な自然景観や地質が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、港湾施設地、漁港施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 海水浴場やキャンプ場等のレクリエーション施設が整備されている。
			重視エリア	環境保全	20.一宮南	<ul style="list-style-type: none"> 明神岬のイブキ群落(天然記念物)、藻場等貴重な生物の息が確認されている。また、明神岬は兵庫の貴重な自然に選出されている。 ほぼ全域に砂浜がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、港湾施設地、漁港施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 江井海水浴場が整備されている。
			環境利用調整エリア	21.一宮北	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な生態系、地形が確認されている。 ほぼ全域に砂浜がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、港湾施設地、漁港施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 尾崎海水浴場、多賀の浜海水浴場などのレクリエーション施設が整備されている。 	
22.北淡南				<ul style="list-style-type: none"> 貴重な地形や地質が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、港湾施設地、漁港施設地、観光レクリエーション地として利用されている。 北淡震災記念公園、北淡歴史民俗資料館等の施設がある。 		
23.北淡北				<ul style="list-style-type: none"> 貴重な地形や地質が確認されている他、藻場がある。 江崎海岸が日本の自然景観に選出されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、観光レクリエーション地として利用されている。 		

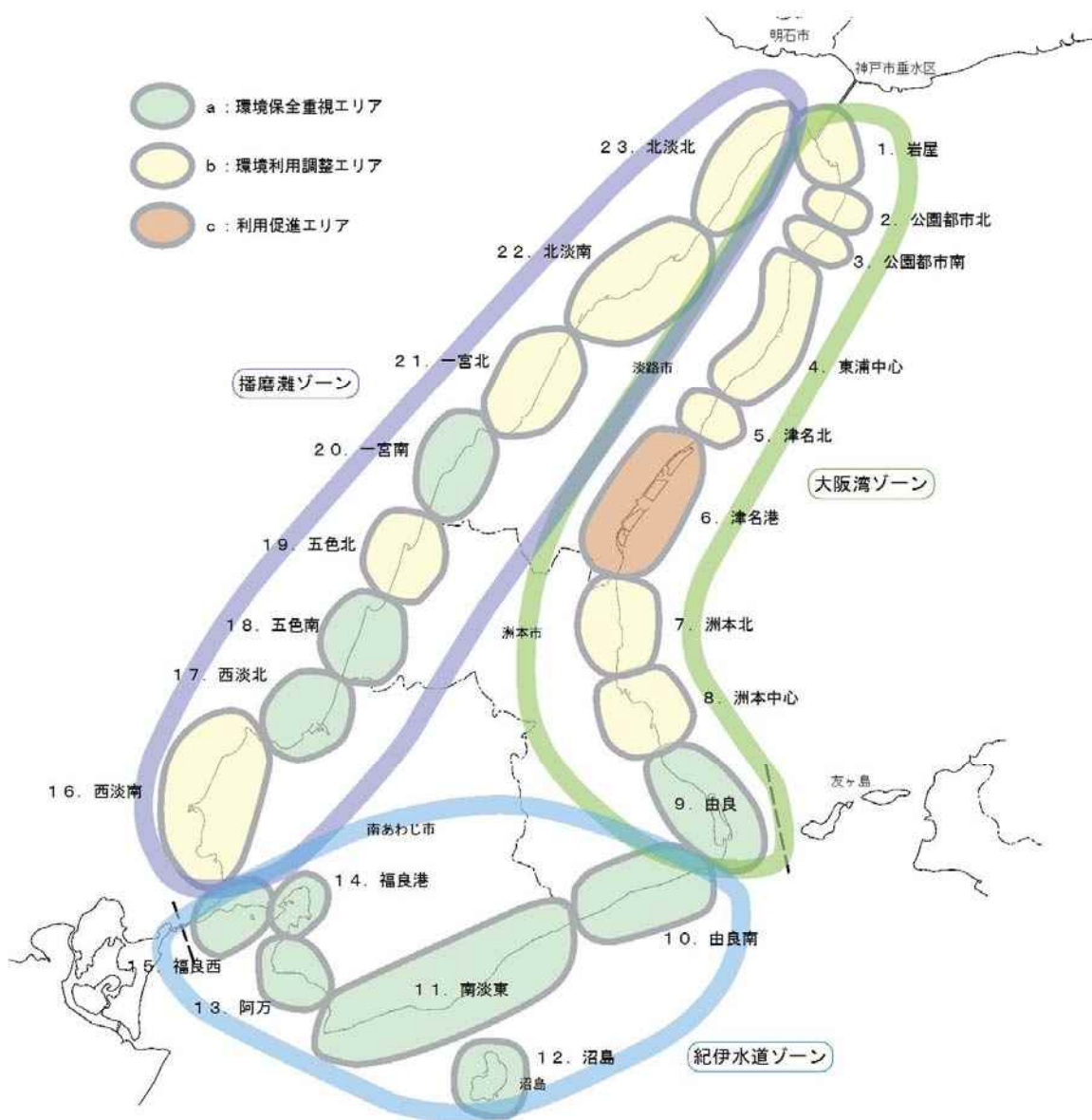


図1-5-1 ゾーン及びエリア区分とエリア特性の整理

5-3. ゾーンごとの施策

先に示した課題及び視点ごとの施策をふまえて、ゾーンごとの施策を以下のように設定する。

(1) 大阪湾ゾーン（淡路市岩屋～洲本市由良）

●ゾーンの基本的方向

公園島の中心となる親水・交流海岸の創造

●ゾーンの目標

大阪湾の中でも自然が残され、環境が良好な状態に保たれており、大阪湾における人と生きもののオアシスとなるゾーンであることから、この貴重な自然環境及び海岸景観の保全・回復を進めるとともに、大阪湾ベイエリアや公園島構想との整合を図りつつ、安全で快適な海岸保全施設の整備を基本とする。また、本ゾーンは大阪湾全体における一体性が必要であり、県南東部と大阪府域からなる大阪湾沿岸全体での調整を図りつつ、海辺における交流空間の創出を目指す。

●視点ごとの施策

<海岸の防護>

- ・ ゾーン的环境を支えるため、高潮、津波及び波浪による浸水や飛沫の防護施設整備、背後地の生活機能の維持に努めるとともに、砂浜や礫浜の侵食・越波などを防止し海岸の長期安定化を図る
- ・ 各種災害に対応するよう、既存の海岸保全施設の質的向上を図るとともに、景観に配慮しつつ、地域住民や来島の人々に潤いと安らぎを供与する海岸空間の創出を図る
- ・ 予防保全の考え方に基づき計画的、効率的な維持管理を進めるものとし、適切な時期に海岸保全施設の健全度を点検し、必要に応じて維持・修繕等を行う

<環境の整備と保全>

- ・ 古くから阪神間との交流が多いゾーンであり、港や都市施設も多く整備されているところであるが、成ヶ島なるがしまの干潟や植物群落をはじめ、一部の区域では貴重種が数多く生息するほか、淡路のシンボルバードであるシロチドリが生息しているところもあり、これらの貴重な生物の多種多様性に配慮しながら、生息環境となる海岸の積極的な保全を進める
- ・ 久留麻海岸くるとま、安乎海岸あいが、厚浜海岸は自然海浜保全地区に指定されており、これら海岸景観の保全と砂浜の侵食防止、漂着ゴミや不法投棄等のゴミ対策を図るなど、地域と協力しつつ長期的な展望にたって海岸環境の保全・回復に努める
- ・ 美しい自然景観や貴重な生態系の保全、背後の集落地や明石海峡大橋など周辺環境との調和に努めるとともに、海岸美化活動を推進する
- ・ 漁港区域と人工海浜部が市街地に隣接する区域は、海岸景観の保全と海岸美化活動を推進する

<公衆の適正な利用>

- ・ 淡路公園島構想など、海岸部における各種プロジェクトの動向に併せて、都市や港湾・漁港等の機能と自然が調和した海岸づくりを推進する
- ・ 人工海岸の近自然化による質の高い海洋性レクリエーションの場の創出に努める
- ・ 良好な自然環境や海岸景観を楽しめるよう、地域住民が日常的に利用できる安全で快適な海岸へのアクセスづくりやユニバーサルデザイン化を推進する
- ・ 海岸利用のマナー向上やルールづくり、美化活動等を推進する

(2) 紀伊水道ゾーン（洲本市由良南～南あわじ市福良西）

●ゾーンの基本的方向

自然とふれあい共生できる海岸の創造

●ゾーンの目標

優れた自然環境や海岸景観の積極的な保全・回復を図るとともに、安全で快適な海岸保全施設の整備や自然環境に配慮した既存・計画施設の整備等を行うことにより、人と自然とのふれあいや自然との共生ができる海岸の創出を目指す。

●視点ごとの施策

<海岸の防護>

- ・ 外海の影響を直接的に受けるとともに、瀬戸内海の出入り口となっている紀伊水道に面した当海岸の背後地を災害から守るため、高潮、津波のハード対策の充実及び積極的な侵食対策を行うとともに、避難対策等のソフト面での対策も積極的に進める
- ・ 高潮、津波及び波浪による浸水や飛沫の防護施設整備、背後地の生活機能の維持に努めるとともに、砂浜や礫浜の侵食・越波などを防止し海岸の長期安定化を図る
- ・ 予防保全の考え方にに基づき計画的、効率的な維持管理を進めるものとし、適切な時期に海岸保全施設の健全度を点検し、必要に応じて維持・修繕等を行う

<環境の整備と保全>

- ・ 島南部にあたる当海岸は淡路のなかでも自然環境が豊かであり、藻場や干潟が残されているほか、貴重な生物も多く存在する。特に吹上浜^{ふきあげ}の植物群落、沼島^{ぬしま}のウミウ渡来地等は、淡路はもとより県下でも有数の美しい自然景観が楽しめるため、自然公園法等の法規制の積極的な活用や環境調査・研究体制の確立を進め、地域と協力しつつ南部沿岸の生態系と景観の保全・回復に努めるとともに、海岸美化活動を推進する

<公衆の適正な利用>

- ・ 広大な海への眺望や山の緑・花、農地の広がりなど、自然環境を活かすとともに、地域の特性、利用形態に応じた海岸整備や、自然を活かしたエコツーリズムの場としてのネットワーク形成、漁業や観光レクリエーションによる適切な利用展開への支援など、自然とのふれあいや共生ができる海岸づくりを推進する
- ・ 良好な自然環境や海岸景観を楽しめるよう、地域住民が日常的に利用できる安全で快適な海岸へのアクセスづくりやユニバーサルデザイン化を推進する
- ・ 海岸利用のマナー向上やルールづくり、ゴミの投棄、焼却等の防止など美化活動を推進するとともに、プレジャーボートの放置艇対策を推進する

(3) 播磨灘ゾーン（南あわじ市西淡南～淡路市北淡北）

●ゾーンの基本的方向

豊かな自然や歴史・文化を楽しめやすらぐ海岸空間の創造

●ゾーンの目標

安全で質の高い海岸保全施設の整備を基本としつつ、自然海岸や砂浜、^{けいの}慶野松原をはじめとする豊かな海岸林等の保全によるやすらぎの場を創出するとともに、歴史的施設や淡路文化を活かした海岸づくりに向けて、海洋性レクリエーション施設との協力関係の強化等による快適な海岸空間の創出を目指す。

●視点ごとの施策

<海岸の防護>

- ・ 海岸背後に密集する集落を高潮、津波から守るため、景観や利用に配慮しつつ堤防、胸壁、水門、排水機場等を整備し、高潮や津波による災害に対して安全な海岸づくりを進め、海岸保全施設の質的向上を図る
- ・ 高潮及び波浪による浸水や飛沫の防護施設整備、背後地の生活機能の維持に努めるとともに、砂浜の侵食・越波などを防止し海岸の長期安定化を図る
- ・ ^{けいの}慶野松原海岸など景観面・利用面からも貴重な海浜は、景観に配慮した海岸保全施設の充実や養浜など積極的な侵食対策を行う
- ・ 予防保全の考え方にに基づき計画的、効率的な維持管理を進めるものとし、適切な時期に海岸保全施設の健全度を点検し、必要に応じて維持・修繕等を行う

<環境の整備と保全>

- ・ 島西部海岸の自然海岸、砂浜と豊かな海岸林、貴重な動物や藻場等の植物など豊かな海辺の生態系と優れた海岸景観等の自然環境の保全・回復及び周辺環境との調和に努めるとともに、白砂青松の代表的海岸である^{けいの}慶野松原は景観面・海浜植物の分布から貴重な海岸となっていることから、地域と協力しつつ積極的な保全・回復を図り、海岸美化活動を推進する

<公衆の適正な利用>

- ・ 各市に点在する歴史的施設や祭り等の文化環境と海水浴場、キャンプ場、観光施設等の連携を図りつつ、海洋性レクリエーション空間としての一体的利用及び交流施設整備との連携を進めるとともに、海岸利便施設の維持、漁港利用の維持に努める
- ・ 良好な自然環境や海岸景観を楽しめるよう、地域住民が日常的に利用でき、高齢者、障がい者、子供にも配慮した安全で快適な海岸へのアクセスづくりやユニバーサルデザイン化を推進する
- ・ 海岸利用のマナー向上やルールづくり、美化活動等を推進する

5-4. エリアごとの施策

先に示した課題及びゾーンごとの施策をふまえ、エリアごとの施策を以下のように設定する。

●大阪湾ゾーン（その1）

1 岩屋		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	貴重な自然環境や海岸保全を進め、北の玄関口にふさわしい海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 淡路の玄関口にふさわしい環境を支えるため、景観や利用に配慮した高潮対策、侵食対策を進めるとともに、松帆の浦及び大和島などでは海浜の維持に努める	
環境の整備と保全	・ 貴重な生態系やその生息環境となる自然公園区域、大和島のイブキ群落等の積極的な保全・回復に努める ・ 自然景観資源調査にもあげられている松帆の浦、大和島、絵島など特色のある自然景観の保全に努める	
公衆の適正な利用	・ 貴重な自然環境や景観資源の保全に努めつつ、明石からの海の玄関口となる岩屋港をはじめとするウォーターフロント施設及び新しい整備計画との協力化などによる海岸づくりを進める	

2 公園都市北		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系の保全や自然環境の創出に努めつつ、新しい公園都市にふさわしい海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 淡路島国際公園都市が整備されており、こうした地域の性格に合わせて、新たな海岸空間の創出を支えるため、自然環境や景観に配慮した防護対策に努める	
環境の整備と保全	・ 貴重な生態系の保全・回復及び淡路島国際公園都市により創出された自然環境の保全に努める	
公衆の適正な利用	・ 淡路島国際公園都市を核とした海岸づくりを支援する ・ 自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める	

●大阪湾ゾーン（その2）

3 公園都市南		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系の保全や自然環境の創出に努めつつ、新しい公園都市にふさわしい海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・淡路島国際公園都市が整備されており、こうした地域の性格に合わせて、新たな海岸空間の創出を支えるため、自然環境や景観に配慮した防護対策に努める	
環境の整備と保全	・貴重な地質の保全・回復及び淡路島国際公園都市により創出された自然環境の保全に努める	
公衆の適正な利用	・淡路島国際公園都市を核として、淡路交流の翼港や浦海浜公園と調整しつつ、海の交流拠点整備にふさわしい親しめる海岸整備を図る ・自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める	

4 東浦中心		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系の保全及び砂浜の回復を図るなど、自然環境と調和した海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・海岸沿いの低地に広がる市街地や地域を結ぶ主要道路を守るため、高潮対策、侵食対策として海岸保全施設の改良を進める	
環境の整備と保全	・貴重な生態系の保全・回復に努めるとともに、自然海浜保全地区に指定されている久留麻海岸の生態系と自然景観の保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める	

5 津名北		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系の保全や景観への配慮など、自然環境と調和した海岸づくりに努める。	
海岸の防護	・豊かな自然環境を支えるため、景観に配慮した侵食対策による海岸保全に努める ・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の改良を進める	
環境の整備と保全	・シロチドリ等の貴重な生態系の保全・回復や、アメニティ豊かな海岸景観づくりに努める	
公衆の適正な利用	・自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める	

●大阪湾ゾーン（その3）

6 津名港	利用促進エリア
海岸保全の目標	海岸の保全を図りつつ、自然環境の保全・創出とともに、自然と調和した海洋性レクリエーション利用を推進する。
海岸の防護	・ 高潮時の浸水被害から背後地を守るため、防護機能を確保する
環境の整備と保全	・ 区域の大部分が埋立地による人工海岸であるが、シロチドリ等の貴重種の分布も確認されていることから、わずかに残された旧海岸線沿いの水際線と周辺環境を含め、その保全に努めるとともに、ビオトープ・プランとの整合を図りながら、砂浜をはじめとする自然環境の回復を推進する
公衆の適正な利用	・ 自然環境に配慮しつつ、海洋性レクリエーション地として楽しむことができる、利便性の高い海岸づくりを進める

7 洲本北	環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系と景観の保全及び侵食対策等を中心とした海岸づくりを推進する。
海岸の防護	・ ^{あいが} 安乎海岸の良好な景観を保全するため、砂浜の維持や侵食対策の充実を図る
環境の整備と保全	・ 貴重な自然景観等の保全に努めるとともに、自然海浜保全地区に指定されている ^{あいが} 安乎海岸及び厚浜海岸ではビオトープ・プランとの整合を図りつつ、生態系と自然景観の保全・回復に努める
公衆の適正な利用	・ 自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める

8 洲本中心	環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系や自然景観の保全に努め、海岸の防護を図りつつ観光・海洋性レクリエーション施設と協力し、海岸の交流拠点づくりを推進する。
海岸の防護	・ 淡路島最大の市街地を背後に控え、観光の中心となっており、高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の改良を進める ・ 大浜海岸では景観に配慮した侵食対策を図る
環境の整備と保全	・ 日本の白砂青松・百選に選定されている大浜公園については、ビオトープ・プランとの整合を図りながら、生態系と自然景観の保全・回復に努める
公衆の適正な利用	・ 海辺の交流拠点となる洲本港や ^{たけのくち} 炬口漁港と観光との関係強化等による、海辺の新たな交流拠点づくりに向けた支援を行う ・ 自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める

●大阪湾ゾーン（その4）

9 由良		環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の保全に努めつつ、背後地を守るための海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 海岸沿いの低地に広がる背後地を守るため、高潮対策、侵食対策を図る	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 淡路橋立と称される成ヶ島<small>なるがしま</small>は貴重な景観資源として、また、干潟を含めて貴重な生物の生育環境として重要であるため、自然公園計画等との整合を図りながら、積極的に生態系と自然景観の保全・回復に努める ・ 成ヶ島<small>なるがしま</small>一帯を通過するルートによる紀淡連絡道路・紀淡海峡大橋構想があり、整備においては成ヶ島<small>なるがしま</small>が県内随一の貴重な自然環境であるという認識に立ち、開発行為が自然に及ぼす影響が甚大にならないよう関係機関に求めていくものとする 	
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める	

●紀伊水道ゾーン（その1）

10 由良南		環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 背後に山地が迫り、海岸線には地域間を結ぶ主要道路が通っており、防護機能を確保する	
環境の整備と保全	・ 貴重な植物群落等や藻場等の生態系の積極的な保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める	

11 南淡東		環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 海岸沿いの低地を守るための侵食対策を図る	
環境の整備と保全	・ 貴重な植物群落等のほか、藻場等が非常に多く分布しており、自然公園計画との整合を図りながら生態系の保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める	

●紀伊水道ゾーン（その2）

1 2 <small>ぬしま</small> 沼島	環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。
海岸の防護	・ 紀伊水道からの激しい波による侵食を防ぐとともに、高潮や津波に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の整備を進める
環境の整備と保全	・ 沼島は県指定の天然記念物である「ウミウの渡来地」となっており、自然公園計画と整合を図りつつ、 <small>かみたてかみいわ</small> 上立神岩・ <small>しもたてかみいわ</small> 下立神岩等の景観資源を含めた自然環境の積極的な保全・回復に努める
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める

1 3 <small>あま</small> 阿万	環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。
海岸の防護	・ 阿万港海岸では津波対策を図るとともに、 <small>ふきあげ</small> 吹上浜では自然景観に配慮しながら砂浜の保全を図る
環境の整備と保全	・ 区域全体にわたって貴重な生態系の分布がみられるほか、日本の白砂青松・百選にも選ばれている吹上浜ではハマゴウ群落を中心とした海浜植物群落、また、シロチドリのほか、貴重な海浜昆虫であるオオヒョウタンゴミムシなどの生息地でもあり、貴重な生態系と自然景観の積極的な保全・回復に努める
公衆の適正な利用	・ 海水浴場の利便性向上や自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める

1 4 <small>ふくら</small> 福良港	環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。
海岸の防護	・ <small>ふくら</small> 福良湾奥には、海岸近くの低地に集落や農地が広がっており、高潮や津波に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の改良を進める
環境の整備と保全	・ 貴重な植物群落が分布しており、自然公園計画との整合を図りながら、自然景観と併せて保全・回復に努める ・ 煙島はイヌマキ林が自生する貴重な自然環境であるため積極的な保全に努める
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める

●紀伊水道ゾーン（その3）

15 福良西	環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の保護・保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。
海岸の防護	・ 鳴門海峡の激しい潮流に面しており、自然環境に配慮した防護対策に努める
環境の整備と保全	・ 貴重な植物群落が分布しており、自然公園計画との整合を図りながら、生態系と自然景観の保全・回復に努める
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める

●播磨灘ゾーン（その1）

16 西淡南	環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系の保全と安定した水質保持に向けた積極的な対策に努めつつ、海岸づくりを推進する。
海岸の防護	・ 自然景観に配慮しつつ、高潮、津波対策の充実を図るとともに、海岸の侵食対策により砂浜の維持・回復を推進する
環境の整備と保全	・ 自然公園計画との整合を図りながら、ミサゴやタワヤモリ等の貴重な生態系の保全・回復に努める ・ 海域は西淡保護水面に指定されているため、水質汚濁防止に努めながら積極的な保全対策を推進する
公衆の適正な利用	・ 津井港の歴史的港湾整備をふまえつつ、自然環境に配慮しながら海岸施設の利便性向上に努める

17 西淡北	環境保全重視エリア
海岸保全の目標	慶野松原 <small>けいの</small> の自然景観と生態系、砂浜等の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。
海岸の防護	・ 高潮対策の充実を図るとともに、人工リーフ等による砂浜の維持・回復など侵食対策を図る
環境の整備と保全	・ 日本の渚・百選及び日本の白砂青松・百選に選ばれている慶野松原 <small>けいの</small> 及びその海岸を有し、シロチドリやミサゴなどの貴重種の生息環境にもなっていることから、自然公園計画やビオトープ・プランと整合を図りながら、積極的な生態系と自然景観の保全・回復に努める ・ 景観構成要素の重要な資源である松林の保全・回復に努める
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める

●播磨灘ゾーン（その2）

18 五色南		環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 自然景観や生態系に配慮した保全施設による高潮対策や、砂浜等の侵食防止及び海浜の維持・回復を図る	
環境の整備と保全	・ 日本の自然景観や兵庫の貴重な自然に掲げられている五色浜 ^{ごしきはま} については、シロチドリやミサゴなどの貴重種の生息環境ともなっていることから、自然公園計画等との整合を図りながら、生態系と自然景観の保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める	

19 五色北		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系の保全に努めつつ、高潮対策を推進するとともに、海洋性レクリエーション資源等の連携による海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 海岸沿いの低地に広がる集落を守るため、海岸の侵食対策を図る ・ 高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の改良を進める	
環境の整備と保全	・ 貴重な自然景観や地質等、残された自然環境の保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・ 自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める	

20 一宮南		環境保全重視エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の積極的な保全に努めつつ、海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 自然環境や砂浜の維持に配慮した防護対策に努める	
環境の整備と保全	・ 貴重な生態系や兵庫の貴重な自然に掲げられている明神岬（県指定天然記念物）、都志海岸 ^{つし} は貴重な景観資源であり、積極的な保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・ 自然環境と調和した海岸施設の機能向上に努める	

●播磨灘ゾーン（その3）

2 1 一宮北		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系の保全に努めるとともに、海浜利用の向上に向けた海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 海岸沿いの低地に広がる集落や道路を守るため、高潮対策や海岸の侵食対策を図る	
環境の整備と保全	・ シロチドリの分布がみられるため、ビオトープ・プランとの整合を図りながら、生態系の保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・ 自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める	

2 2 北淡南		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の保全に努めるとともに、海浜利用の向上に向けた海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 海岸沿いの低地に広がる集落や道路を守るため、高潮対策や侵食対策として海岸保全施設の改良を進める	
環境の整備と保全	・ 貴重な地形・地質等の分布がみられるため、ビオトープ・プランとの整合を図りながら、生態系の保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・ 自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める	

2 3 北淡北		環境利用調整エリア
海岸保全の目標	生態系と自然景観の保全に努めつつ、海浜利用の向上に向けた海岸づくりを推進する。	
海岸の防護	・ 自然景観に配慮しつつ、海岸の侵食対策を図る	
環境の整備と保全	・ 貴重な地形・地質等の分布がみられるため、ビオトープ・プランと整合を図りながら、生態系と景観資源の保全・回復に努める	
公衆の適正な利用	・ 自然環境に配慮しつつ、海岸施設の利便性向上に努める	

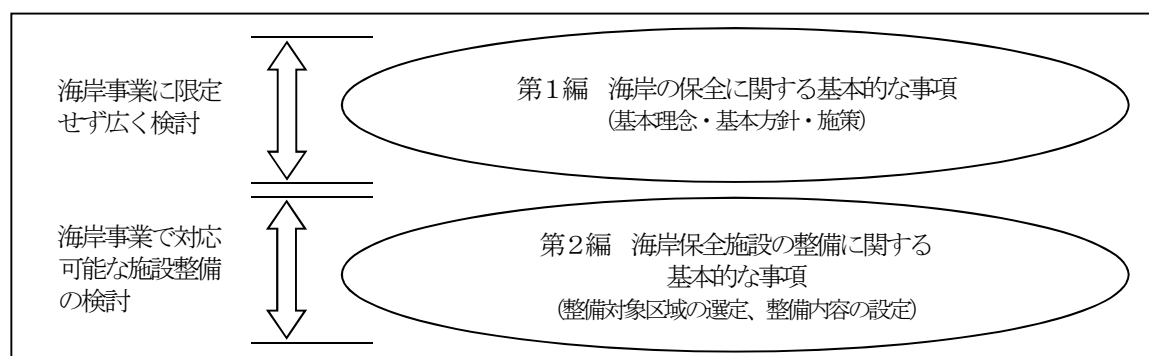
以上が「第1編 海岸の保全に関する基本的な事項」であるが、施策については、ソフト対策も含め、広く示している。第1編における施策の分担例や第2編との関係について、参考として以下に示す。

海岸管理者が直接対応できる項目については、先に示した施策に基づき進めていくが、直接対応することができない項目については、他の事業者との調整を図るとともに、地域住民との連携を図り、実現に向けて努めていく。

参考表: 施策の分類と役割分担例

視	海岸管理者が実施する施策	海岸管理者と地元自治体や関係行政機関が連携、協力して実施する施策	住民やNPOの主体的、自発的な取り組みを喚起する施策
防護	<ul style="list-style-type: none"> 安全な施設づくり(高潮・侵食・津波) 耐震性の強化 集中管理システム 施設の老朽化対策 施設の維持管理(補修等) 広域的な土砂管理による砂浜の維持・復元 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の情報収集・発信の体制づくり 緊急時の避難訓練等 施設の維持管理(陸間の定期点検等) 防災意識の啓発 海岸に面した道路兼用護岸の整備、改良 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における自主防災組織づくり 防災訓練 日常からの避難地や避難路の確認
環境	<ul style="list-style-type: none"> 生態系や水質浄化などの環境に配慮した施設づくり 景観に配慮した施設づくり 海岸整備における生態系等の調査研究を含む保全・回復対策 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミ対策(啓発活動、看板の設置、流域の発生対策) 環境教育(体験学習の実施)、人材育成 貴重な生態系や植生に関する情報提供等 美化活動などへの支援 貴重な生態系及びその生息場の保全・回復 白砂青松の良好な海岸景観の保全・回復 展望地やアクセスとなる遊歩道等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミの清掃活動等 モラルの向上 海岸愛護意識の高揚 貴重な海浜植生等の保護活動
利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設のユニバーサルデザイン化 海辺へのアクセス路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用のマナー向上 海岸利用のルールづくり 案内看板 環境、道路情報の伝達 施設のP.R.等 体験学習の実施 アクセスルートの整備 利便施設の設置(駐車場等) 沿岸の歴史・文化資源の保全、祭事やイベント等における協力体制づくり 海辺の定期調査やモニター活動、環境教育、人材育成への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 釣り、マリンスポーツ等海岸利用上のモラル向上 海辺の定期調査やモニター活動 自然環境を活かした海辺の体験学習等の活動

「第2編: 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」では、整備の対象とする区域を選定し、「第1編: 海岸の保全に関する基本的な事項」において設定した基本理念、基本方針、施策に基づき、海岸管理者が直接対応する整備の内容と整備を進める際の配慮事項を示す。



第2編：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

1-1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

1-1-1. 整備対象区域の選定方針

海岸保全施設の整備区域は、「第1編2-1. 海岸の防護の目標」で定めた防護すべき地域（海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮、津波による浸水や現在進行中の侵食により、海岸背後の宅地や農地等に対して被害の発生が想定される地域）のうち、現時点で「高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性がある区域」とする。

ここで「高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性がある区域」とは、海岸保全施設が未整備の箇所、天端高不足や老朽化等により現時点で海岸保全施設が所要の機能を確保できていない箇所、地震による地殻変動や地盤の液状化による沈下の恐れがあり天端高を維持する対策が必要な箇所、湾の入口で津波高を軽減させる必要がある箇所、海岸保全施設の高度化が必要な箇所、侵食対策が必要な箇所について、海岸区分に加えて地区区分や整備内容の類似性等を考慮して設定した区域とする。

（個別海岸の区分）

「第1編5. ゾーン及びエリアごとの特性の明確化と整備の方向」における検討において、淡路沿岸全体を3つのゾーンと23の地区に区分し、さらにこれらの地区を3つの特性に分類したうえで、特性エリアごと及び地区ごとの方向性を設定した。しかし、各地区内には特性の異なる場所が存在しており、海岸保全施設の整備対象海岸の抽出や整備手法を検討するうえで配慮が必要となる。よって、各地区をさらに詳細な個別海岸に区分し、整備対象海岸の抽出を行うものとする。

個別海岸の区分の考え方は、以下の通りである。

- ①地区内の海岸保全区域をそれぞれ個別海岸として区分する。
- ②海岸保全区域以外であっても、陸域が漁港区域、港湾隣接地域に指定されている場合は、個別海岸として区分する。ただし、海岸保全区域と隣接する場合は、合わせて1つの個別海岸とする。
- ③上記で設定した個別海岸の区域及び大規模な河口部を除く自然海岸を一般公共海岸として区分する。ただし、一般公共海岸が行政界をまたがって存在する場合は、行政界で分割する。

1-1-2. 整備対象区域の選定

「1-1-1. 整備対象区域の選定方針」に基づき、整備対象区域として44区域を選定した。

それぞれの区域について、選定の理由となった防護の必要性、現在の整備状況（整備の継続状況）を表2-1-1に示す。

表 2-1-1 (1) 淡路沿岸における新設又は改良の整備対象区域

行政区分	ゾーン区分	エリア特性	地区海岸名	区域番号	区域	防護の必要性	地元要望	整備が継続中の海岸
淡路市	大阪湾ゾーン	環境利用調整エリア	淡路海岸	1	岩屋地区	高潮による越波・浸水被害の防止	高潮時の浸水被害の防止	
			淡路海岸	2	岩屋地区	高潮による越波・浸水被害の防止	越波による被害の防止	
			岩屋漁港海岸	3	岩屋地区	高潮による越波・浸水被害の防止	マナー向上の啓発	
			仮屋漁港海岸	4	仮屋地区	津波による浸水被害の防止 高潮による越波・浸水被害の防止	飛沫被害の防止 マナー向上の啓発	
			東浦海岸	5	釜口地区	高潮による越波・浸水被害の防止 老朽化した建造物の補修・予防保全	越波による被害の防止	
			津名海岸	6	佐野地区	老朽化した建造物の補修・予防保全 砂浜の侵食防止	越波による被害の防止	
		利用促進エリア	津名港海岸	7	津名北浜地区	高潮による越波・浸水被害の防止	砂浜の移動に伴う内水排除対策	
			津名港海岸	8	志筑塩田地区	老朽化した建造物の補修・予防保全	マナー向上の啓発	
洲本市	大阪湾ゾーン	環境利用調整エリア	洲本海岸	9	安乎中川原地区	高潮による越波・浸水被害の防止	越波による被害の防止	
			洲本港海岸	10	大浜地区	高潮による越波・浸水被害の防止	高潮時の浸水被害の防止	整備中
		環境保全重視エリア	洲本海岸	11	由良地区(内田)	砂浜の侵食防止	越波による被害の防止	整備中
			由良港海岸	12	由良地区	高潮による越波・浸水被害の防止 老朽化した建造物の更新・予防保全	高潮時の越波や浸水被害の防止	
			由良港海岸	13	成ヶ島地区	老朽化した建造物の補修・予防保全 砂浜の侵食防止	侵食による被害の防止	
南あわじ市	紀伊水道ゾーン	環境保全重視エリア	灘漁港海岸	14	灘岡実地区	砂浜の侵食防止	侵食による被害の防止	
			南淡海岸	15	阿万灘地区	老朽化した建造物の補修・予防保全 砂浜の侵食防止	侵食による被害の防止	
			仁頃漁港海岸	16	灘仁頃地区	砂浜の侵食防止	侵食による被害の防止	
			沼島漁港海岸	17	沼島地区	津波による浸水被害の防止	高潮及び津波時の浸水被害の防止	整備中
			阿万港海岸	18	阿万地区	津波による浸水被害の防止	津波時の浸水被害の防止	整備中
			南淡海岸	19	吹上地区	高潮による越波・浸水被害の防止	飛砂・越波による被害の防止	
			福良港海岸	20	福良地区	津波による浸水被害の防止 高潮による越波・浸水被害の防止 老朽化した建造物の更新・予防保全	高潮・津波時の浸水被害の防止	整備中
			福良港海岸	21	湾口地区	津波による浸水被害の防止	津波による浸水被害の防止	整備中

表 2-1-1 (2) 淡路沿岸における新設又は改良の整備対象区域

行政区分	ゾーン区分	エリア特性	地区海岸名	区域番号	区域	防護の必要性	地元要望	整備が継続中の海岸
南あわじ市	播磨灘ゾーン	環境利用調整エリア	伊毘漁港海岸	22	伊毘地区	高潮による越波・浸水被害の防止	高潮時の浸水被害の防止	
			西浜海岸	23	阿那賀地区	高潮による越波・浸水被害の防止	高潮時の浸水被害の防止	
			阿那賀漁港海岸	24	阿那賀地区	高潮による越波・浸水被害の防止	高潮時の浸水被害の防止	
			西淡海岸	25	阿那賀地区	高潮による越波・浸水被害の防止	海岸侵食や越波による塩害の防止	整備中
			西淡海岸	26	志知川組地区	砂浜の侵食防止	海岸侵食や越波による塩害の防止	
			丸山漁港海岸	27	丸山地区	津波による浸水被害の防止	高潮・津波時の浸水被害の防止	整備中
		環境保全重視エリア	湊港海岸	28	湊地区	老朽化した建造物の更新・予防保全	高潮時の浸水被害の防止	整備中
			西淡海岸	29	松帆地区	高潮による越波・浸水被害の防止 砂浜の侵食防止	越波による被害の防止と松林・砂浜の保全、レクリエーション機能の充実	整備中
			西淡海岸	30	慶野五色地区	高潮による越波・浸水被害の防止 砂浜の侵食防止	越波による被害の防止と松林・砂浜の保全	
			五色海岸	31	鳥飼地区	高潮による越波・浸水被害の防止 砂浜の侵食防止	五色浜の保全	整備中
			鳥飼漁港海岸	32	鳥飼地区	高潮による越波・浸水被害の防止	越波による被害の防止と五色浜の保全、レクリエーション機能の充実	
			洲本市	五色海岸	33	角川船瀬地区	高潮による越波・浸水被害の防止 砂浜の侵食防止	越波による被害の防止
五色海岸	34	北角川角川地区		高潮による越波・浸水被害の防止 老朽化した建造物の補修・予防保全	飛沫による塩害の防止			
五色海岸	35	北角川都志地区		砂浜の侵食防止	侵食対策とレクリエーション機能の整備			
都志港海岸	36	北角川都志地区		高潮による越波・浸水被害の防止	-			
淡路市	環境利用調整エリア	一宮海岸	37	撫地区	高潮による越波・浸水被害の防止 老朽化した建造物の補修・予防保全	越波による被害の防止	整備中	
		尾崎漁港海岸	38	尾崎地区	高潮による越波・浸水被害の防止	マナー向上の啓発		
		浅野漁港海岸	39	斗の内地区	高潮による越波・浸水被害の防止	漁業活動に配慮した施設整備		
		北淡海岸	40	浅野地区	高潮による越波・浸水被害の防止 老朽化した建造物の補修・予防保全	越波による被害の防止		
		北淡海岸	41	富島地区	高潮による越波・浸水被害の防止 砂浜の侵食防止	越波による被害の防止		
		富島漁港海岸	42	富島地区	高潮による越波・浸水被害の防止	高潮時の浸水被害の防止		
		野島漁港海岸	43	野島地区	高潮による越波・浸水被害の防止	漁業活動等に配慮した施設整備		
		北淡海岸	44	平林地区	高潮による越波・浸水被害の防止 老朽化した建造物の補修・予防保全	越波による被害の防止		

1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

1-2-1. 海岸保全施設の計画諸元

淡路沿岸における整備対象海岸として、「1-1-2. 整備対象区域の選定」で設定した44海岸について、その施設整備計画諸元（代表堤防高）を整理し、表2-1-3の整備箇所整理表に示す。

代表堤防高は、高潮・波浪に対して必要となる高さ、津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を用いて設定する。

個々に高潮・波浪に対して必要な高さは、第1編の防護水準（表1-2-1）に示した、設計高潮位に設計波に対して必要な高さ及び余裕高を加えたものとしており、津波に対して必要な高さは、第1編の防護水準（表1-2-2）に示した設計津波の水位を下回らない高さである。

また、侵食については現状の汀線維持もしくは、波の打ち上げ低減のための砂浜拡幅や海水浴場としての砂浜面積確保など、必要に応じた汀線の回復を目標とする。

1-2-2. 海岸保全施設の整備内容

これまでの検討をふまえ、整備対象として設定した個別海岸における新設又は改良する海岸保全施設の整備内容を表2-1-3の整備箇所整理表に示す。表2-1-3への記載事項は、表2-1-2に示すとおりである。

表2-1-2 整備箇所整理表への記載事項

記載事項	記載内容
配置	区域：海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施行しようとする区域 規模：海岸保全施設の延長及び地区の代表となる場所の堤防高（代表堤防高）
主な施設の種類	整備する主要な海岸保全施設の種類
整備の概要	海岸保全施設の整備の必要性及び整備計画の概要
配慮事項	地域特性や住民意見等より設定した海岸を整備するうえでの配慮事項

1-2-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

新設又は改良する海岸保全施設の整備によって高潮・津波による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について、表2-1-3の整備箇所整理表に示す。

なお、受益の地域とは本計画による整備対象箇所において、海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮・津波による浸水や現在進行中の侵食により、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

表2-1-3(1) 新設又は改良する海岸保全施設の整備箇所整理表

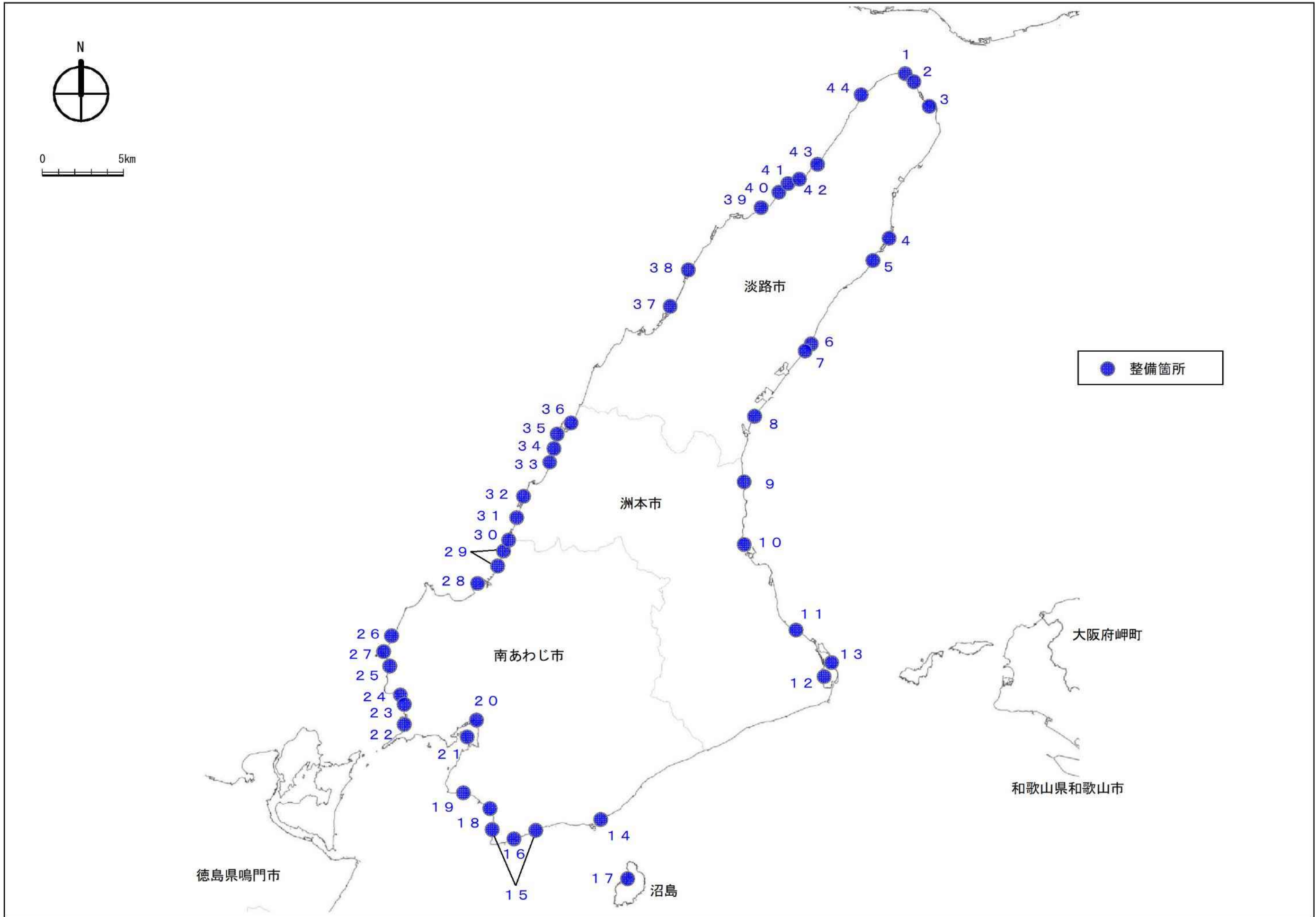
行政区分	ゾーン区分	エリア特性	地区海岸名	区域番号	配置			主な施設の種類	受益の地域		整備の概要	配慮事項		
					区域	規模			地域	状況		環境面に対する配慮	利用面に対する配慮	
						延長(m)	代表堤防高(m)							
淡路市	大阪湾ゾーン	環境利用調整エリア	淡路海岸	1	岩屋地区	13	T.P.+	5.1	堤防,消波工	松帆	農地,森林	高潮・高波浪から背後地を防護するため、海岸保全施設の未整備区間について堤防及び消波工を計画する。	・住民参加による海岸美化活動の推進 ・周辺資源との調和	・海岸利用者へのマナー啓発
			淡路海岸	2	岩屋地区	1,500	T.P.+	4.3	堤防,消波工,離岸堤	松帆	住宅地,農地	越波を防止するため、離岸堤を計画し防護機能を強化する。また、海岸保全施設の未整備区間について堤防及び消波工を計画する。	・生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・周辺資源との調和	・海岸利用者へのマナー啓発
			岩屋漁港海岸	3	岩屋地区	162	T.P.+	3.2	胸壁等	岩屋	住宅地	防潮ラインが未整備の箇所があり、護岸高を確保することで、高潮による浸水被害から背後地を守る必要がある。	・貴重な生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・漁港利用の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発
			仮屋漁港海岸	4	仮屋地区	1,490	T.P.+	5.1	護岸,胸壁等,離岸堤,突堤	仮屋	住宅地	海浜を保全しつつ、海岸背後の住宅地を飛沫及びこれに伴う塩害から防護するため、離岸堤等を計画する。また、高潮時の浸水被害から背後地を防護するため胸壁等を計画し、海岸全体の面的防護を図る。	・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・海洋性レクリエーション空間としての一体的利用 ・漁業利用者との共存 ・海岸利用者へのマナー啓発
			東浦海岸	5	釜口地区	320	T.P.+	5.4	護岸	釜口	住宅地	越波被害を防止するため護岸改良を計画する。	・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・海岸利便施設の維持 ・海岸利用者へのマナー啓発
			津名海岸	6	佐野地区	840	T.P.+	3.8	消波堤,護岸	柏原,井筒	住宅地,農地	台風時の高波浪による侵食及び越波被害を防止するため、消波堤を計画する。また、越波被害を防止するため老朽化した護岸を改良する。	・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・海岸利用者へのマナー啓発
		津名港海岸	7	津名北浜地区	700	T.P.+	5.1	護岸	柏原,井筒	住宅地,農地	高潮からの背後地の防護を図るため、護岸の嵩上げを計画する。	・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・海岸利用者へのマナー啓発	
		津名港海岸	8	志筑塩田地区	1,900	T.P.+	5.5	護岸	志筑	商業地,工業地	高潮時の浸水被害等から背後地を防護するため、老朽化した護岸を改良する。	・貴重な生態系の保全と周辺景観との調和 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・海岸利用者へのマナー啓発	
洲本市	大阪湾ゾーン	環境利用調整エリア	洲本海岸	9	安乎中川原地区	2,000	T.P.+	5.5	離岸堤,突堤	厚浜	住宅地,農地	越波被害の防止を図るため、自然景観と生態系の保全に配慮した離岸堤と突堤を計画し、既設護岸及び保全された砂浜と併せて、海岸全体の面的防護を図る。	・貴重な生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・海水浴場としての利用 ・海岸利用者へのマナー啓発
			洲本港海岸	10	大浜地区	808	T.P.+	5.5	護岸,潜堤(人工リーフ),養浜等	塩屋,栄町,本町	住宅地,公園	養浜と養浜砂流出防止のため景観に配慮した潜堤(人工リーフ)を計画する。既設の突堤と併せて海岸全体の面的防護を図る。また、高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、護岸改良を計画する。	・貴重な生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・海水浴場としての利用性向上 ・海岸利用者へのマナー啓発
		環境保全重視エリア	洲本海岸	11	由良地区(内田)	590	T.P.+	5.3	養浜	内田	住宅地,農地	砂浜の侵食防止、越波防止を図るために養浜を計画し、海岸全体の面的防護を図る。	・貴重な生態系の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・親水性の向上 ・海岸利用者へのマナー啓発
			由良港海岸	12	由良地区	1,500	T.P.+	1.7	護岸,排水機場	由良	住宅地,農地	高潮による浸水を防止するため護岸を計画する。また、排水機場の老朽化対策を行う。	・周辺海岸との調和 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・地域住民の利用
			由良港海岸	13	成ヶ島地区	680	T.P.+	4.7	堤防	成ヶ島	自然地	施設未整備区間について、堤防を計画する。整備済み区間については、老朽化対策として堤防の改修を行う。	・成ヶ島の貴重な生態系と自然景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・海岸利用者へのマナー啓発

表2-1-3(2) 新設又は改良する海岸保全施設の整備箇所整理表

行政区分	ゾーン区分	エリア特性	地区海岸名	区域番号	配置			主な施設の種類	受益の地域		整備の概要	配慮事項		
					区域	規模			地域	状況		環境面に対する配慮	利用面に対する配慮	
						延長(m)	代表堤防高(m)							
南あわじ市	紀伊水道ゾーン	環境保全重視エリア	灘漁港海岸	14	灘円実地区	70	T.P.+	5.8	離岸堤	灘円実	住宅地	侵食による既設護岸及び背後地の被害防止を図るため、離岸堤を計画し、海岸全体の面的防護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港利用者との共存 海岸利用者へのマナー啓発
			南淡海岸	15	阿万灘地区	3,700	T.P.+	7.5	護岸,離岸堤	灘仁頃,地野,大川	住宅地,森林	背後民家が危険な状態にあるため、護岸及び離岸堤を計画し、海岸全体の面的防護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			仁頃漁港海岸	16	灘仁頃地区	140	T.P.+	4.9	護岸,消波工,離岸堤	灘仁頃	住宅地	侵食による背後地の被害防止を図るため、護岸・離岸堤の一体的な整備による面的防護施設を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港利用者との共存 海岸利用者へのマナー啓発
			沼島漁港海岸	17	沼島地区	100	T.P.+	4.4	胸壁等,陸閘	沼島	住宅地	津波時の浸水被害から背後地を防護するため、防潮ライン未整備区間について胸壁、陸閘等を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港利用の維持 海岸利用者へのマナー啓発
			阿万港海岸	18	阿万地区	40	T.P.+	6.1	胸壁,陸閘	西町,東町	住宅地,農地	津波による背後地の浸水を防止するため胸壁、陸閘等の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			南淡海岸	19	吹上地区	1,312	T.P.+	5.8	堤防,潜堤(人工リーフ)	吹上町	住宅地,農地	飛砂及び越波から背後の農地を防護するために景観に配慮した潜堤(人工リーフ)を計画する。また、堤防を改修する。	<ul style="list-style-type: none"> 吹上浜の貴重な生態系と自然景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 自然とのふれあいの場づくり 海岸利用者へのマナー啓発
			福良港海岸	20	福良地区	2,145	T.P.+	3.0	胸壁等,護岸,樋門,陸閘,排水機場,水門	福良	住宅地	高潮による越波を防止し、津波による浸水被害の軽減を図るため、胸壁、護岸等の整備を計画する。また、津波からの安全性を高めるため陸閘、樋門を自動化する。	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			福良港海岸	21	湾口地区	1,100	T.P.+	5.9	津波防波堤,水門	福良	住宅地	津波による背後地の浸水を軽減するため津波防波堤、水門の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
	播磨灘ゾーン	環境利用調整エリア	伊毘漁港海岸	22	伊毘地区	100	T.P.+	4.3	胸壁,水門,排水機場	伊毘	住宅地	高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、胸壁及び水門、排水機場等を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系と自然景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			西浜海岸	23	阿那賀地区	50	T.P.+	3.4	堤防	阿那賀	森林,農地	高潮・高波浪から背後地を防護するため、海岸保全施設の未整備区間について堤防を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系と自然景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			阿那賀漁港海岸	24	阿那賀地区	10	T.P.+	4.2	胸壁,水門,排水機場,陸閘	中,南,北栄	住宅地	高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、胸壁及び水門、排水機場等を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系と自然景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			西淡海岸	25	阿那賀地区	320	T.P.+	4.2	離岸堤	木場	住宅地,農地	来襲波の低減により、越波被害を防止するために既設離岸堤の改良及び新設を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系と海岸景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			西淡海岸	26	志知川組地区	500	T.P.+	4.5	突堤,養浜	丸山	住宅地,農地	来襲波の低減により、砂浜の侵食及び越波被害を防止するために、養浜及び養浜砂流出防止のための突堤を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系と海岸景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			丸山漁港海岸	27	丸山地区	—	T.P.+	3.1	陸閘,樋門	小磯,松ヶ谷,端所,島	住宅地	高潮及び津波時等の越波・浸水被害から背後地を防護するため、陸閘改良等を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港利用の維持 海岸利用者へのマナー啓発
		環境保全重視エリア	湊港海岸	28	湊地区	—	T.P.+	—	排水機場	湊	住宅地	排水機場を整備することで高潮時の背後低地の防護を行い安全性の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			西淡海岸	29	松帆地区	615	T.P.+	2.7	潜堤(人工リーフ),養浜	古津路,慶野	住宅地,農地	砂浜の侵食及び背後地への越波被害を防止するとともに、海水浴場としての機能維持のために、養浜と景観や生態系にも配慮した潜堤(人工リーフ)を計画し、砂浜を面的に保全する。	<ul style="list-style-type: none"> 慶野松原の貴重な生態系と自然景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 観光・リゾート地としての機能充実 海岸利用者へのマナー啓発
			西淡海岸	30	慶野五色地区	420	T.P.+	5.1	潜堤(人工リーフ),養浜	慶野	住宅地,農地	海岸侵食を防止し、海浜の安定化を図るため、潜堤(人工リーフ)、養浜を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 慶野五色の貴重な生態系と自然景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発

表2-1-3(3) 新設又は改良する海岸保全施設の整備箇所整理表

行政区分	ゾーン区分	エリア特性	地区海岸名	区域番号	配置			主な施設の種類	受益の地域		整備の概要	配慮事項	
					区域	規模			地域	状況		環境面に対する配慮	利用面に対する配慮
						延長(m)	代表堤防高(m)						
洲本市	播磨灘ゾーン	環境保全重視エリア	五色海岸	31	鳥飼地区	1,070	T.P.+ 5.1	潜堤(人工リーフ),養浜	奥之内	住宅地,農地	海岸侵食防止及び漂砂による砂の移動を抑制し、海浜の安定化を図るため、潜堤(人工リーフ)、養浜を計画し、背後地を面的に保全する。	<ul style="list-style-type: none"> 五色浜の貴重な生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海水浴等の海浜利用 海岸利用者へのマナー啓発
			鳥飼漁港海岸	32	鳥飼地区	550	T.P.+ 5.0	胸壁等	鳥飼浦	住宅地,農地	防潮ラインの確保のため胸壁を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 新五色浜の生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
		環境利用調整エリア	五色海岸	33	角川船瀬地区	2,230	T.P.+ 4.5	護岸,離岸堤	船瀬,都志角川	住宅地,農地,森林	越波被害を防止するため、離岸堤及び護岸を計画する。既設護岸と併せて海岸全体の面的防護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			五色海岸	34	北角川角川地区	319	T.P.+ 3.9	護岸,胸壁等,離岸堤,消波堤	都志角川	住宅地,農地	冬季波浪・台風時の飛沫対策として、離岸堤を計画するとともに、既設護岸の前面に消波堤を計画する。また、防潮ラインの確保のため護岸・胸壁等を計画し、海岸全体の面的防護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港利用の維持 海岸利用者へのマナー啓発
			五色海岸	35	北角川都志地区	1,030	T.P.+ 4.1	護岸	都志万歳	住宅地,森林	北側にある海水浴場などの海浜利用を考慮し、護岸を計画し、海岸全体の面的防護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 健康海岸としての機能確保 海岸利用者へのマナー啓発
			都志港海岸	36	北角川都志地区	100	T.P.+ 4.8	護岸	都志万歳	住宅地	高潮からの背後地の防護を図るため、護岸の嵩上げを計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			一宮海岸	37	撫地区	2,100	T.P.+ 6.1	護岸,離岸堤	撫	住宅地	老朽化した護岸及び離岸堤を改修し、安全性の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な生態系や海岸景観の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			尾崎漁港海岸	38	尾崎地区	356	T.P.+ 4.1	胸壁等,水門	尾崎	住宅地	高潮時の浸水被害等から背後地を防護するため、胸壁等を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海浜や漁港利用の維持 海岸利用者へのマナー啓発
			浅野漁港海岸	39	斗の内地区	380	T.P.+ 4.1	胸壁等,水門	斗ノ内	住宅地	防潮ラインが未整備の箇所があり、護岸高を確保することで、高潮による浸水被害から背後地を守る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境との調和 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港利用の維持 海岸利用者へのマナー啓発
			北淡海岸	40	浅野地区	720	T.P.+ 5.2	離岸堤,消波堤,護岸	斗ノ内,水越	住宅地,農地	越波被害を防止するため離岸堤、消波堤を計画し、既設護岸と併せて海岸全体の面的防護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			北淡海岸	41	富島地区	650	T.P.+ 6.8	護岸	岡畑	住宅地	海岸侵食及び越波被害を防止するため護岸を計画し、海岸全体の面的防護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発
			富島漁港海岸	42	富島地区	-	T.P.+ 3.0	排水機場	富島	住宅地	高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、排水機場を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港利用の維持 海岸利用者へのマナー啓発
			野島漁港海岸	43	野島地区	90	T.P.+ 5.0	胸壁等	野島藁浦	住宅地	高潮時の浸水被害から背後地を防護するため、防護ラインの未整備区間について胸壁等を計画する。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港利用の維持 砂浜等の利用 海岸利用者へのマナー啓発
			北淡海岸	44	平林地区	200	T.P.+ 7.0	護岸,消波工	野島平林	住宅地	越波防止のため護岸及び消波工を計画し、海岸全体の面的防護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 住民参加による海岸美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者へのマナー啓発



2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

2-1. 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を表2-2-1に示す。

2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕対象となる海岸保全施設が存する区域毎の施設の種類、規模及び配置を表2-2-1に示す。

2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、目視による日常巡視を実施し、適切な時期に調査・点検を行い長寿命化計画を策定し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。

維持・修繕の方法は、対象施設の変状の種類や程度をふまえつつ、新技術・新工法の適用性も検討し、ライフサイクルコストの観点もふまえた最適な方法を採用するものとする。

表 2-2-1(1) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）	
大阪湾	環境利用 調整 エリア	1		淡路海岸	岩屋地区 松帆崎地先	護岸	76m	T.P.+3.5~4.1	護岸	76m	T.P.+3.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		2	◎	淡路海岸	岩屋地区 松帆崎地先	護岸	193m	T.P.+5.0~5.7	堤防 護岸 消波工	13m 193m 13m	T.P.+5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		3	◎	淡路海岸 (要指定区域)	岩屋地区	—	—	T.P.+2.0~5.3	堤防 消波工	400m 400m	T.P.+4.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		4	◎	淡路海岸	岩屋地区 松帆長浜地先	護岸 突堤 離岸堤 樋門 陸閘	1,268m 1基(75m) 3基(250m) 1基 5基	T.P.+3.9~5.2	堤防 護岸 突堤 離岸堤 消波工 樋門 陸閘	400m 1,268m 1基(75m) 7基(450m) 400m 1基 5基	T.P.+2.9~6.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		5		岩屋港海岸	岩屋地区	護岸 突堤	520m 1基(17m)	T.P.+3.1~4.8	護岸 突堤	520m 1基(17m)	T.P.+2.4~3.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		6	◎	岩屋漁港海岸 (要指定区域)	岩屋地区	—	—	T.P.+0.7~5.9	胸壁	162m	T.P.+3.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		7		淡路海岸	岩屋浦地区	護岸 突堤 潜堤（人工リーフ）	3,538m 1基(114m) 3基(445m)	T.P.+3.8	護岸 突堤 潜堤（人工リーフ）	3,538m 1基(114m) 3基(445m)	T.P.+3.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		8		東浦海岸	楠本地区	護岸 陸閘	3,237m 4基	T.P.+3.9~4.7	護岸 陸閘	3,237m 4基	T.P.+3.5~3.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		9		浦港海岸	楠本地区	堤防 護岸	258m 435m	T.P.+4.7~5.0	堤防 護岸	258m 435m	T.P.+3.7~4.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		10		浦港海岸	宮前地区	堤防 護岸 突堤 陸閘	152m 539m 3基(220m) 5基	T.P.+5.0	堤防 護岸 突堤 陸閘	152m 539m 3基(220m) 5基	T.P.+4.3~5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		11		東浦海岸	久留麻地区	護岸 突堤 消波工 陸閘	1,093m 7基(350m) 600m 9基	T.P.+4.4~5.1	護岸 突堤 消波工 陸閘	1,093m 7基(350m) 600m 9基	T.P.+3.6~5.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		12	◎	仮屋漁港海岸	—	護岸 突堤 離岸堤 陸閘 海岸環境施設	2,315m 13基(476m) 3基(342m) 28基 1ヶ所	T.P.+4.1~4.6	護岸 突堤 離岸堤 陸閘 海岸環境施設	2,315m 13基(476m) 6基(692m) 28基 1ヶ所	T.P.+2.3~5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		13	◎	仮屋漁港海岸 (要指定区域)	仮屋地区	—	—	T.P.+1.0~4.4	胸壁	100m	T.P.+4.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

表 2-2-1(2) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法	
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）		
大阪湾	環境利用 調整 エリア	14	○	東浦海岸	釜口・津田・ 上島・野田地区	護岸 突堤 離岸堤 樋門 陸閘	2,555m 4基(140m) 4基(420m) 1基 2基	T.P.+3.7~5.7	護岸 突堤 離岸堤 樋門 陸閘	2,555m 4基(140m) 4基(420m) 1基 2基	T.P.+3.7~5.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。	
		15		東浦海岸	釜口・小井地区	護岸	976m	T.P.+4.7~5.6	護岸	976m	T.P.+3.0~6.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		16	◎	津名海岸	佐野地区	護岸 消波堤 樋門 陸閘	2,401m 160m 1基 1基	T.P.+4.5~6.2	護岸 消波堤 樋門 陸閘	2,401m 1,000m 1基 1基	T.P.+3.7~3.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。	
	利用促進 エリア	環境利用 調整 エリア	17		津名港海岸	北浜地区	護岸 消波堤 樋門 陸閘	706m 1基(375m) 1基 5基	T.P.+4.1~4.8	護岸 消波堤 樋門 陸閘	706m 1基(375m) 1基 5基	T.P.+4.3~4.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
			18		津名港海岸	小田前地区	堤防 護岸 陸閘	368m 2,811m 4基	T.P.+3.0~4.9	堤防 護岸 陸閘	368m 2,811m 4基	T.P.+2.3~5.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
			19		津名港海岸	佐野・生穂地区	堤防 護岸 陸閘	420m 1,675m 3基	T.P.+3.0~5.0	堤防 護岸 陸閘	420m 1,675m 3基	T.P.+2.3~5.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
			20	○	生穂漁港海岸	—	護岸 突堤 陸閘	663m 2基(69m) 7基	T.P.+3.7~4.5	護岸 突堤 陸閘	663m 2基(69m) 7基	T.P.+3.8~4.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
			21		津名港海岸	大谷志筑地区	堤防 護岸 陸閘	767m 2,603m 8基	T.P.+2.8~4.7	堤防 護岸 陸閘	767m 2,603m 8基	T.P.+2.4~5.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
			22		津名港海岸	志筑地区	樋門	1基	T.P.+2.2~5.0	樋門	1基	T.P.+2.6~5.0	施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
			23	○	津名港海岸	志筑塩田地区	堤防 護岸 樋門	133m 6,309m 3基	T.P.+3.0~4.9	堤防 護岸 樋門	133m 6,309m 3基	T.P.+2.3~5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
			24		津名港海岸	塩田地区	護岸	457m	T.P.+3.7	護岸	457m	T.P.+2.5~2.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			25		津名海岸	塩尾地区	護岸	1,117m	T.P.+7.8~8.2	護岸	1,117m	T.P.+7.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		環境利用 調整 エリア	26	◎	洲本海岸	安乎・中川原地区	護岸 陸閘	4,488m 8基	T.P.+4.9~5.6	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	4,488m 5基(250m) 10基(1,500m) 8基	T.P.+3.7~5.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。

表 2-2-1(3) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法	
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）		
大阪湾	環境利用 調整 エリア	27		炬口漁港海岸	—	胸壁	300m	T.P.+0.6~7.7	胸壁	300m	T.P.+3.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		28		炬口漁港海岸	—	護岸 離岸堤 海岸環境施設	192m 1基(80m) 1ヶ所	T.P.+0.6~7.7	護岸 離岸堤 海岸環境施設	192m 1基(80m) 1ヶ所	T.P.+3.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		29		洲本港海岸	炬の口地区	護岸 突堤	36m 1基(55m)	T.P.+2.8	護岸 突堤	36m 1基(55m)	T.P.+2.5~2.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		30		洲本港海岸	内港地区	胸壁 陸閘	256m 3基	T.P.+3.3	胸壁 陸閘	256m 3基	T.P.+2.4~2.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。	
		31	◎	洲本港海岸	漁師地区	護岸 胸壁 突堤 陸閘	992m 240m 2基(159m) 4基	T.P.+2.9~4.1	護岸 胸壁 突堤 潜堤（人工リーフ） 陸閘 養浜	992m 240m 2基(159m) 3基(300m) 4基 1ヶ所	T.P.+2.4~5.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。	
		32		古茂江港海岸	古茂江地区	護岸	3,147m	T.P.+2.2~4.9	護岸	3,147m	T.P.+2.2~4.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	環境保全 重視 エリア	33	◎	洲本海岸	由良地区	護岸 突堤 消波堤 潜堤（人工リーフ） 陸閘	3,560m 2基(160m) 1,630m 1基(370m) 9基	T.P.+4.5~12.0	護岸 突堤 消波堤 潜堤（人工リーフ） 陸閘 養浜	3,560m 2基(160m) 1,630m 1基(370m) 9基 1ヶ所	T.P.+4.9~5.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。	
		34	○	由良港海岸	由良北地区	堤防 護岸 胸壁 離岸堤 消波堤 水門 樋門 陸閘 排水機場	502m 1,653m 216m 1基(65m) 170m 3基 2基 17基 3基	T.P.+1.5~6.5	堤防 護岸 胸壁 離岸堤 消波堤 水門 樋門 陸閘 排水機場	502m 1,653m 216m 1基(65m) 170m 3基 2基 17基 3基	T.P.+2.3~6.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。	
		35	◎	由良港海岸	由良南地区	堤防 護岸	350m 1,574m	T.P.+1.4~5.8	堤防 護岸	350m 3,074m	T.P.+3.6~6.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		36	◎	由良港海岸	成山東地区	堤防	583m	T.P.+4.5	堤防	1,263m	T.P.+4.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		37		由良港海岸	成山西地区	護岸	382m	T.P.+1.5~5.6	護岸	382m	T.P.+1.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		38		由良港海岸	高崎地区	堤防	534m	T.P.+2.1~8.0	堤防	534m	T.P.+3.2~5.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		紀伊水道	39		洲本海岸	上灘地区	護岸 突堤	4,892m 3基(150m)	T.P.+4.9~6.7	護岸 突堤	4,892m 3基(150m)	T.P.+4.9~6.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			40		南淡海岸	来川・黒岩地区	護岸	4,208m	T.P.+5.1~6.8	護岸	4,208m	T.P.+5.7~5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
41			黒岩漁港海岸	—	護岸	340m	T.P.+6.2~7.9	護岸	340m	T.P.+6.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		

表 2-2-1(4) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）	
紀伊水道	環境保全 重視 エリア	42		南淡海岸	黒岩・吉野地区	護岸	387m	T.P.+6.4~6.8	護岸	387m	T.P.+6.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		43		吉野漁港海岸	—	護岸	100m	T.P.+6.1~6.5	護岸	100m	T.P.+6.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		44		南淡海岸	吉野・油谷地区	護岸 突堤	2,298m 1基(40m)	T.P.+6.1~6.5	護岸 突堤	2,298m 1基(40m)	T.P.+4.7~6.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		45	◎	灘漁港海岸	—	護岸	136m	T.P.+1.1~6.7	護岸 離岸堤	136m 1基(70m)	T.P.+5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		46	◎	南淡海岸	土生・地野地区	護岸 離岸堤	1,456m 3基(380m)	T.P.+4.5~6.2	護岸 離岸堤	2,556m 8基(1,130m)	T.P.+4.3~6.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		47		地野漁港海岸	—	護岸 消波工	70m 64m	T.P.+2.4~7.5	護岸 消波工	70m 64m	T.P.+2.4~7.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		48	◎	南淡海岸	地野・仁頃地区	護岸	430m	T.P.+5.2	護岸 離岸堤	1,830m 8基(1,200m)	T.P.+4.1~5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		49	◎	仁頃漁港海岸	—	護岸	70m	T.P.+1.6~5.6	護岸 離岸堤 消波工	140m 1基(70m) 70m	T.P.+4.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		50	◎	沼島漁港海岸	—	護岸 胸壁 突堤 潜堤（人工リーフ） 水門 陸閘 海岸環境施設 防災施設	224m 396m 2基(205m) 1基(85m) 3基 14基 1ヶ所 1ヶ所	T.P.+2.7~4.3	護岸 胸壁 突堤 潜堤（人工リーフ） 水門 陸閘 海岸環境施設 防災施設	224m 1,381m 2基(205m) 1基(85m) 3基 16基 1ヶ所 1ヶ所	T.P.+2.4~4.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		51	◎	南淡海岸 （要指定区域）	阿万灘地区	—	—	—	護岸 離岸堤	800m 6基(900m)	T.P.+5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		52	◎	阿万港海岸	阿万地区	堤防 護岸 突堤 離岸堤 消波堤 防波堤 陸閘	807m 2,015m 3基(238m) 3基(690m) 423m 50m 1基	T.P.+3.1~6.7	堤防 護岸 胸壁 突堤 離岸堤 消波堤 防波堤 陸閘	807m 2,015m 40m 3基(238m) 3基(690m) 423m 50m 4基	T.P.+3.5~6.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		53	◎	南淡海岸	吹上地区 吹上地先	堤防	1,161m	T.P.+6.8	堤防 潜堤（人工リーフ）	1,161m 6基(600m)	T.P.+5.0~5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		54	◎	福良港海岸	福良甲向谷地区	護岸 水門 陸閘 排水機場 防災ステーション	1,366m 2基 9基 2基 1ヶ所	T.P.+1.7~3.1	護岸 胸壁 水門 陸閘 排水機場 防災ステーション	1,366m 430m 2基 9基 2基 1ヶ所	T.P.+2.4~3.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		55		福良港海岸	福良乙地区	護岸 胸壁 樋門 陸閘	115m 220m 2基 1基	T.P.+1.8~3.1	護岸 胸壁 樋門 陸閘	115m 220m 2基 1基	T.P.+2.4~3.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。

表 2-2-1(5) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）	
紀伊水道	環境保全 重視 エリア	56	○	福良港海岸	福良丙東地区	護岸 胸壁 水門 樋門 陸閘 排水機場	80m 730m 1基 5基 8基 1基	T.P.+2.9~3.1	護岸 胸壁 水門 樋門 陸閘 排水機場	80m 730m 1基 5基 8基 1基	T.P.+2.4~3.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		57	◎	福良港海岸	福良丙鳩地区	護岸 樋門 陸閘	1,065m 1基 8基	T.P.+1.6~3.2	護岸 樋門 陸閘	1,065m 2基 8基	T.P.+2.4~3.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		58		福良港海岸	福良丙鶴島地区	護岸	230m	T.P.+1.5	護岸	230m	T.P.+0.8~1.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		59	◎	福良港海岸	洲崎地区	離岸堤	4基（420m）	—	離岸堤 津波防波堤 水門	4基（420m） 885m 2基	T.P.+5.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		60	◎	福良港海岸	洲崎地区	—	—	—	津波防波堤 水門	215m 1基	T.P.+5.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		61		南淡海岸	福良・苅藻地区	護岸 突堤 離岸堤	822m 1基（20m） 3基（390m）	T.P.+4.1~6.1	護岸 突堤 離岸堤	822m 1基（20m） 3基（390m）	T.P.+3.5~5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		62		南淡海岸	福良・鳥取地区	護岸 突堤	167m 1基（50m）	T.P.+6.2	護岸 突堤	167m 1基（50m）	T.P.+3.9~5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
播磨灘	環境利用 調整 エリア	63		伊毘漁港海岸	—	護岸 突堤 潜堤（人工リーフ） 海岸環境施設	265m 1基（58m） 1基（123m） 1ヶ所	T.P.+1.4~4.3	護岸 突堤 潜堤（人工リーフ） 海岸環境施設	265m 1基（58m） 1基（123m） 1ヶ所	T.P.+1.4~4.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		64	◎	伊毘漁港海岸 （要指定区域）	伊毘地区	—	—	T.P.+1.6~4.3	胸壁 水門 排水機場	100m 1基 1基	T.P.+1.6~4.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		65	◎	西浜海岸	阿那賀地区 空浜地先	堤防	50m	T.P.+3.1~3.3	堤防	100m	T.P.+3.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		66	◎	阿那賀漁港海岸	—	護岸	342m	T.P.+1.4~4.5	護岸 胸壁 水門 陸閘 排水機場	342m 1.5m 1基 1基 1基	T.P.+3.9~4.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		67	◎	西淡海岸	阿那賀地区	護岸 離岸堤	1664m 4基（520m）	T.P.+3.9~4.7	護岸 離岸堤	1664m 5基（585m）	T.P.+3.9~4.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		68	○	丸山漁港海岸	—	護岸 胸壁 離岸堤 樋門 陸閘	644m 581m 1基（126m） 2基 10基	T.P.+2.7~4.6	護岸 胸壁 離岸堤 樋門 陸閘	644m 581m 1基（126m） 2基 10基	T.P.+2.3~3.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。

表 2-2-1(6) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）	
播磨灘	環境利用 調整 エリア	69	◎	西淡海岸	志知川組地区	護岸 突堤 離岸堤	2,709m 3基 (45m) 2基 (180m)	T.P.+3.3~4.6	護岸 突堤 離岸堤 養浜	2,709m 5基 (75m) 2基 (180m) 1カ所	T.P.+3.8~4.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		70		西淡海岸	西本地区	護岸	403m	T.P.+2.7~5.0	護岸	403m	T.P.+3.9~4.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		71		西淡海岸	津井地区	護岸 陸閘	1,273m 2基	T.P.+5.0	護岸 陸閘	1,273m 2基	T.P.+4.3~5.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		72		津井港海岸	津井地区	護岸 消波堤 陸閘	530m 515m 4基	T.P.+3.2	護岸 消波堤 陸閘	530m 515m 4基	T.P.+4.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
	環境保全 重視 エリア	73		西淡海岸	湊・津井地区	護岸 消波堤 陸閘	3,015m 167m 3基	T.P.+2.3~5.0	護岸 消波堤 陸閘	3,015m 167m 3基	T.P.+2.8~5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		74	◎	湊港海岸	湊地区	堤防 護岸 樋門 陸閘 排水機場	735m 683m 3基 29基 1基	T.P.+2.3~5.0	堤防 護岸 樋門 陸閘 排水機場	735m 683m 3基 29基 1基	T.P.+2.3~2.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		75		湊港海岸	松帆地区	突堤	4基 (245m)	—	突堤	4基 (245m)	—	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		76	◎	西淡海岸	松帆地区 古津路地先	堤防	70m	T.P.+2.7~3.2	堤防 潜堤（人工リーフ） 養浜	70m 2基 (393m) 1カ所	T.P.+2.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		77		西淡海岸	慶野松原地区	潜堤（人工リーフ）	4基 (658m)	—	潜堤（人工リーフ）	4基 (658m)	—	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		78	◎	西淡海岸	松帆地区 慶野地先	潜堤（人工リーフ）	1基 (200m)	—	潜堤（人工リーフ） 養浜	1基 (200m) 1カ所	—	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		79	◎	西淡海岸	慶野五色地区	—	—	—	潜堤（人工リーフ） 養浜	1基 (170m) 1カ所	—	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		80	◎	五色海岸	鳥飼地区	護岸 突堤 離岸堤 潜堤（人工リーフ） 陸閘	1,803m 2基 (204m) 3基 (550m) 1基 (250m) 2基	T.P.+4.8~5.2	護岸 突堤 離岸堤 潜堤（人工リーフ） 陸閘 養浜	1,803m 2基 (204m) 3基 (550m) 4基 (850m) 2基 1カ所	T.P.+3.0~5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		81	◎	鳥飼漁港海岸	—	護岸 突堤 離岸堤	544m 2基 (191m) 3基 (337m)	T.P.+1.2~5.5	護岸 胸壁 突堤 離岸堤 水門	544m 550m 2基 (191m) 3基 (337m) 1基	T.P.+5.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		環境利用 調整 エリア	82	◎	五色海岸	角川・船瀬地区	護岸 突堤	1,404m 7基 (200m)	T.P.+3.9~4.1	護岸 突堤 離岸堤	1,804m 7基 (200m) 13基 (1,820m)	T.P.+2.9~4.1

表 2-2-1(7) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）	
播磨灘	環境利用 調整 エリア	83	◎	五色海岸	角川漁港地区	護岸 突堤	215m 4基 (80m)	T.P.+1.9~4.5	護岸 突堤 離岸堤	215m 4基 (80m) 2基 (280m)	T.P.+1.9~4.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		84	◎	五色海岸	北角川・角川地区	護岸 突堤 離岸堤	404m 3基 (45m) 1基 (240m)	T.P.+3.9	護岸 突堤 離岸堤	404m 3基 (45m) 2基 (370m)	T.P.+3.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		85	◎	五色海岸	北角川漁港地区	護岸 突堤	256m 5基 (90m)	T.P.+3.9	護岸 胸壁 突堤 離岸堤 消波堤	301m 40m 5基 (90m) 2基 (200m) 50m	T.P.+3.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		86	◎	五色海岸	都志・北角川地区	護岸 突堤 離岸堤	130m 1基 (105m) 2基 (115m)	T.P.+3.2~4.0	護岸 突堤 離岸堤	1,160m 1基 (105m) 2基 (115m)	T.P.+3.8~4.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		87	○	都志港海岸	都志地区	堤防 護岸 突堤 離岸堤 水門 樋門 陸閘	462m 716m 4基 (160m) 2基 (235m) 1基 1基 3基	T.P.+1.4~5.0	堤防 護岸 突堤 離岸堤 水門 樋門 陸閘	462m 716m 4基 (160m) 2基 (235m) 1基 1基 3基	T.P.+2.3~4.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		88		五色海岸	都志地区	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	1,046m 2基 (45m) 2基 (159m) 2基	T.P.+3.2~4.9	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	1,046m 2基 (45m) 2基 (159m) 2基	T.P.+3.3~4.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		89		一宮海岸	山田地区	護岸	2,222m	T.P.+5.2~19.0	護岸	2,222m	T.P.+5.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	環境保全 重視 エリア	90		一宮海岸	明神山田地区	護岸 離岸堤 陸閘	355m 1基 (85m) 1基	T.P.+4.3	護岸 離岸堤 陸閘	355m 1基 (85m) 1基	T.P.+4.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		91		山田港海岸	明神地区	堤防 護岸 突堤 陸閘	186m 136m 1基 (20m) 4基	T.P.+2.7~4.3	堤防 護岸 突堤 陸閘	186m 136m 1基 (20m) 4基	T.P.+2.4~2.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		92		一宮海岸	江井・明神地区	護岸	2,508m	T.P.+2.9~4.1	護岸	2,508m	T.P.+3.4~6.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		93		江井港海岸	江井地区	堤防 護岸 胸壁 突堤 離岸堤 潜堤（人工リーフ） 樋門 陸閘 排水機場	1,065m 837m 57m 4基 (257m) 4基 (490m) 2基 (80m) 5基 25基 2基	T.P.+2.4~4.4	堤防 護岸 胸壁 突堤 離岸堤 潜堤（人工リーフ） 樋門 陸閘 排水機場	1,065m 837m 57m 4基 (257m) 4基 (490m) 2基 (80m) 5基 25基 2基	T.P.+2.3~4.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。

表 2-2-1(8) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）	
播磨灘	環境利用 調整 エリア	94		一宮海岸	多賀地区	護岸 突堤 潜堤（人工リーフ） 陸閘	814m 1基（250m） 2基（330m） 1基	T.P.+4.7	護岸 突堤 潜堤（人工リーフ） 陸閘	814m 1基（250m） 2基（330m） 1基	T.P.+2.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		95		郡家港海岸	多賀地区	堤防 護岸 突堤 離岸堤 陸閘	86m 1,187m 1基（165m） 4基（380m） 1基	T.P.+3.2~4.4	堤防 護岸 突堤 離岸堤 陸閘	86m 1,187m 1基（165m） 4基（380m） 1基	T.P.+2.4~3.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		96		郡家港海岸	郡家地区	堤防 護岸 胸壁 樋門 陸閘	384m 198m 166m 1基 16基	T.P.+3.0~3.9	堤防 護岸 胸壁 樋門 陸閘	384m 198m 166m 1基 16基	T.P.+2.3~2.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		97	○	一宮海岸	郡家地区	護岸 突堤 離岸堤 樋門 陸閘	2,147m 16基（589m） 5基（580m） 1基 8基	T.P.+4.1~4.8	護岸 突堤 離岸堤 樋門 陸閘	2,147m 16基（589m） 5基（580m） 1基 8基	T.P.+3.4~6.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		98	◎	尾崎漁港海岸	—	護岸 突堤 離岸堤 潜堤（人工リーフ） 陸閘 海岸環境施設	773m 5基（268m） 1基（40m） 1基（60m） 1基 1ヶ所	T.P.+2.8~4.1	護岸 胸壁 突堤 離岸堤 潜堤（人工リーフ） 水門 陸閘 海岸環境施設	773m 44m 5基（268m） 1基（40m） 1基（60m） 1基 1基 1ヶ所	T.P.+3.1~3.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		99	◎	尾崎漁港海岸 （要指定区域）	尾崎地区	—	—	T.P.+1.1~4.8	胸壁	312m	T.P.+4.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		100		一宮海岸	尾崎地区	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	1,778m 6基（220m） 7基（574m） 7基	T.P.+3.9~5.3	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	1,778m 6基（220m） 7基（574m） 7基	T.P.+3.6~5.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		101		北淡海岸	室津地区	護岸	395m	T.P.+3.7~4.2	護岸	395m	T.P.+4.3~4.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		102		室津港海岸	室津南地区	堤防	50m	T.P.+3.7~4.2	堤防	50m	T.P.+4.3~4.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		103		室津港海岸	室津北地区	堤防 突堤 離岸堤 樋門	160m 1基（20m） 1基（70m） 1基	T.P.+3.7~4.2	堤防 突堤 離岸堤 樋門	160m 1基（20m） 1基（70m） 1基	T.P.+4.3~4.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
104		北淡海岸	育波地区	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	465m 1基（50m） 2基（290m） 1基	T.P.+4.3	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	465m 1基（50m） 2基（290m） 1基	T.P.+4.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。		

表 2-2-1(9) 維持又は修繕箇所整理表

ゾーン名	エリア 特性	区域 番号	新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 存する区域		海岸保全施設の 種類、規模・配置等（現況）			海岸保全施設の 種類、規模・配置等（計画）			維持又は修繕の方法
				海岸名	区域	種 類	延長等	現況の堤防高（m）	種 類	延長等	代表堤防高（m）	
播磨灘	環境利用 調整 エリア	105		育波漁港海岸	—	護岸 潜堤（人工リーフ） 水門 陸閘	973m 1基（120m） 6基 7基	T.P.+2.5～4.2	護岸 潜堤（人工リーフ） 水門 陸閘	973m 1基（120m） 6基 7基	T.P.+2.3～3.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		106	◎	北淡海岸	浅野・育波地区	護岸 突堤 陸閘	1,108m 4基（130m） 1基	T.P.+3.9～4.9	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	1,108m 4基（130m） 2基（200m） 1基	T.P.+3.8～5.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		107	◎	浅野漁港海岸	—	—	—	T.P.+1.2～4.7	胸壁 水門	380m 1基	T.P.+4.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		108	◎	北淡海岸	浅野地区	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	1,288m 9基（292m） 3基（340m） 2基	T.P.+4.4	護岸 突堤 離岸堤 消波堤 陸閘	1,288m 9基（292m） 3基（340m） 120m 2基	T.P.+3.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		109	◎	北淡海岸	富島地区	護岸 突堤 陸閘	740m 2基（91m） 1基	T.P.+3.8～5.1	護岸 突堤 陸閘	1,140m 2基（91m） 1基	T.P.+3.8～6.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		110	◎	富島漁港海岸	—	護岸 胸壁 水門 陸閘	253m 369m 5基 5基	T.P.+2.5～3.6	護岸 胸壁 水門 陸閘 排水機場	253m 369m 6基 5基 1基	T.P.+2.6～3.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		111		北淡海岸	野島・仁井地区	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	1,522m 4基（270m） 2基（320m） 3基	T.P.+3.4～4.5	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	1,522m 4基（270m） 2基（320m） 3基	T.P.+3.3～4.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		112	◎	野島漁港海岸	—	護岸 突堤 離岸堤 陸閘	498m 2基（66m） 1基（100m） 1基	T.P.+1.0～5.3	護岸 胸壁 突堤 離岸堤 陸閘	498m 90m 2基（66m） 1基（100m） 1基	T.P.+4.4～5.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。
		113	◎	北淡海岸	野島地区	護岸 突堤 消波工 陸閘	7,264m 4基（126m） 550m 2基	T.P.+2.5～5.5	護岸 突堤 消波工 陸閘	7,264m 4基（126m） 750m 2基	T.P.+3.7～7.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的（月、年等）に点検・整備を行う。

第3編：今後の取り組みにあたっての留意事項

淡路沿岸の海岸保全基本計画策定後の取り組みについては、以下の点などに留意する。

(1) 今後の調査研究

今後、技術の進歩により明らかになってくる新しい知見、技術については、積極的に導入を検討していくものとし、以下のような調査・研究及びその体制づくりを検討していく。

- ① 多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善に効果のある海岸保全施設の整備について、専門の研究機関や学識経験者と連携を取りつつ調査・研究を進める。
- ② 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇が懸念されており、高潮災害の増加といった深刻な影響が生ずる恐れがあることから、海面上昇等の予測と影響の程度の推定・対策方法の検討などを進める。
- ③ 淡路沿岸における高潮・津波ハザードマップ更新の検討のほか、地震津波対策においては、地震関連調査の動向及び内容をふまえつつ、施設整備とともにソフト面を含めた有効な対応について、今後検討を重ねたうえで必要に応じて見直しを図るなど、適宜調整していく。
- ④ 藻場・砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態調査等の環境調査による生態系情報の収集・整理、各種文化財や歴史的資源等の調査・研究の促進などにおいては、他の関係機関との連携、ボランティアや地域住民の参加も視野に入れた継続的な調査・研究体制の確立を目指す。
- ⑤ 本計画では、淡路沿岸に関わる現状について、既存の情報を収集し整理を行っているが、特に自然環境に関わる情報では、十分なデータが揃わないものもあり、可能な範囲での整理を行っている状況であることから、今後は自然環境の情報を収集していくことが必要である。
- ⑥ 高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への対応のため、費用の軽減や平準化を図りつつ所定の機能を確保するために、適切な維持及び修繕に関する最新の調査研究などについての情報収集に努める。

なお、こうした調査・研究を進めていくなかで、環境面や利用面で配慮すべき目標値などについても、併せて検討していくものとする。

(2) 地域住民等の参画と情報公開

地域の人々に愛される海岸づくりのためには、計画策定段階でのアンケート調査やヒアリング調査等による住民意見の収集と反映だけではなく、地域住民と合意形成を図りつつ事業を実施していく必要がある。

地域住民の参画・協働の促進として、現地見学会などの実体験による学習や勉強会、意見交換会等を適宜開催し、ボランティアや地域住民の防災、環境、地域産業や歴史などに関する知識と意識の向上を図ることにより、地域住民自身がマナーやモラルの向上を考え、積極的に海岸づくりに関わっていくような環境づくりを行っていく必要がある。

今後、防護、環境保全、利用促進のバランスのとれた事業を実施していくため、地域住民や海岸に係わる多方面の関係者の参画によるワークショップ方式の導入等についても検討していくものとする。

事業の実施にあたっては、海岸に関する情報公開を行い、事業の透明性の向上を図っていくことが必要である。このため、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について、広く地域住民に公開する。

また、必要に応じて実施される海岸状況の情報収集、防災面や生態系に関する調査研究への住民の参画も考慮しつつ、実施段階における事業の効率的な執行が行えるように情報公開を行うものとする。

情報公開の方法としては、広報紙、ホームページ、パンフレット等により行うものとし、地域住民のみならず来訪者、観光客等にも広く情報を提供していくものとする。

(3) 広域的・総合的な調整・連携

近年の環境問題への対応においては、大量消費型の経済社会から脱却し、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

海洋汚染や海岸のゴミ問題、油流出事故などは、生物生態系に及ぼす影響が大きく、「循環型社会」を目指すための広域的な社会問題として捉える必要があり、問題の背景を把握した上で慢性的な原因の解消や突発的な事故への迅速な対応など総合的な対策を考えていく必要がある。そのためには、河川からの流入ゴミの削減など、関係機関の協力のもとに流域一体、また沿岸一体となった取り組みを進める必要がある。

ゴミ問題については、海岸利用者へのゴミ持ち帰り運動やクリーンアップキャンペーンを通じて、モラル向上のための広範な啓発活動を進めるとともに、河川から流入するゴミを削減するため、流域全体の住民に対して、海岸のゴミ削減の視点で環境美化への取り組み等を積極的に働きかけていくものとする。

淡路沿岸に漂着する漂着ゴミについては、淡路島内だけでの取り組みでは解決不可能な問題であることから、大阪湾や播磨灘に面する府県等を含めたさらに広域的な取り組

みが必要である。

また、海岸の侵食対策についても、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握や、関係者と連携した適切な土砂管理を行い、砂浜の維持・復元を図っていくことが必要である。

なお、淡路沿岸の東部は、兵庫県南東部と大阪府域からなる大阪湾沿岸と一体となり、大阪湾を形成していることから、それぞれの現況特性をふまえ、大阪湾全体における各々の役割分担などについても今後検討していくものとする。

(4) 計画の見直し

本計画策定後において、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。

また、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜、見直すこととする。そのために、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努める。

なお、大阪湾における淡路沿岸東部と大阪湾沿岸との役割などについては、今後も検討していくが、参考として以下に整理する。

大阪湾における各沿岸の役割について

本計画の対象とする淡路沿岸の東部は、大阪湾沿岸とともに大阪湾を形成することから、大阪湾沿岸の計画との相互関係に配慮する必要がある。

大阪湾沿岸では都市的利用が集積し、一方の淡路沿岸には豊かな自然が残っているなど、大阪湾を形成する2つの沿岸の現況特性は異なる部分が多い。

大阪湾を構成する各沿岸の役割について整理すると、概ね以下のようになる。

大阪湾における各沿岸の役割

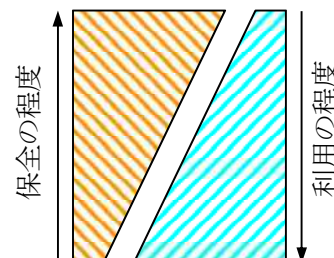
大阪湾沿岸	淡路沿岸
沿岸の大部分が高度に集積した都市を背後に持つ大阪湾沿岸では、海岸の日常的な利用と残された環境の保全との調整を図りつつ、利用面での機能向上及び新しい環境創造に取り組んでいく沿岸である。	大阪湾において残された美しい自然海岸を有し、海域生物の再生産の場としても重要な淡路沿岸では、豊かな環境の保全を基本として、地域の日常的な利用や都市部からの観光利用を受ける、人と生きもののオアシスとなる沿岸である。

本計画において設定しているエリア特性の区分と、大阪湾沿岸で設定しているエリア特性の区分の関係を下表に示す。大阪湾沿岸は淡路沿岸より自然的要素が比較的少なく、「環境保全」という観点に加え、これまでに失われた海岸の自然環境を、今後は可能な限り回復・創出していくという観点で、「環境創造」というキーワードを使用している。また、大阪湾沿岸は利用系が中心であることから、特に利用面での性格の違いを表現している。

保全と利用の調和を目指すという両者の基本的な海岸づくりの方向は共通しているが、エリア特性の区分により各沿岸の独自性を表す結果となっている。

各沿岸におけるエリア特性の関係

大阪湾沿岸	淡路沿岸
環境保全・親しみエリア	環境保全重視エリア
	環境利用調整エリア
環境創造・楽しみエリア	利用促進エリア
環境創造・活性化エリア	

















添 付 図 (1)

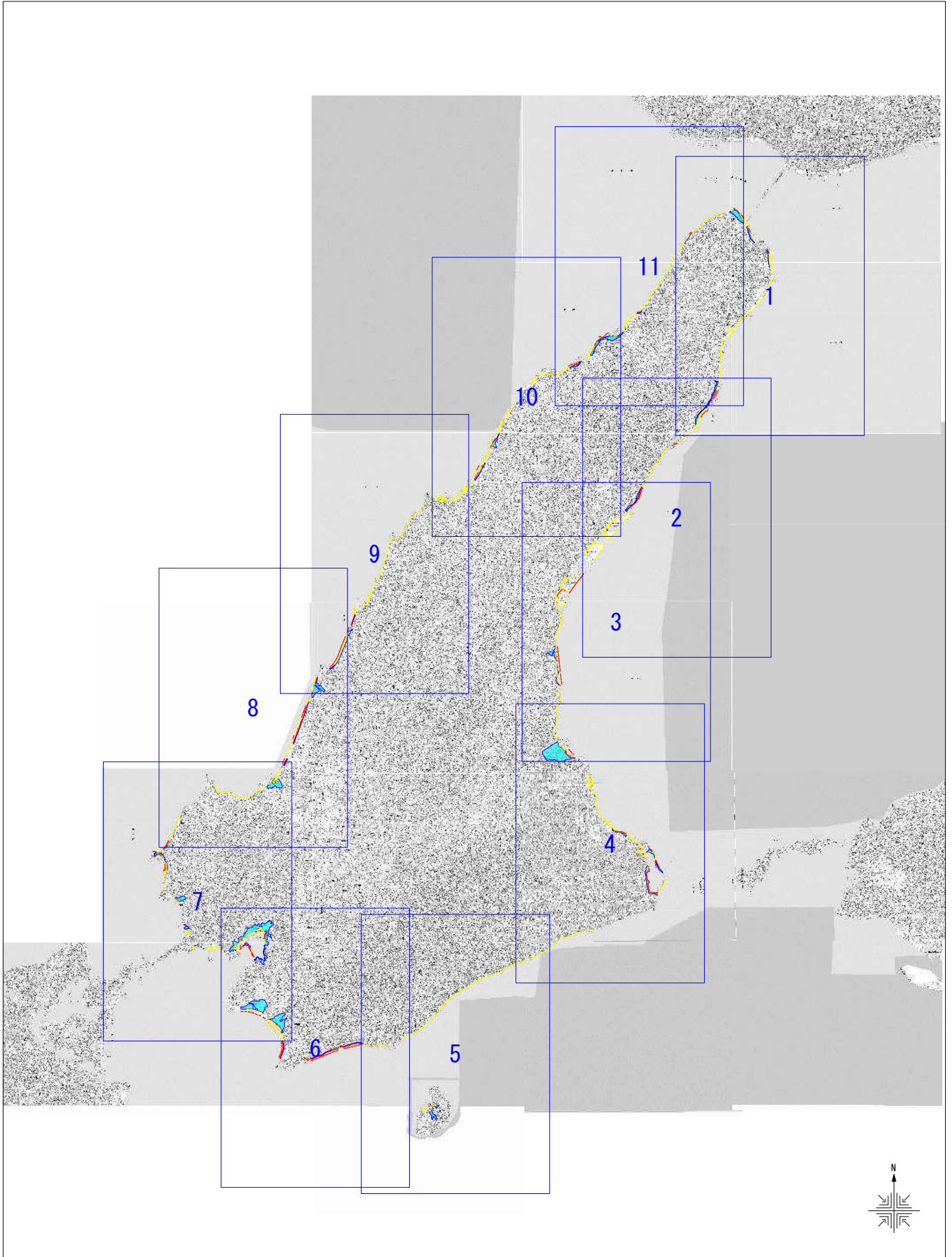
第2編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

第2編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

なお、図中の数字は、整備箇所整理表の区域番号に該当し、図中の凡例については付表-1に示すとおりである。

付表-1 添付図 凡例

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	潜堤(人工リーフを含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜(養浜を含む)
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)



淡路沿岸 新設改良 図郭割り図

0 2000 4000 6000 8000 10000 (m)

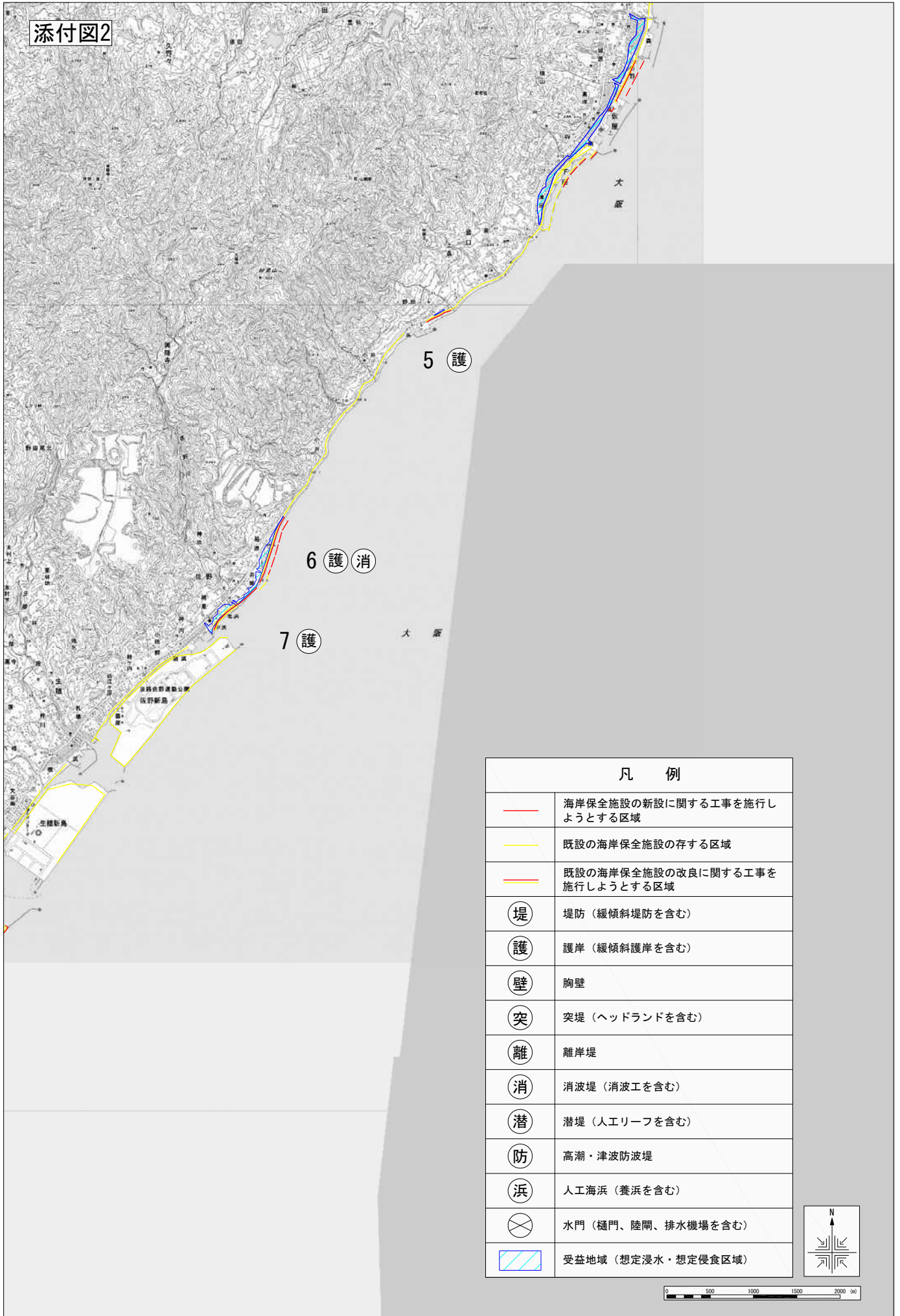
この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000(平成27年時点)に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。

添付図1

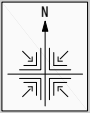


この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。

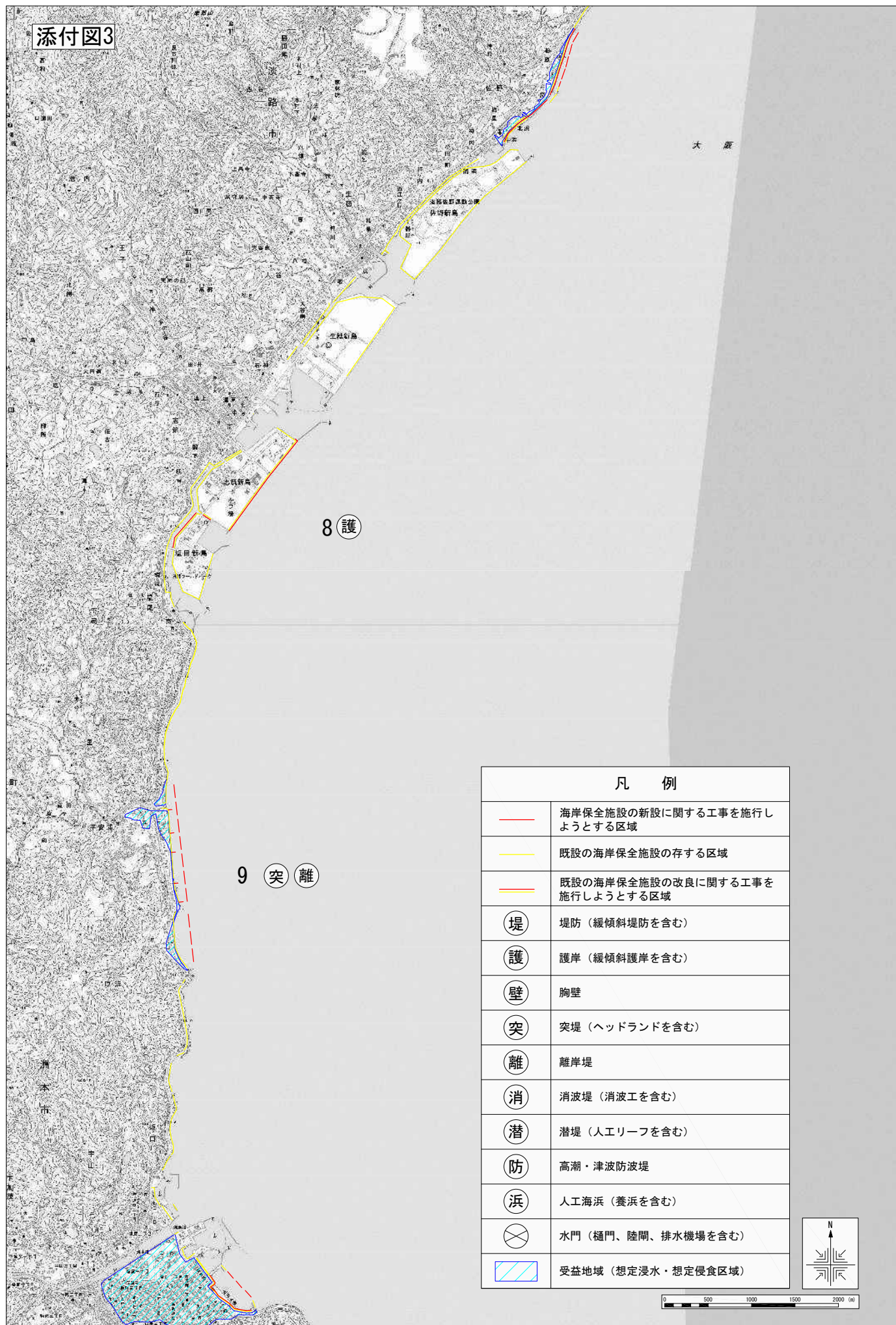
添付図2



凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

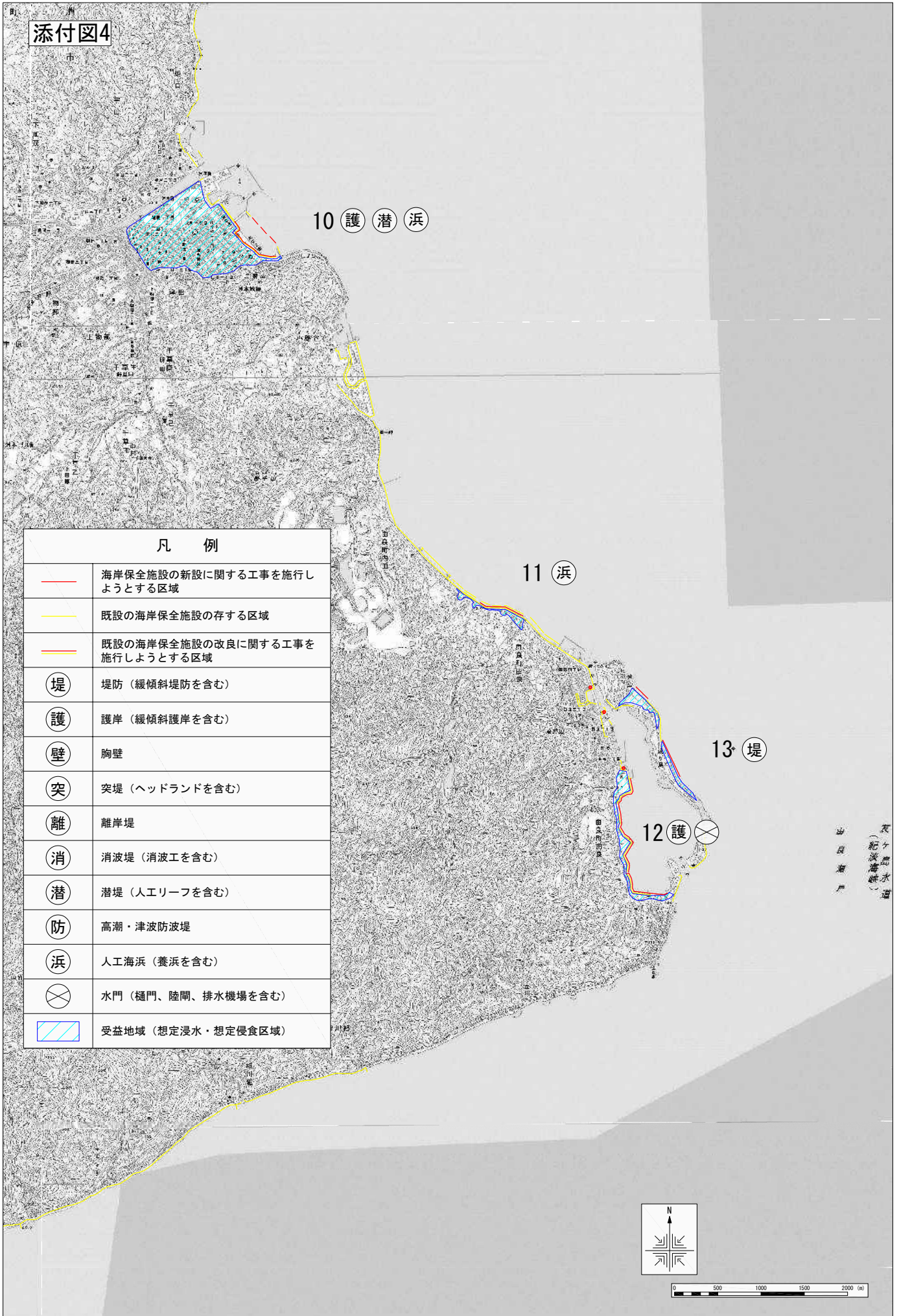


この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。

添付図4

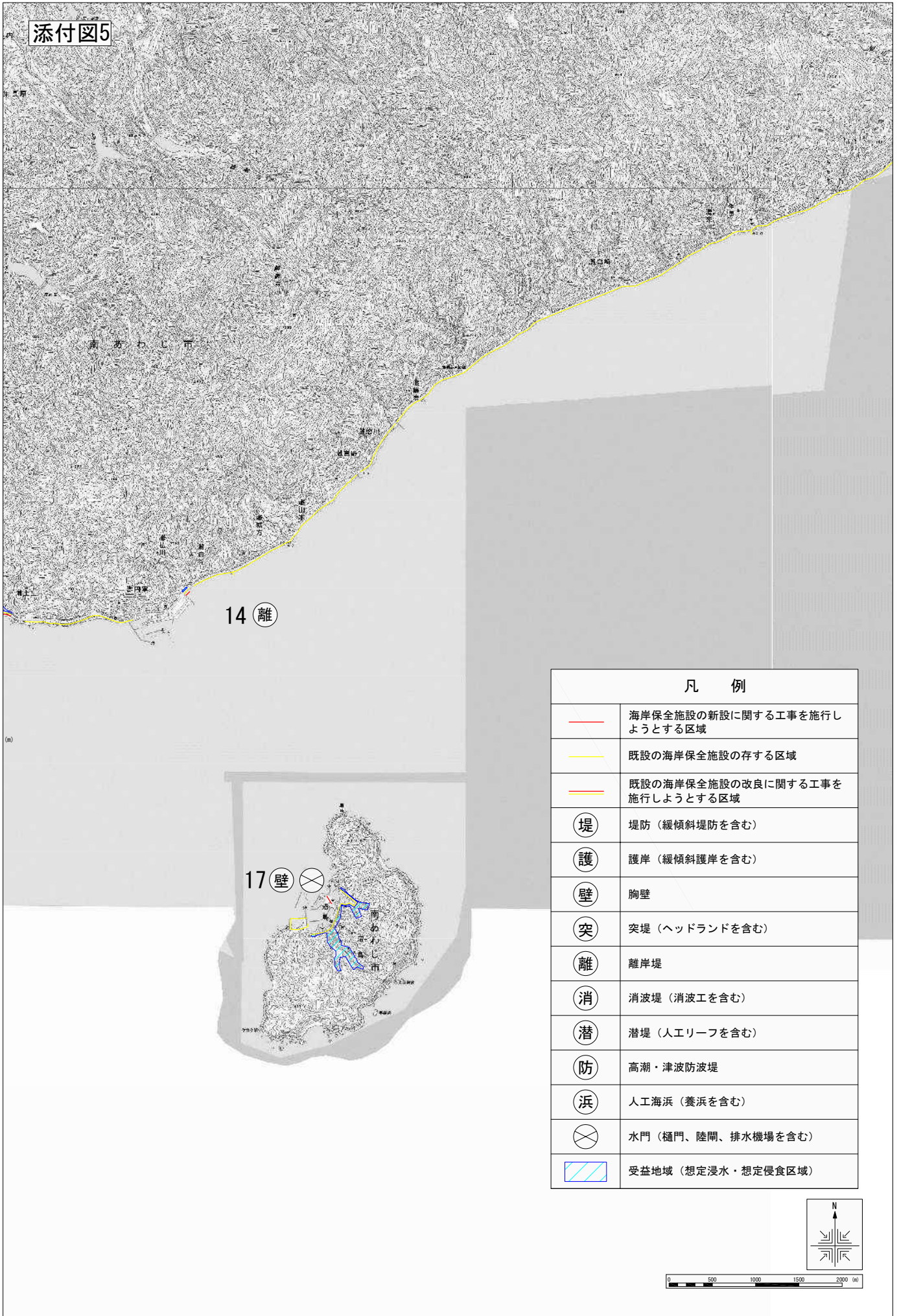


凡 例

	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。

添付図5

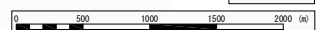
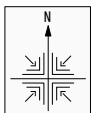


14 離

17 壁

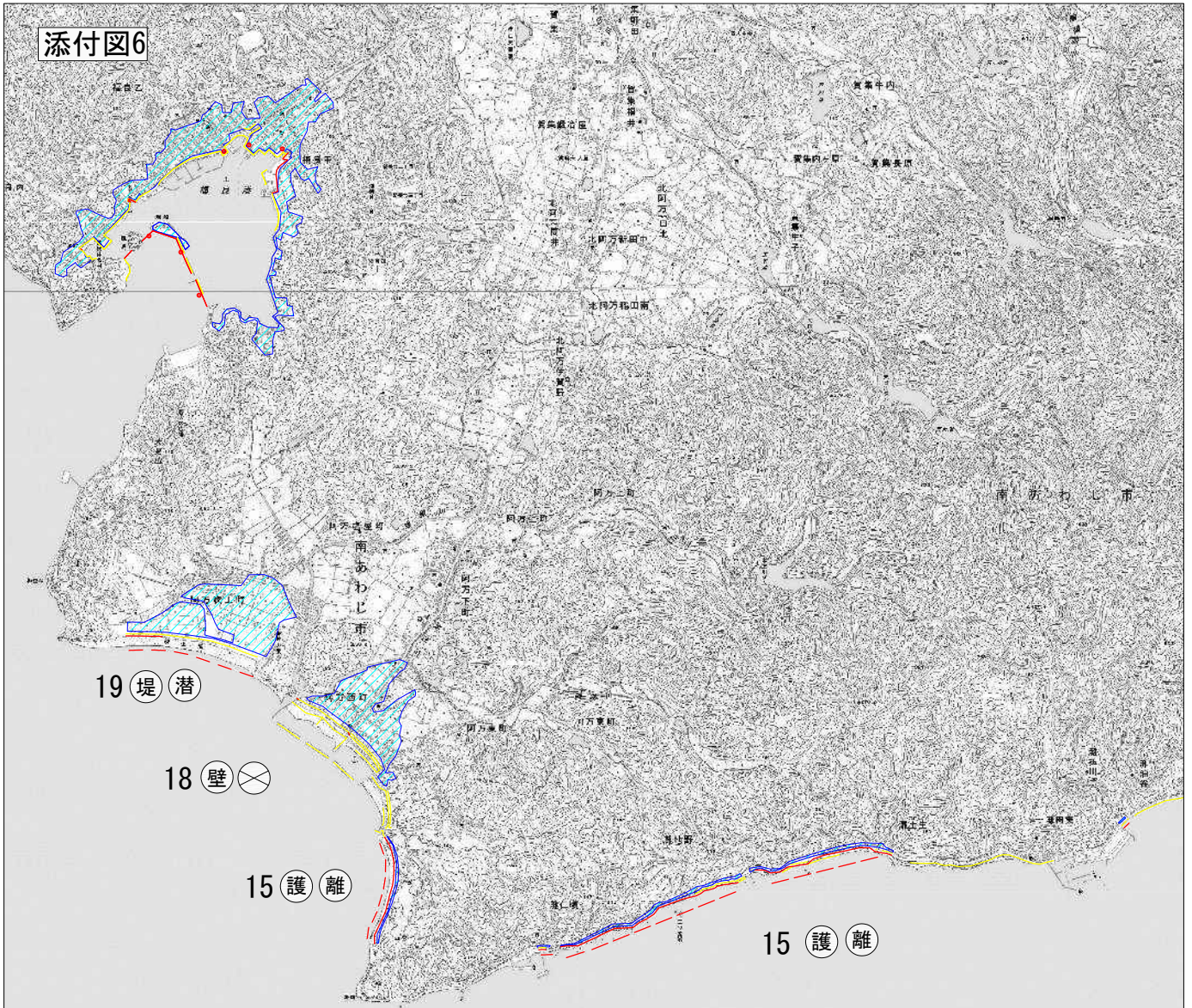
凡 例

	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）



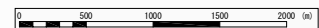
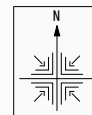
この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。

添付図6



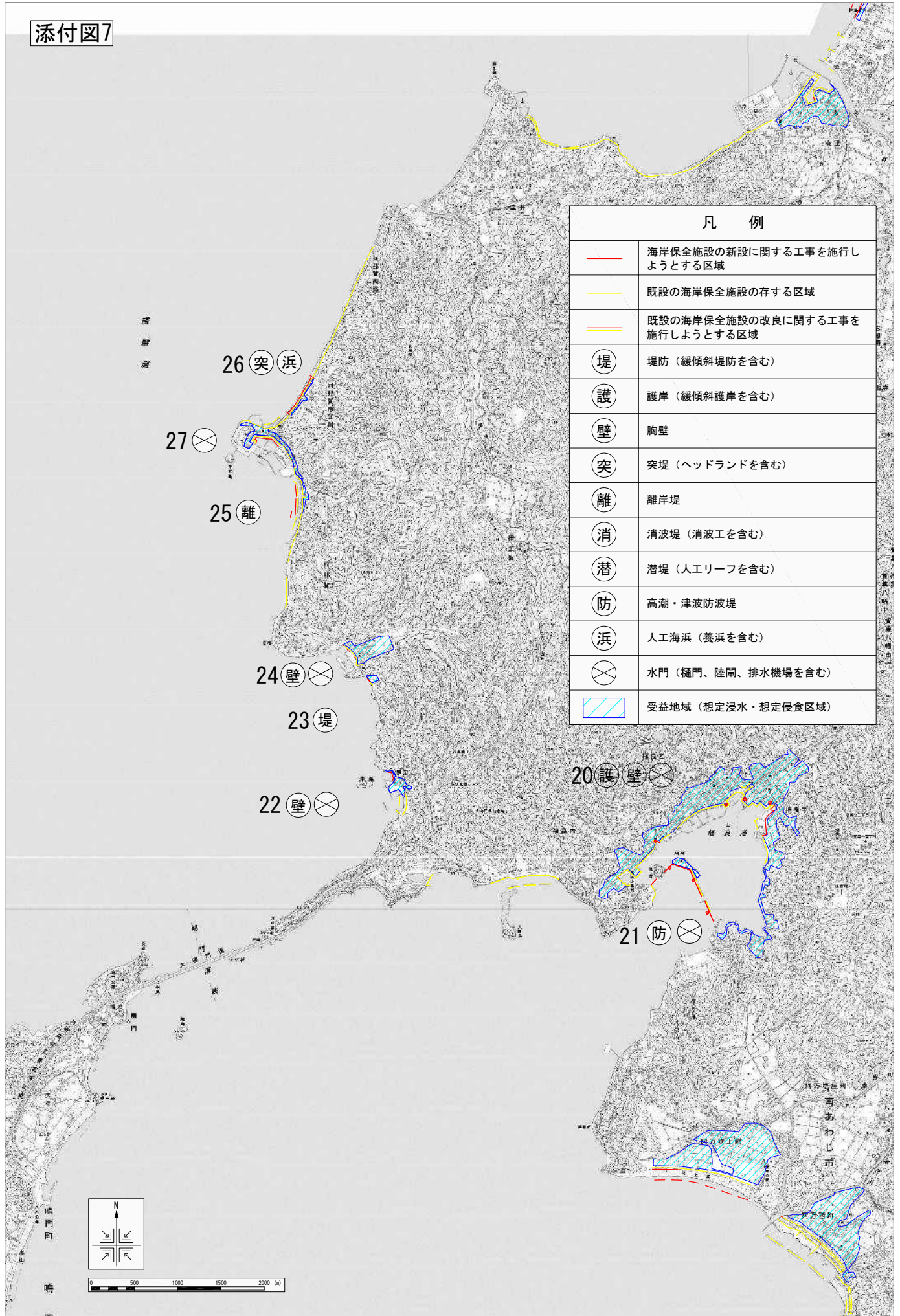
凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

16 護(離)(消)

















この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。

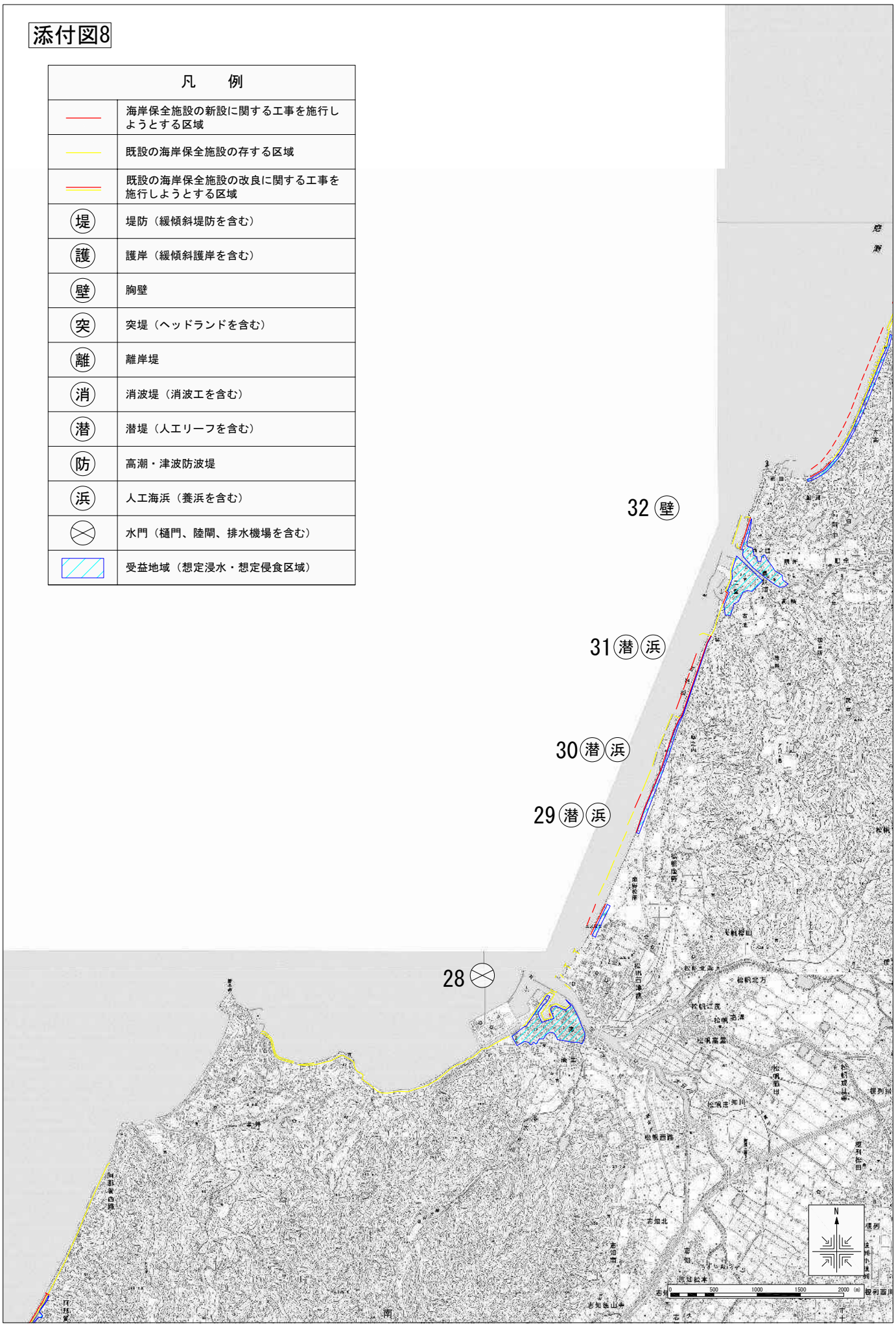
添付図7



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。



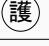




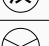

添付図8

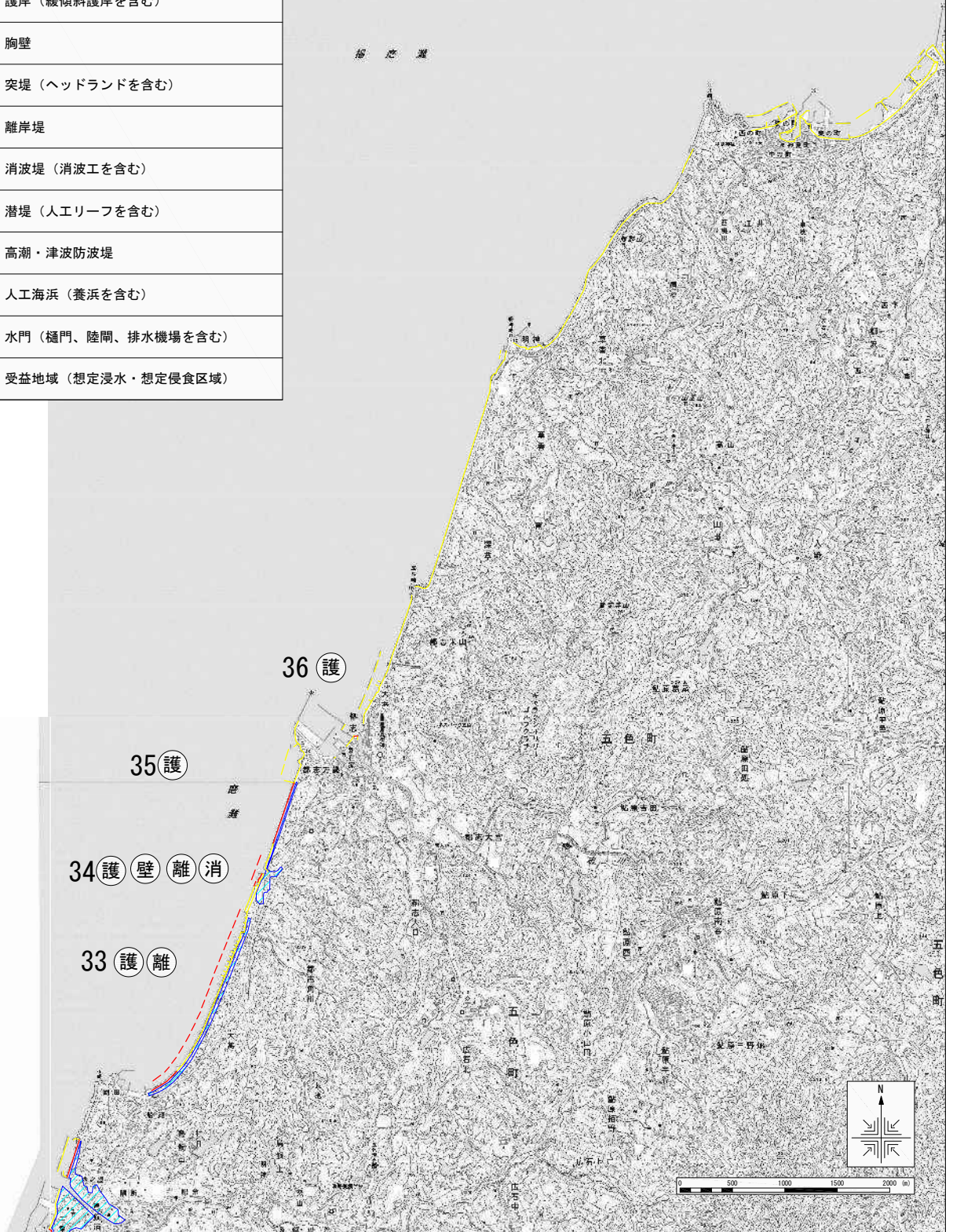
凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。







添付図9

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸間、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。











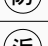



添付図10

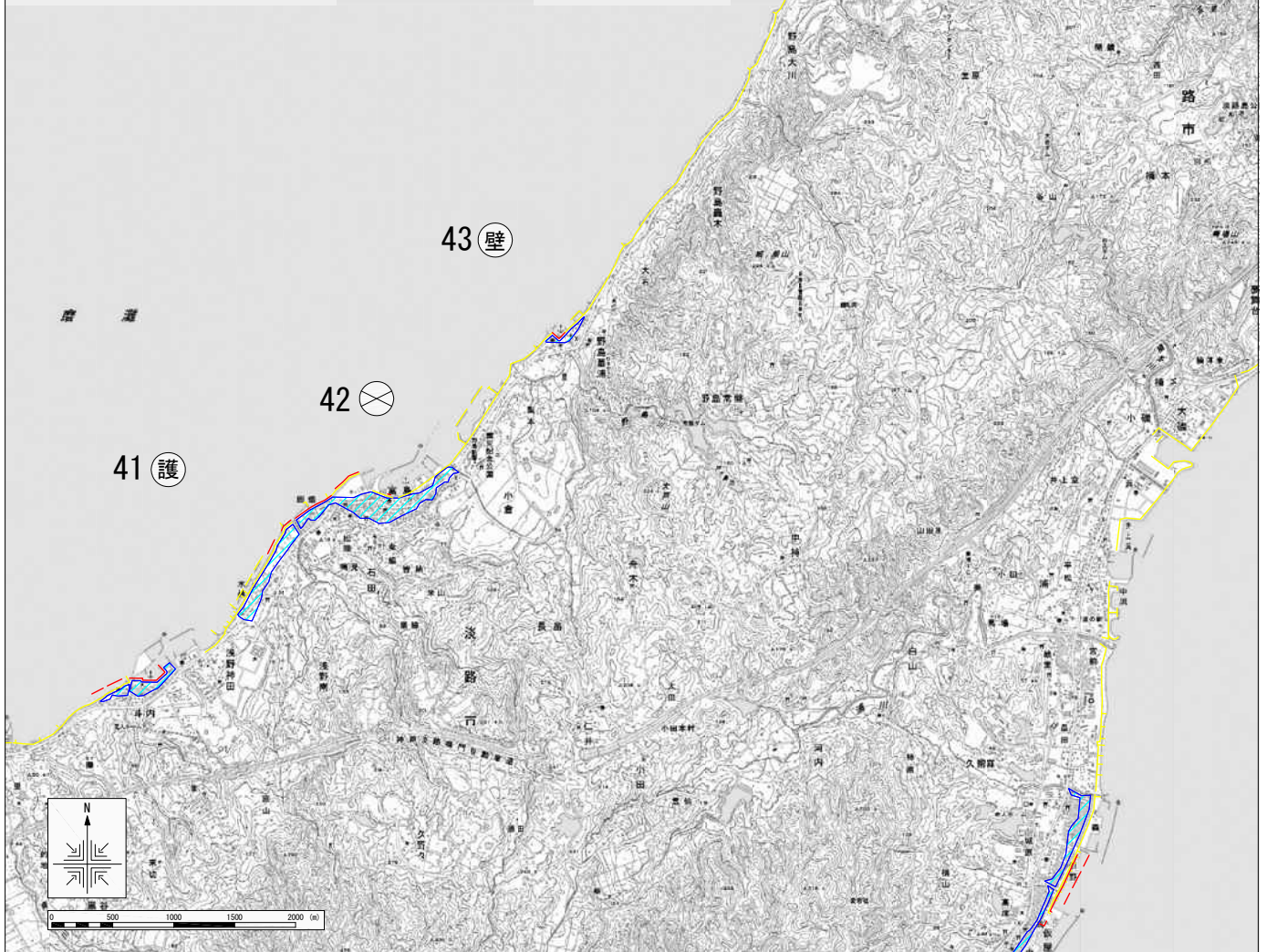
凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。

添付図11

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に海岸保全施設の新設又は改良箇所を追記したものである。













添 付 図 (2)

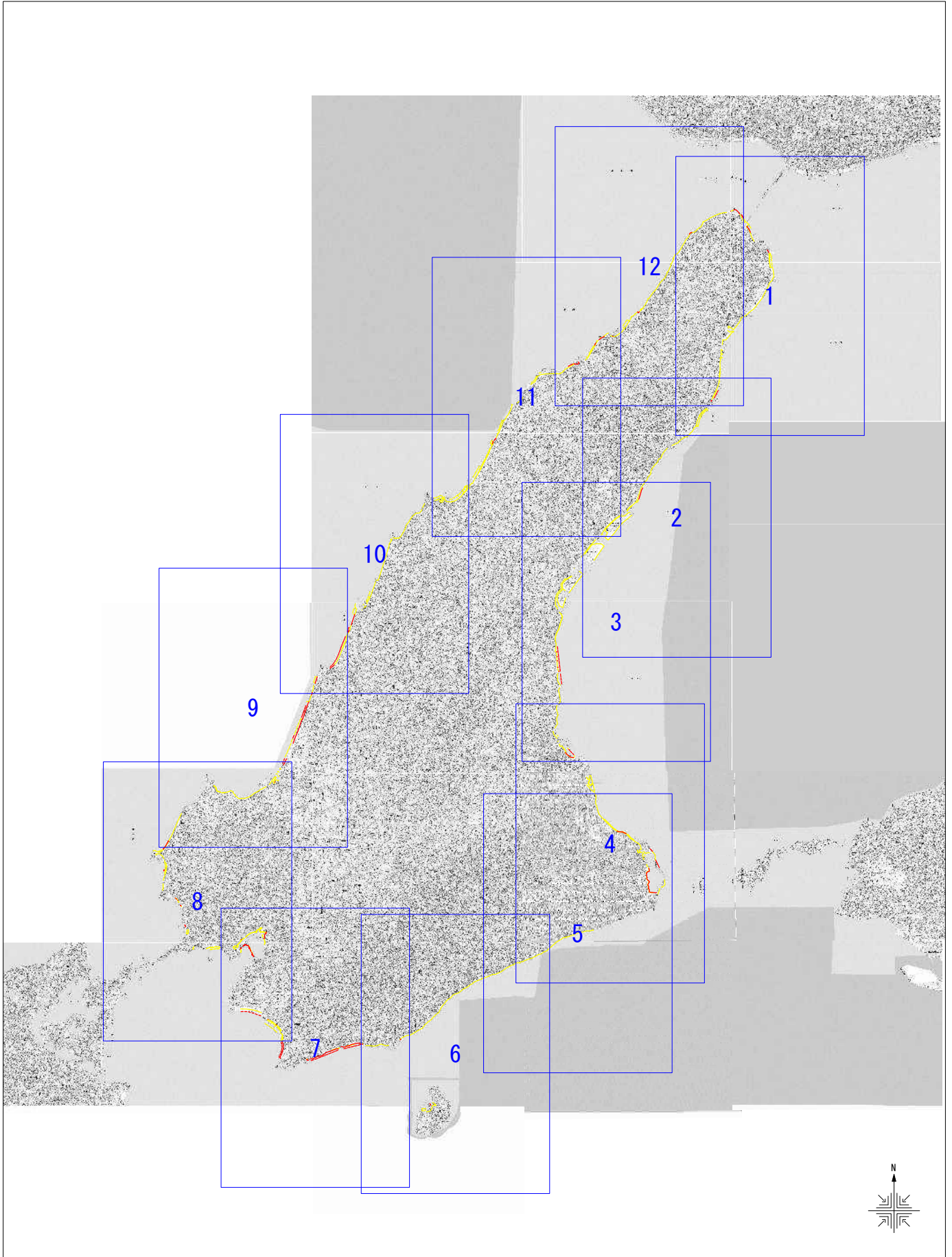
第2編において定めた維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設の存する区域、種類を添付図として示す。

第2編において定めた維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設の存する区域、種類を添付図として示す。

なお、図中の数字は、維持又は修繕箇所整理表の区域番号に該当し、図中の凡例については付表-2に示すとおりである。

付表-2 添付図 凡例

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	潜堤(人工リーフを含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜(養浜を含む)
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)

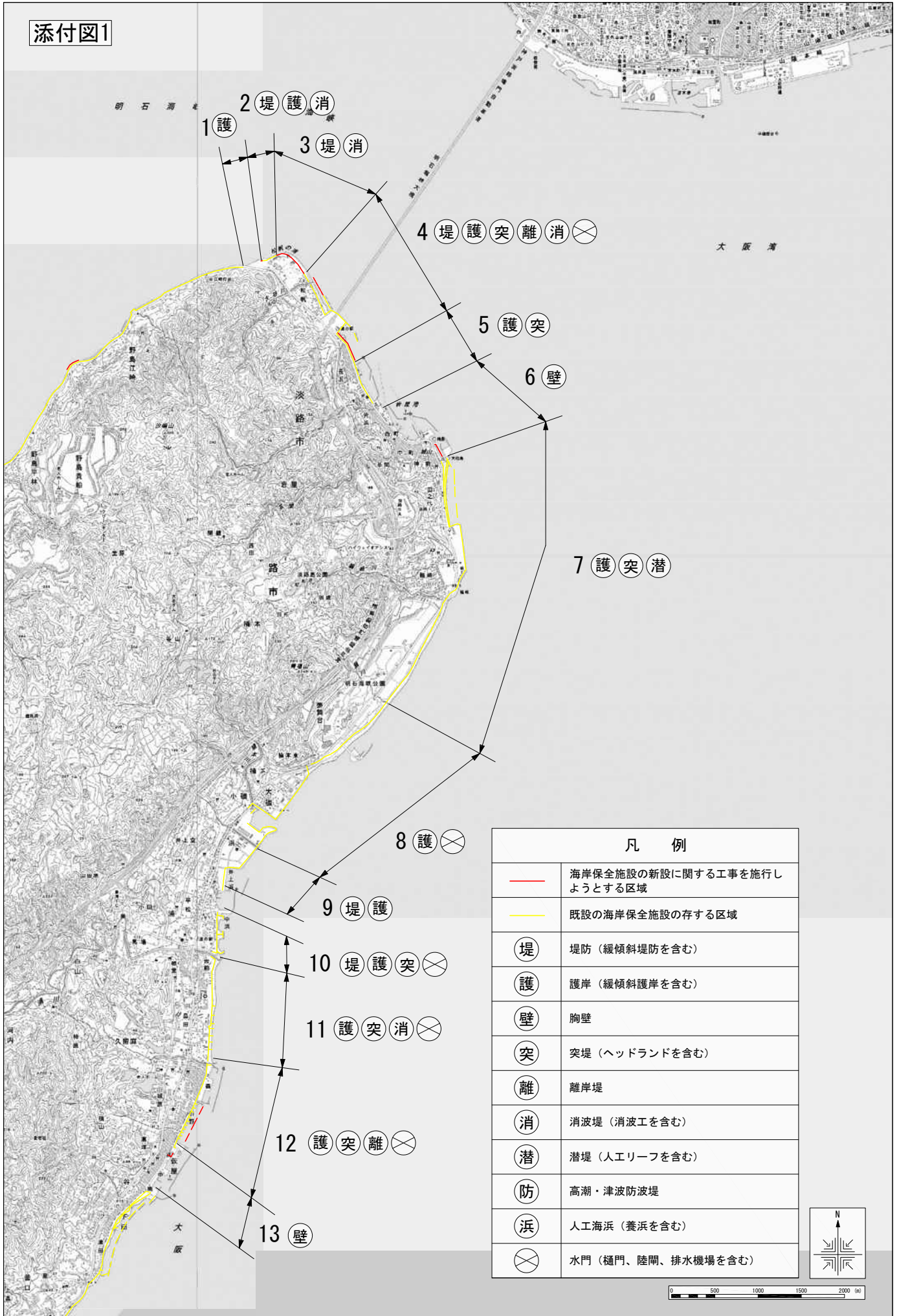


淡路沿岸 維持修繕 図郭割り図

0 2000 4000 6000 8000 10000 (m)

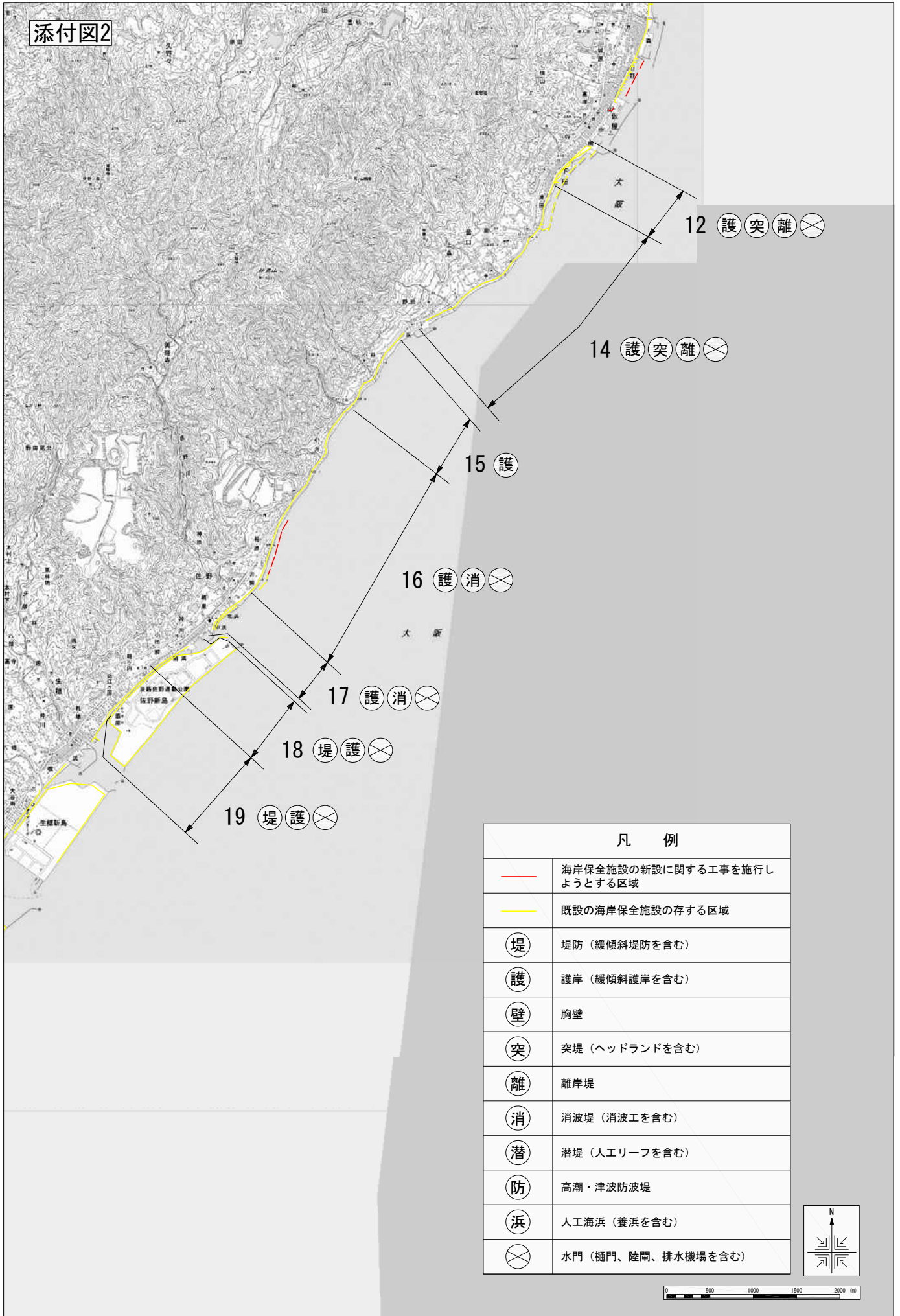
この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000(平成27年時点)に整備計画内容を追記したものである。

添付図1

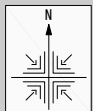


この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

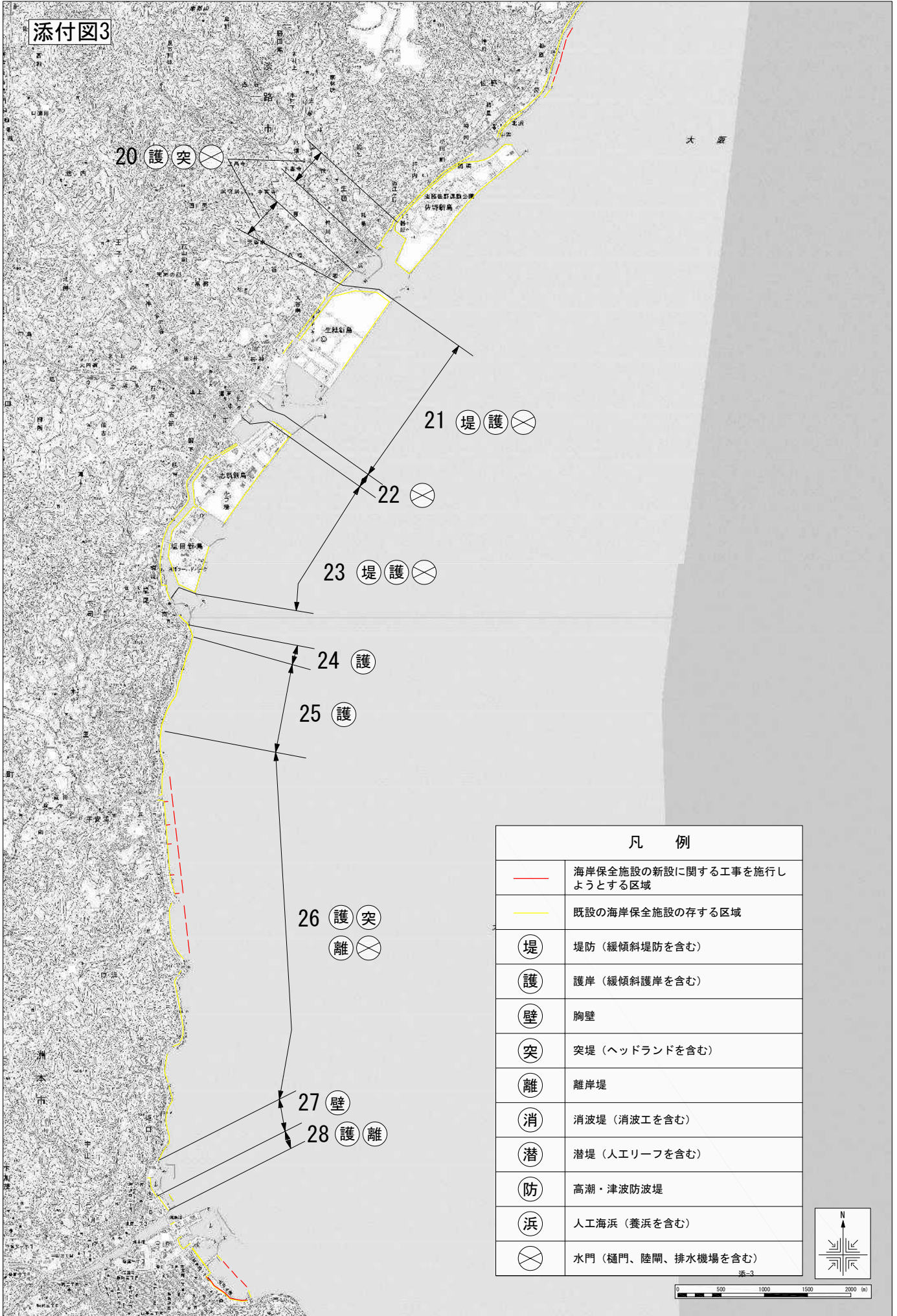
添付図2



凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



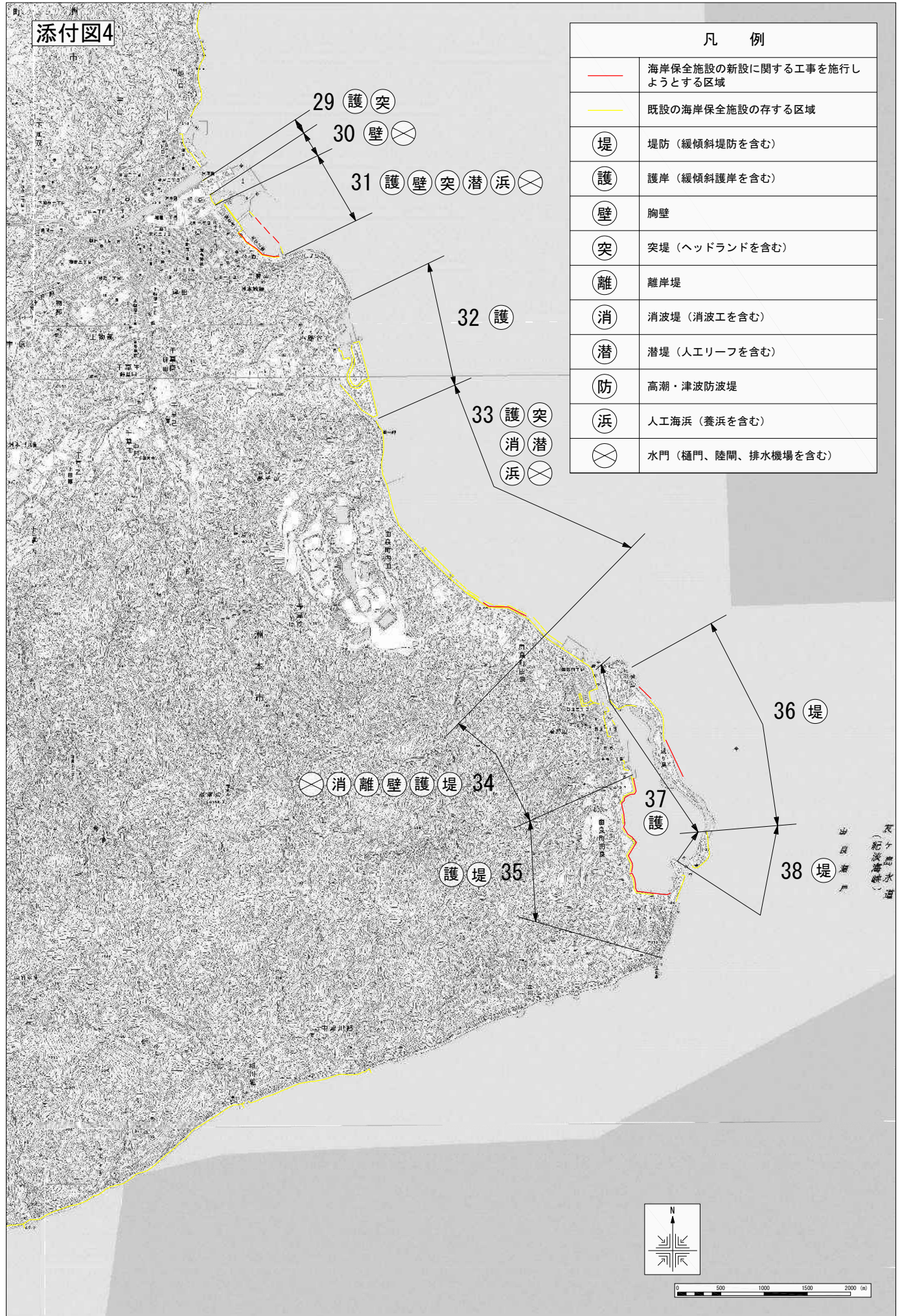
この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

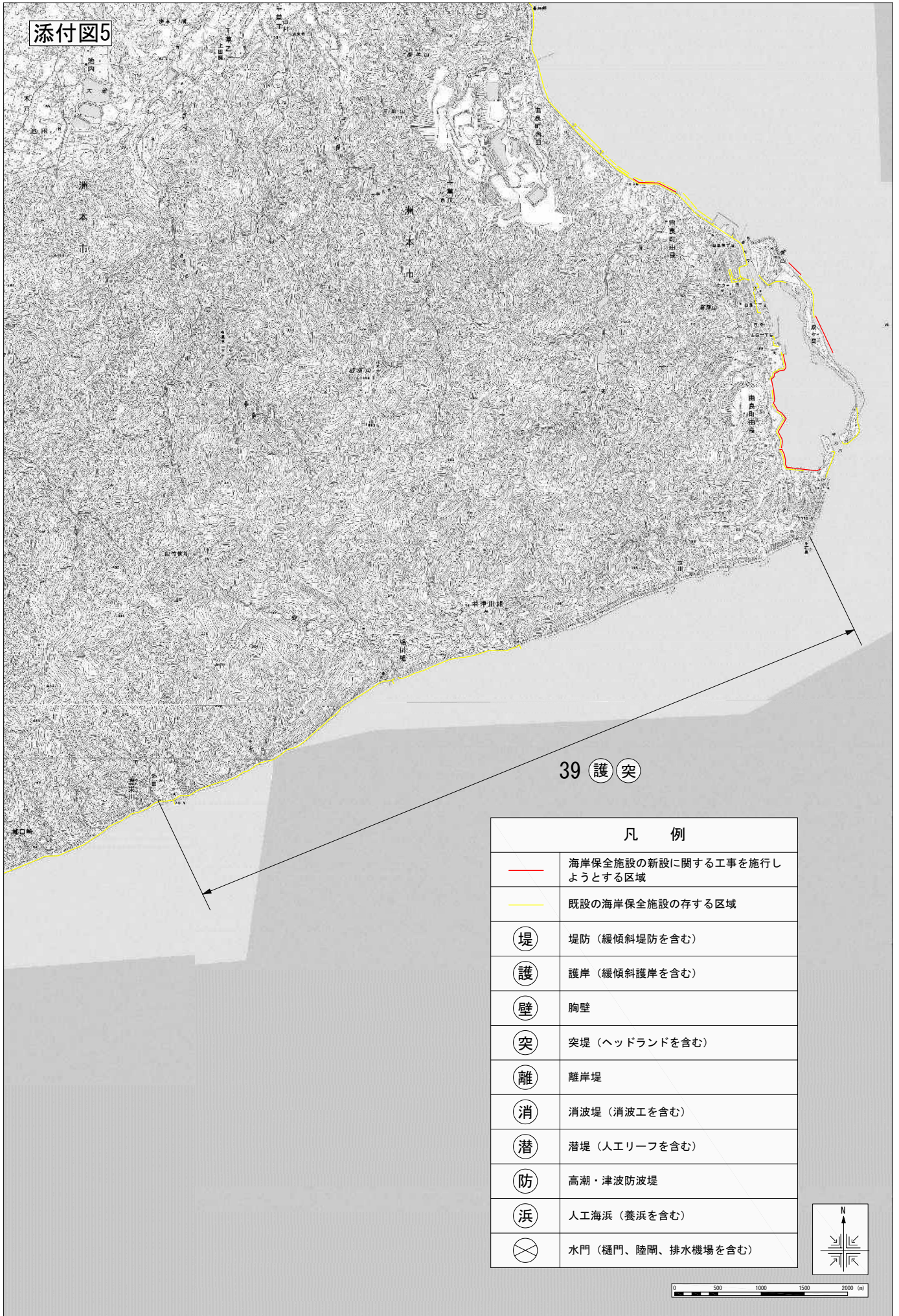
添付図4

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



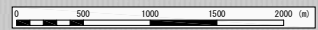
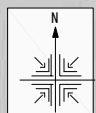
この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

添付図5



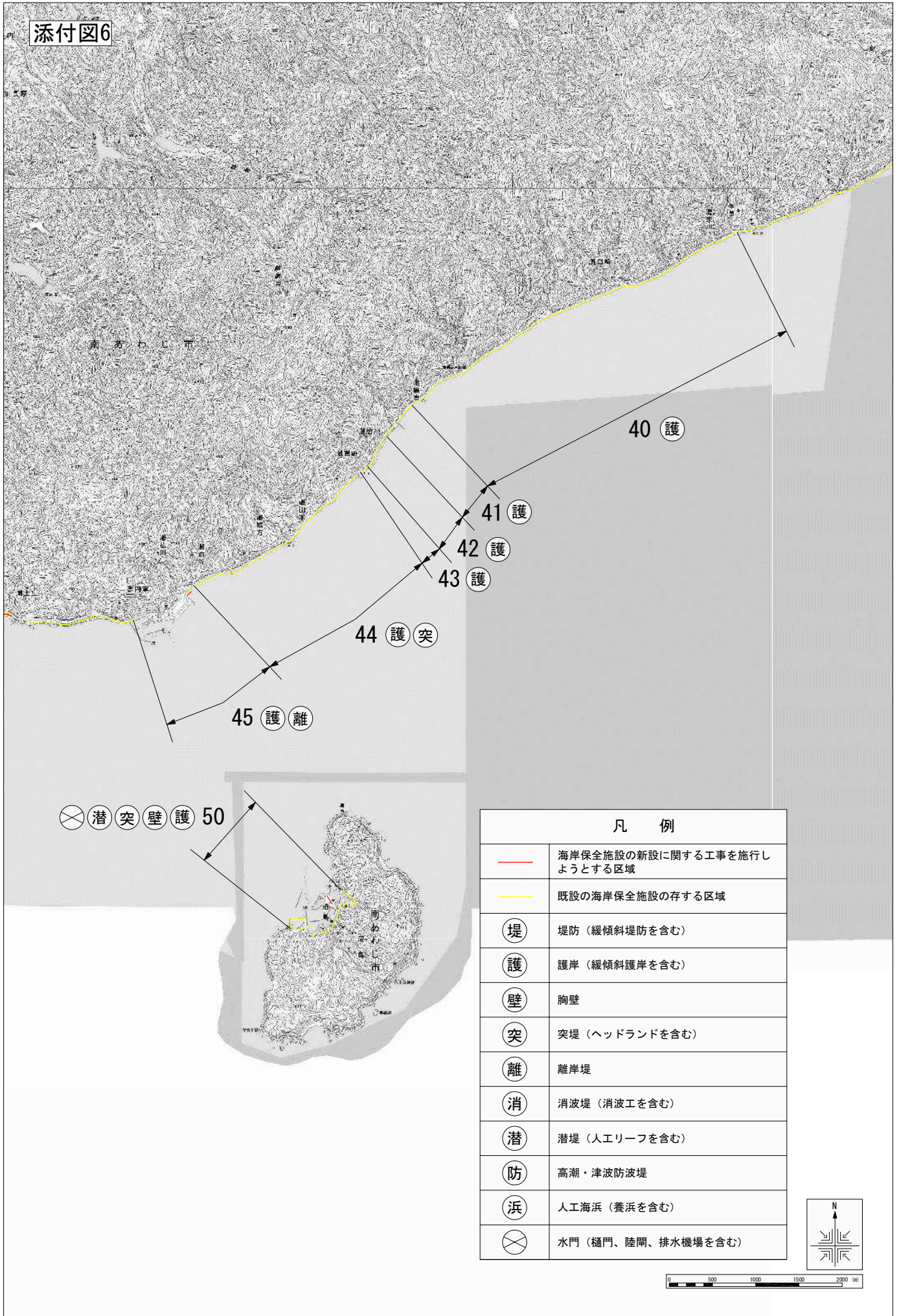
39 護突

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



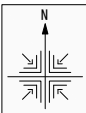
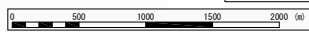
この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

添付図6



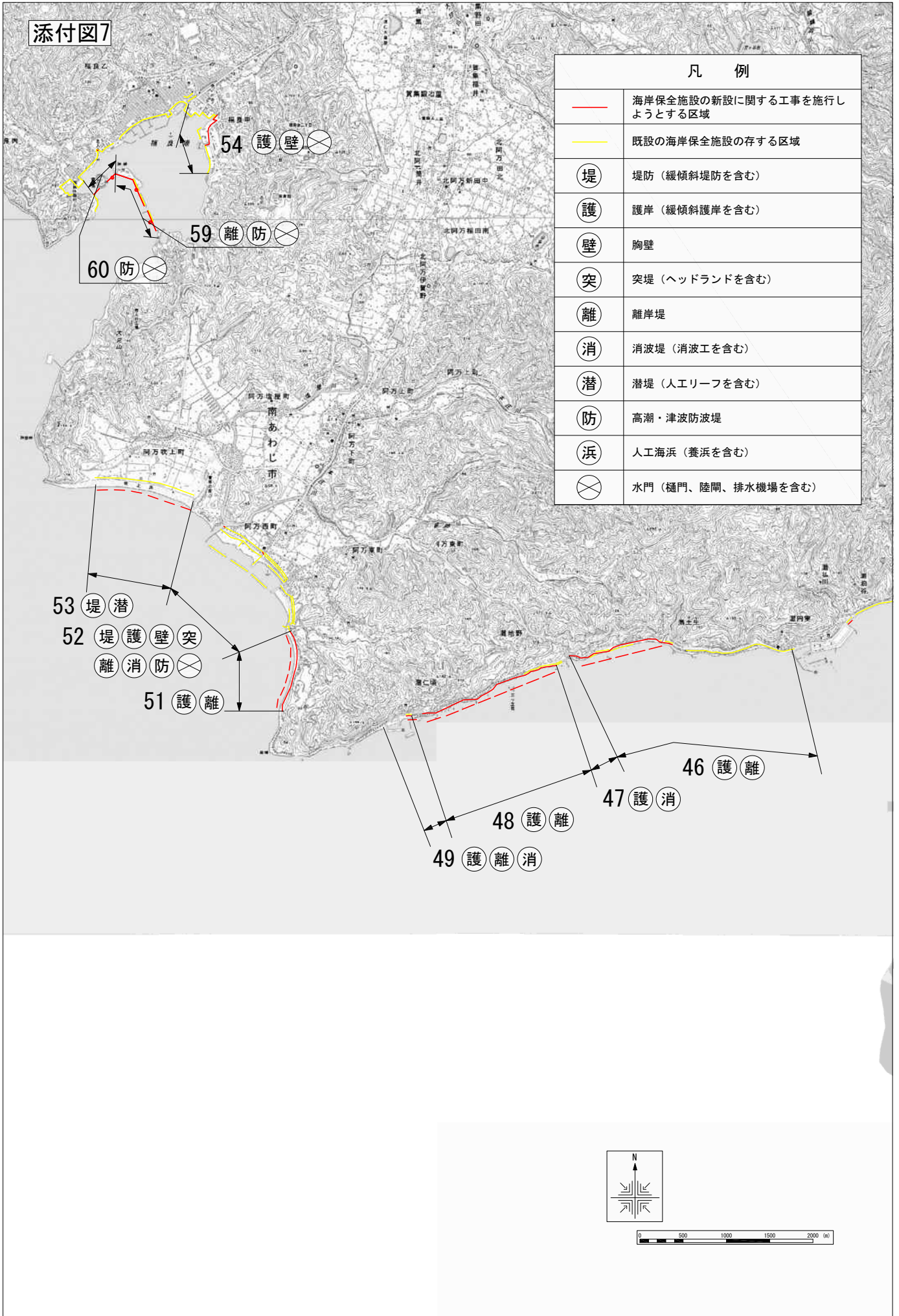
⊗ 潜 突 壁 護 50

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸開、排水機場を含む）



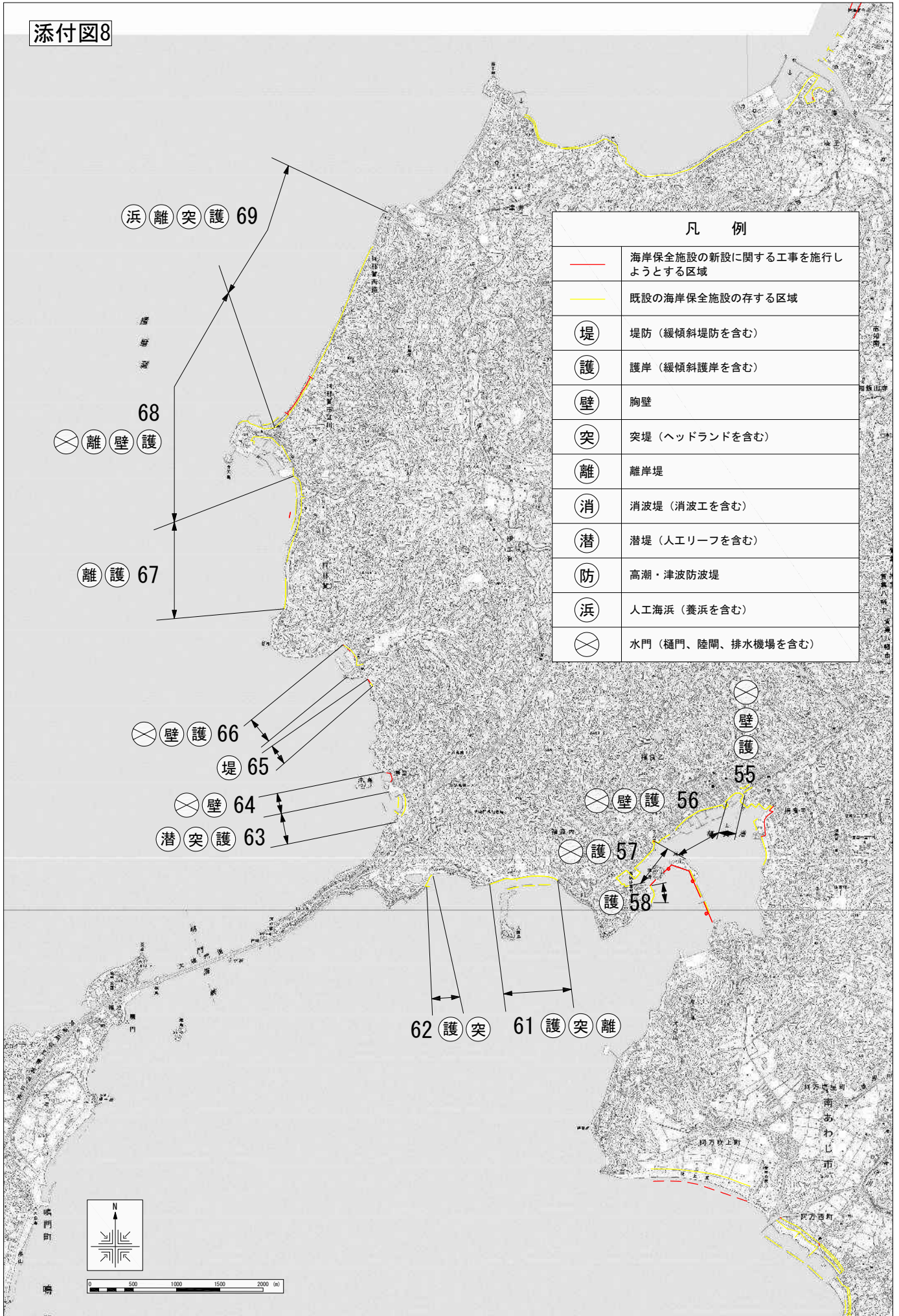
この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

添付図7






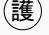



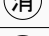
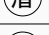
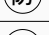

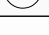
この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

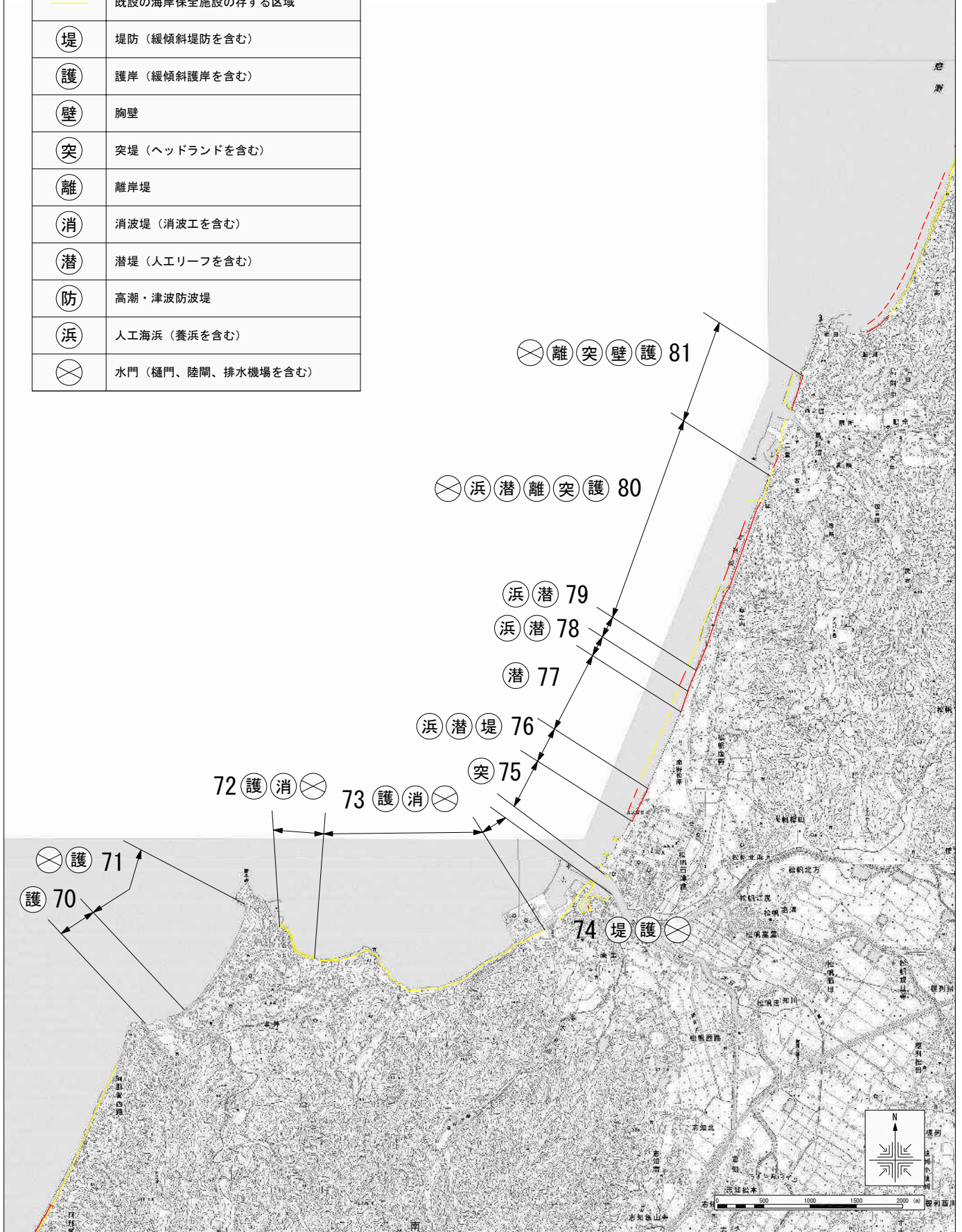
添付図8



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

添付図9

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）

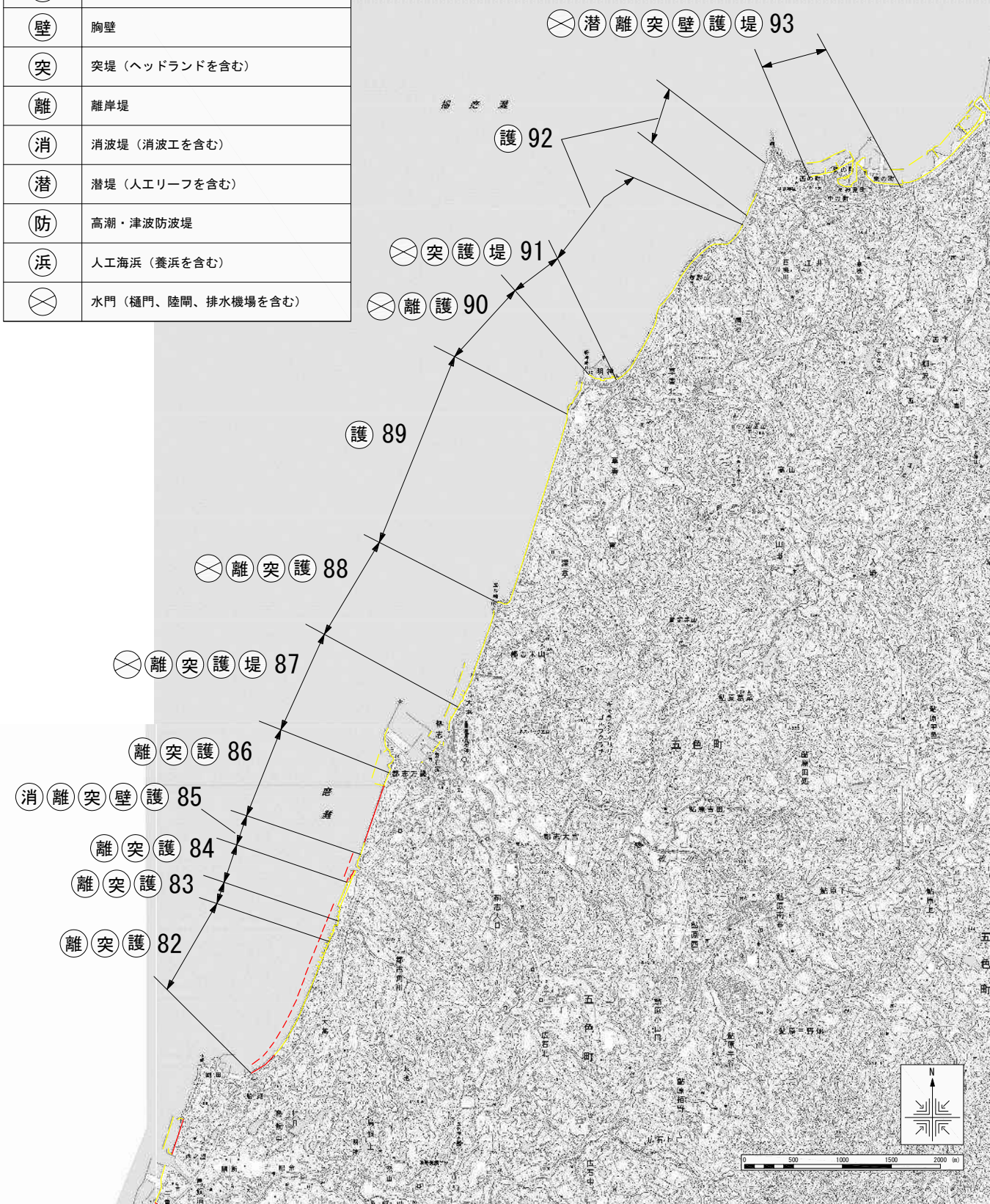


この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

添付図10








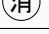

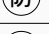


凡 例

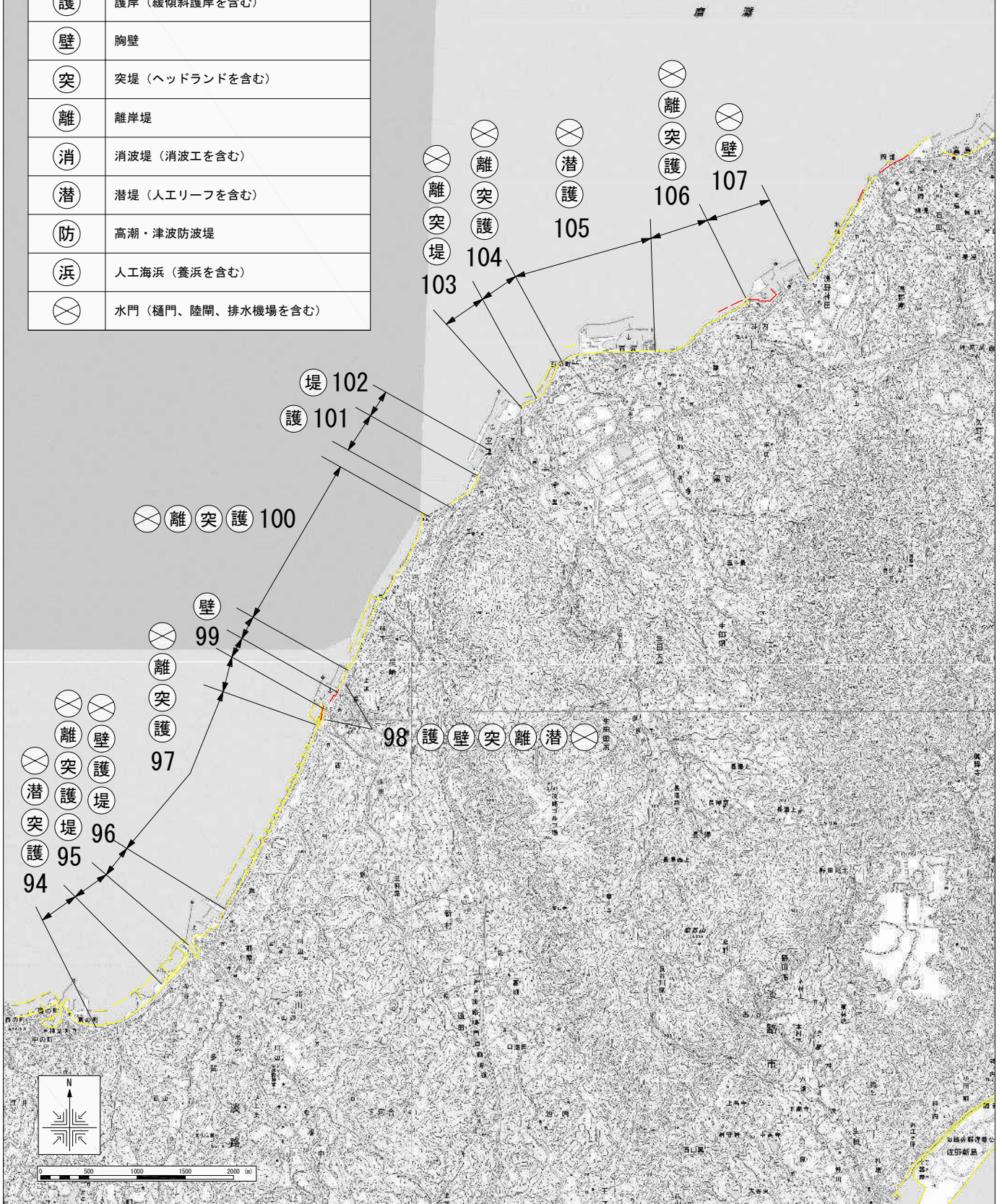
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。












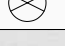
添付図11

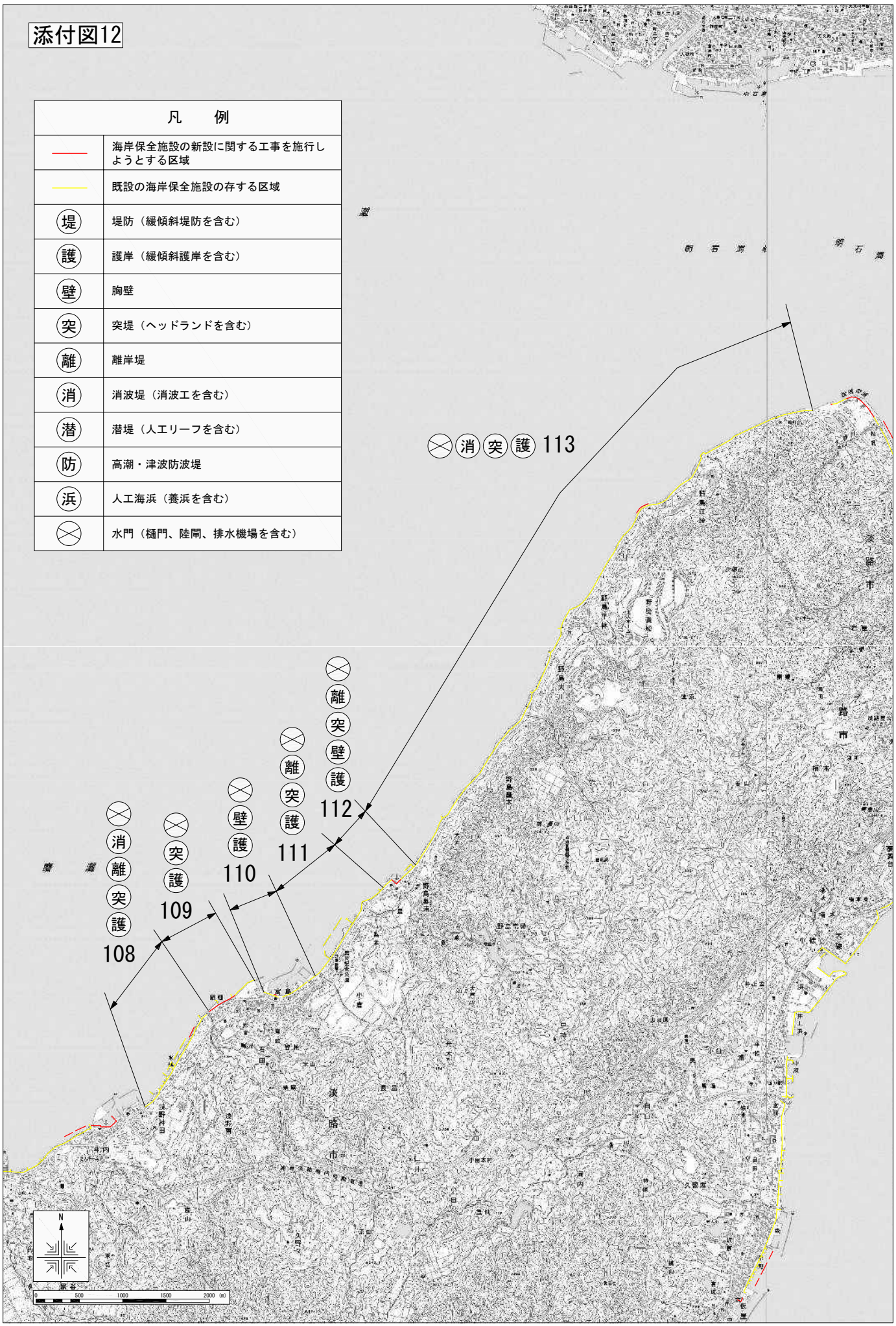
凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

添付図12

凡 例	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



この地図は、国土地理院の数値地図200000及び数値地図25000（平成27年時点）に整備計画内容を追記したものである。

(1) 海岸保全施設の種類の概要

主な海岸保全施設の種類の概要について参考表に示す。

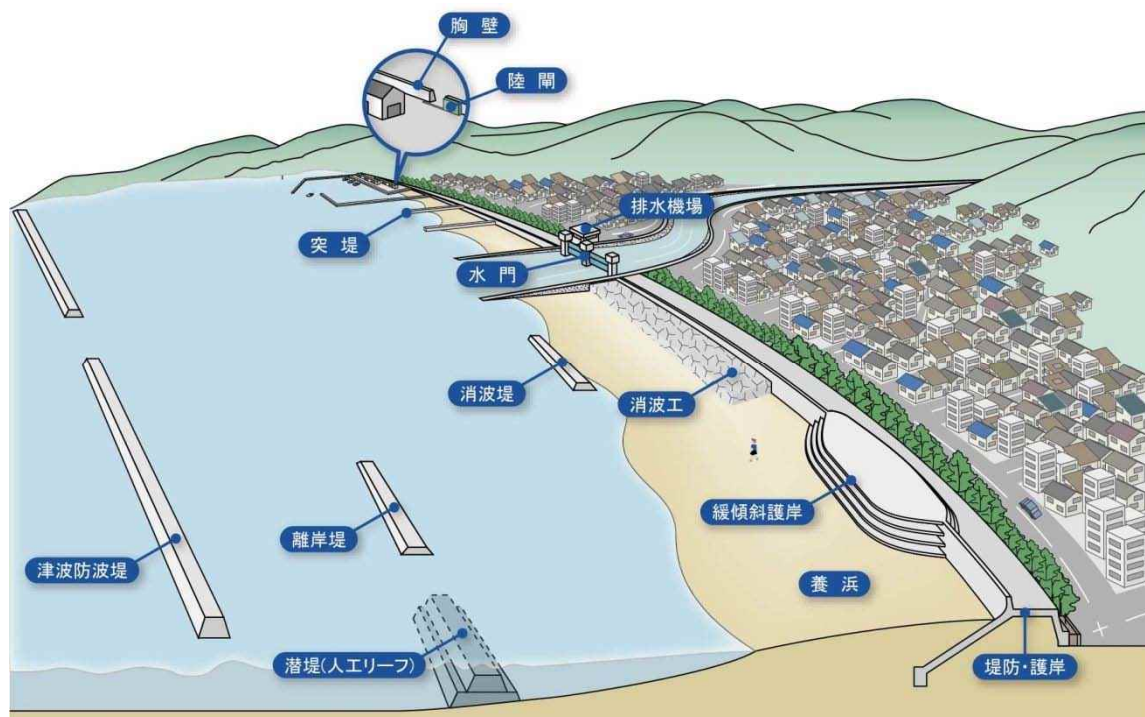
参考表 海岸保全施設の種類の概要

種 類	概 要
養 浜	侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成することである。
離岸堤 ・ 潜 堤	侵食防止や海浜造成成果を目的として、汀線から離れた沖合の海面に設置する施設である。 潜堤は離岸堤とほぼ同じ形状・効果を有し、特に環境面や景観面に配慮して堤体を水面下にとどめた施設である。
突 堤	主として沿岸漂砂の卓越する海岸において、沿岸漂砂を制御することにより、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的としている施設である。
消波堤	波浪を減衰させて侵食を防ぐための施設であり、離岸堤よりは陸側の汀線付近に設置される。
護岸・堤防	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する施設で、護岸は現地盤や埋立地盤を被覆する施設であり、堤防は現地盤を盛土やコンクリート打設等により増嵩させる施設である。
胸 壁	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で陸域に設けられる施設で、海岸線に港湾や漁港施設が存在し、施設利用の関係から水際線付近に堤防や護岸を設置することが困難な場合に、それら施設の背後に設置される場合が多い。
消波工	波浪を減衰させて飛沫を減らしたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されるコンクリートブロック。
水門・樋門	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で河川や運河を横切って設けられる施設である。一般に通水断面の上方が開放し、その径間が大きいものを水門、通水断面が函渠形式で径間が小さいものを樋門、さらに小規模なものを樋管と呼ぶ。
排水機場	高潮時に水門等の門扉が閉鎖された後、降雨等により流入してくる河川水や都市排水及び農地排水を強制的に排除することを目的とした施設である。
閘 門	水位の異なる2つの水面間を船舶が通行するための施設である。
陸 閘	堤防や胸壁前面の港湾・漁港施設等を利用するために、普段は車両、人の通行が可能となるように設けられた門扉のことである。
津波防波堤	港湾機能を維持するために津波発災直後から波浪に対して一定の港内静穏度を確保する必要がある防波堤や、津波を低減する効果を期待する防波堤のことである。

(2) 施設の選定

整備対象区域の要請事項や制約条件等に照らしあわせて海岸保全施設の種類を選定する。

淡路沿岸の多様な海岸環境と海岸景観の保全・創造を図るためにも、整備箇所や周辺地域の特性をふまえつつ、地域特有の風景になじむような施設を個々に検討のうえ採用していくものとする。



参考図 海岸保全施設のイメージ